

総務省

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 ワーキンググループ（第8回）

## EU・豪州・ニュージーランド・英国における 行動規範の策定状況

株式会社野村総合研究所

コンサルティング事業本部

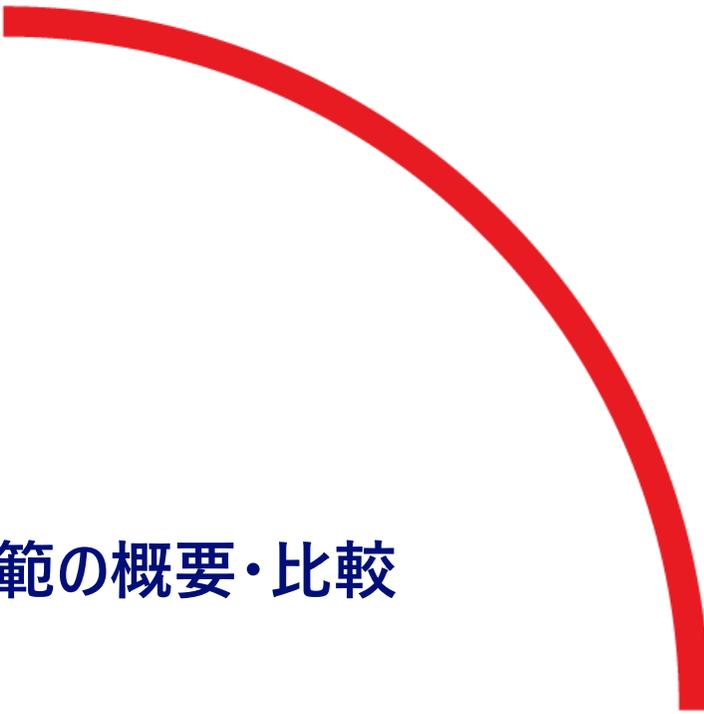
ICT・コンテンツ産業コンサルティング部

2024年3月18日

**NRI**

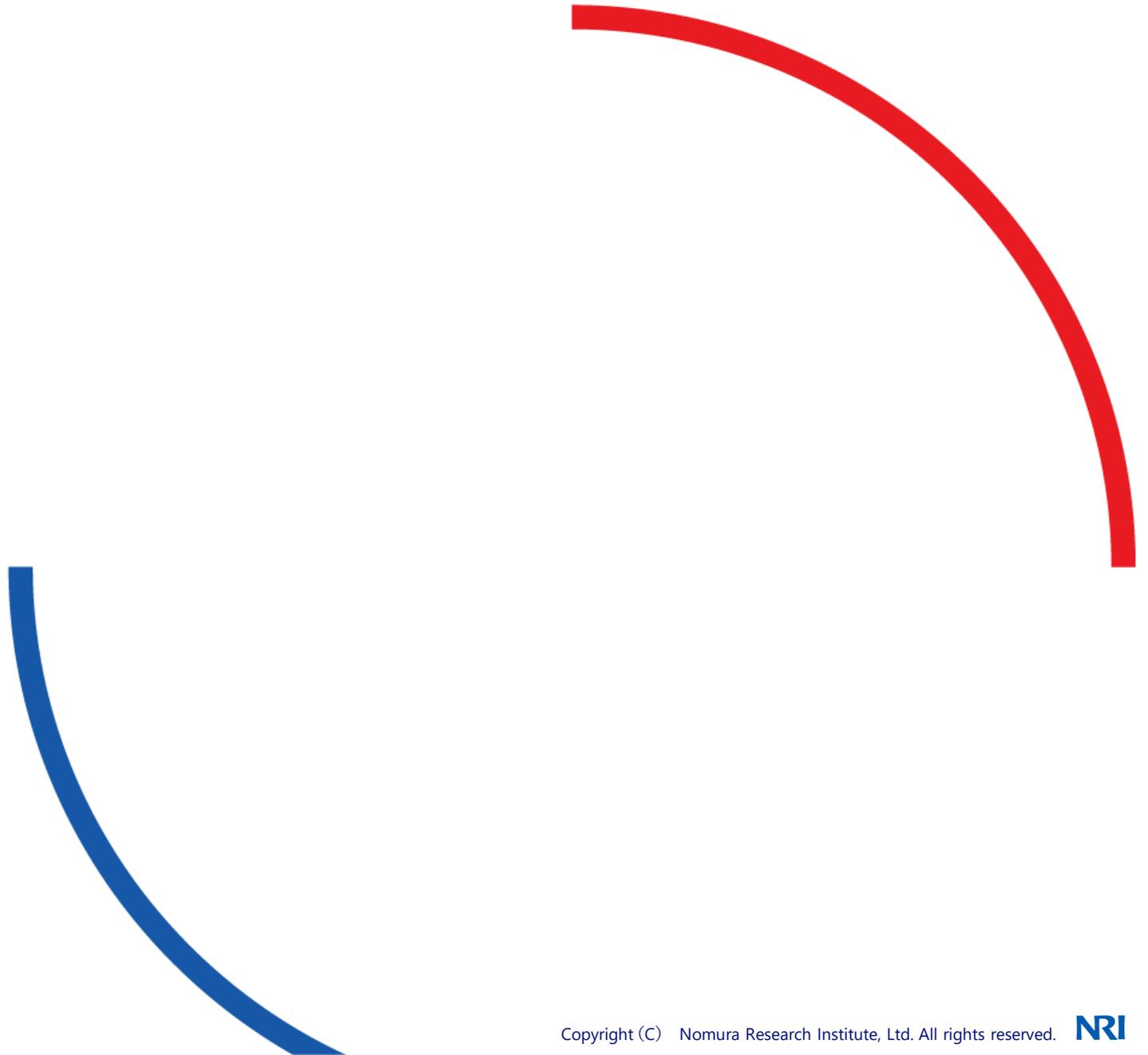
Envision the value,  
Empower the change

1. EU・オーストラリア・ニュージーランド：行動規範の概要・比較
2. 英国：オンライン安全法における行動規範の策定状況



# 1. EU・オーストラリア・ニュージーランド：行動規範の概要・比較

EU



- EUの偽情報に関する政策の全体像
- DSAと行動規範の関係性

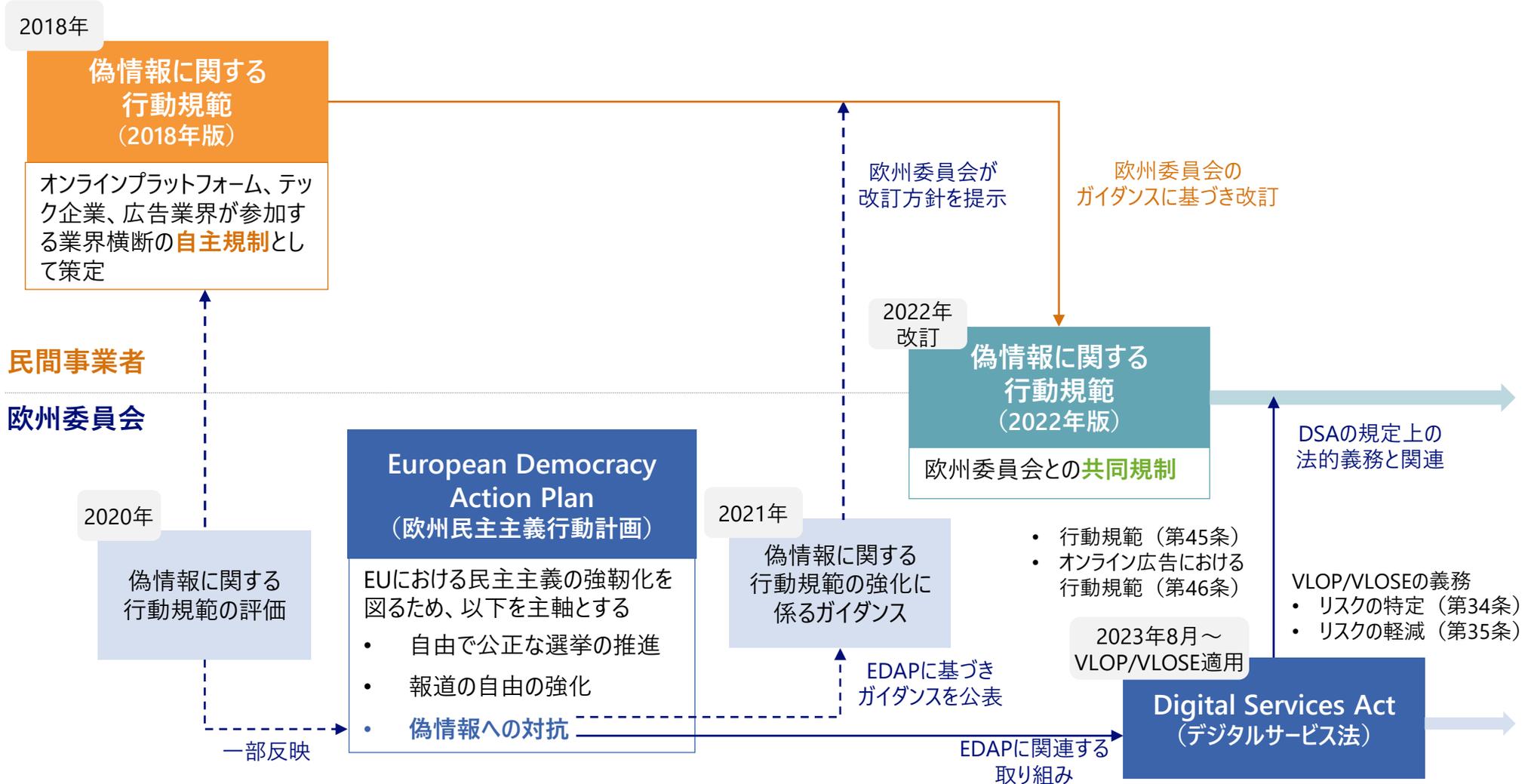
### 偽情報に関する行動規範

- 行動規範の全体像
- 策定経緯
- 署名事業者・団体
- 欧州委員会による2018年版行動規範の評価の概要
- 偽情報・誤情報の定義
- ガバナンスの枠組み
- 主要5PF事業者のコミットメント状況
- 主要5PF事業者の分野ごとのコミットメント内容

### 参考資料

- 行動規範の詳細（各コミットメントの内容）
- European Democracy Action Plan（欧州民主主義行動計画）

# 欧州民主主義行動計画を機に偽情報に関する行動規範への欧州委員会の関与が高まった



# 欧州委員会は行動規範の策定と参加を奨励しており、行動規範の遵守はVLOP/VLOSEのリスク軽減義務の一環に位置付けられる。不参加はDSAの義務違反の考慮要素となりうる

### ■ 前文第103項

- 欧州委員会および理事会は、本規則の適用に資するため、自主的な**行動規範の策定と、それらの規範の規定の実施を奨励すべき**である。欧州委員会および理事会は、行動規範が、取り組んでいる公益目的の性質を明確に定義し、その目的の達成を独立的に評価する仕組みを含む、関係当局の役割が明確に定義されていることを目指すべきである。特に、安全保障、プライバシー、個人情報保護への悪影響の回避や、一般的な監視義務を課すことの禁止に注意を払うべきである。**行動規範の実施は測定可能であり、公的な監視の対象となるべきであるが、そのような規範の自発的な性質や、利害関係者が参加するかどうかを決定する自由を損なうことがあってはならない。**特定の状況においては、**超大規模オンラインプラットフォームが特定の行動規範の策定に協力し、遵守することが重要**である。本規則のいかなる規定も、他のサービスプロバイダーが同じ行動規範に参加することにより、デューデリジェンスの同じ基準を遵守し、ベストプラクティスを採用し、欧州委員会および理事会が提供するガイドラインの恩恵を受けることを妨げるものではない。

### ■ 前文第104項

- 本規則は、そのような行動規範のために考慮すべき分野を特定することが適切である。特に、特定の種類の**違法コンテンツに関するリスク軽減措置は、自主規制および共同規制の合意を通じて検討されるべき**である。また、情報操作や虐待行為、未成年者への悪影響など、システムリスクが社会と民主主義に及ぼしうる負の影響についても検討すべきである。これには、**意図的に不正確な、あるいは誤解を招くような情報を、時には経済的利益を得る目的で作成するためにボットや偽アカウントを使用するなど、偽情報を含む情報の増幅を目的とした協調的な操作**が含まれ、これらは特に未成年者などサービスの受け手である弱者にとって有害である。このような分野に関連して、超大規模オンラインプラットフォームや超大規模オンライン検索エンジンによる所定の**行動規範の遵守とコンプライアンスは、適切なリスク軽減措置**として考えられる。オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンのプロバイダーが、そのような**行動規範の適用への欧州委員会による招へいを適切な説明なしに拒否した場合、当該オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンが本規則の定める義務に違反したか否かを判断する際に、関連のある範囲で考慮されうる。**

### ■ 前文第106項

- 本規則に基づく行動規範 (Codes of conduct) におけるルールは、「製品安全に関する誓約」、「インターネット上の偽造品販売に関する覚書」、「オンライン上の違法なヘイトスピーチ対策に関する行動規範」ならびに「**偽情報に関する行動規範**」など、欧州連合レベルですでに確立されている自主規制の取り組みの基礎となりうる。**特に後者（偽情報に関する行動規範）については、欧州委員会のガイダンスに従い、欧州民主主義計画で発表されたとおり、偽情報に関する行動規範が強化された。**

## 欧州委員会は行動規範の策定と参加を奨励しており、行動規範の遵守はVLOP/VLOSEのリスク軽減義務の一環に位置付けられる。不参加はDSAの義務違反の考慮要素となりうる

### ■ 第45条 行動規範

- 1. 欧州委員会および理事会は、特に競争法および個人情報の保護に関するEU法に従い、さまざまな種類の違法コンテンツおよびシステムリスクへの取り組みという特定の課題を考慮しつつ、本規則の適切な適用に貢献するため、**EUレベルでの自主的な行動規範の作成を奨励し、促進するものとする。**
- 2. 第34条第1項の意味における重大なシステムリスクが出現し、複数の超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンに関係する場合、欧州委員会は、関係する超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダーまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダー、および他の超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダー、超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーを招待することができる、適切な場合には、オンラインプラットフォームおよびその他の仲介サービスのプロバイダー、ならびに関連する管轄当局、市民社会組織およびその他の関連する利害関係者に対し、特定のリスク軽減措置を講じることを約束すること、および講じられた措置とその結果に関する定期的な報告枠組みを定めることを含め、**行動規範の策定に参加するよう求めることができる。**
- 4. 委員会および理事会は、行動規範が第1項および第3項に規定された目的を満たしているかどうかを評価し、行動規範に含まれる主要業績評価指標を考慮しながら、その目的の達成状況を定期的に監視および評価するものとする。両委員会は、その結論を公表しなければならない。委員会および理事会はまた、行動規範の定期的な見直しと適応を奨励し、促進するものとする。行動規範の遵守に組織的な不履行があった場合、委員会および理事会は、**行動規範の署名事業者・団体に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。**

## VLOP/VLOSEは第34条で偽情報の拡散を含むリスクの特定が義務付けられている

### ■ 前文第84項

- このようなシステミックリスクを評価する際、超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模なオンライン検索エンジンのプロバイダーは、関連する可能性のあるすべてのアルゴリズムシステム、特にレコメンダーシステムおよび広告システムを含む、リスクに寄与する可能性のあるシステムまたはその他の要素に焦点を当てるべきであり、関連するデータの収集および利用慣行に注意を払うべきである。また、コンテンツのモデレーションプロセス、技術ツール、割り当てられたリソースだけでなく、利用規約とその施行が適切かどうかとも評価する必要がある。本規則で特定されたシステミック・リスクを評価する際、プロバイダーは、違法ではないが本規則で特定されたシステミック・リスクに寄与する情報にも注目すべきである。そのため、そのようなプロバイダーは、**偽情報**を含む、誤解を招く、または欺瞞的なコンテンツを広める、または増幅するために、そのサービスがどのように利用されているかについて、特に注意を払うべきである。アルゴリズムによる情報の増幅がシステミックリスクの一因となる場合、プロバイダーは、そのリスク評価にこれを適切に反映させるべきである。リスクがローカライズされている場合、または言語的な違いがある場合、それらのプロバイダーは、リスク評価においてこの点も考慮すべきである。超大規模オンラインプラットフォームや超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、特に、そのサービスの設計と機能、意図的かつしばしば協調的な操作とその利用が、どのようなものであるかを評価すべきである。

### ■ 第34条 リスク評価

- 1. 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、そのサービスおよびアルゴリズムシステムを含む関連システムの設計もしくは機能、またはそのサービスの利用に起因する、当組合におけるシステミックリスクを真摯に特定、分析および評価しなければならない。リスク評価は、第33条第6項第2号で言及されている適用日までに、また、その後少なくとも1年に1回、さらに、いかなる場合においても、本条に従って特定されたリスクに重大な影響を及ぼす可能性のある機能を展開する前に、実施しなければならない。このリスク評価は、そのサービスに特化し、システミックリスクに比例し、その重大性と蓋然性を考慮したものでなければならず、以下のシステミックリスクを含むものとする：
  - （以下略）

## VLOP/VLOSEは第35条でリスクの軽減を義務付けられている

### ■ 前文第86項

- 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、基本的権利を遵守しつつ、リスク評価で特定されたシステムリスクを真摯に軽減するために必要な手段を展開すべきである。採用される措置は、本規則のデューデリジェンス要件を尊重し、特定された特定のシステムリスクを軽減する上で合理的かつ効果的でなければならない。これらの措置は、超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーの経済的能力、および基本的権利に対する潜在的な悪影響を十分に考慮し、そのサービスの利用に対する不必要な制限を回避する必要性に照らして、相応のものでなければならない。これらのプロバイダーは、表現の自由への影響を特に考慮すべきである。

### ■ 第35条 リスクの軽減

- 1. 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、第34条に従って特定された特定のシステムリスクに合わせた、合理的、比例的かつ効果的な軽減措置を、当該措置が基本的権利に与える影響を特に考慮して、講じなければならない。かかる措置には、該当する場合、以下が含まれる：
  - (a) オンライン・インターフェースを含む、サービスのデザイン、特徴または機能を適合させること；
  - (b) 利用規約およびその実施方法を変更すること；
  - (c) 特定の種類の違法コンテンツに関連する通知の処理速度および質を含む、コンテンツ調整プロセスの適合。また、特に違法なヘイトスピーチやサイバー暴力に関して、適切な場合には、通知されたコンテンツの迅速な削除、またはアクセス不能化、ならびにコンテンツ調整のための関連する意思決定プロセスおよび専用リソースの適合を含む、コンテンツ調整プロセスの適合を行うこと；
  - (d) レコメンダー・システムを含むアルゴリズム・システムをテストし、適合させること；
  - (e) 広告システムを適合させ、提供するサービスに関連する広告の提示を制限又は調整することを目的とした的を絞った措置を採用すること；
  - (f) 特にシステムリスクの検知に関して、その活動の内部プロセス、リソース、テスト、文書化、または監督を強化すること；
  - (g) 第22条に従った信頼できる旗振り業者との協力、および第21条に従った裁判外の紛争解決機関の決定の実施を開始または調整すること；
  - (h) 第45条および第48条にそれぞれ言及される**行動規範**および危機プロトコルを通じて、オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンの他のプロバイダーとの協力を開始または調整すること；
  - (i) サービスの受け手に多くの情報を提供するために、啓発措置を講じ、オンライン・インターフェースを適合させること；
  - (j) 適切な場合には、年齢認証やペアレンタルコントロールツール、未成年者が虐待を通報したり支援を受けたりするのを支援するためのツールなど、児童の権利を保護するための的を絞った措置を講じること；
  - (k) 生成または加工された画像、音声、映像であるか否かを問わず、実在する人物、物、場所、その他の実体または出来事に著しく類似し、真正または真実であるかのように人に誤認させるような情報の項目は、オンライン・インターフェースに表示される際、目立つマークによって区別できるようにし、さらに、サービスの受信者がそのような情報を表示できるような使いやすい機能を提供すること。
- 2. (略)

## 行動規範はVLOP/VLOSEのオンライン広告に関する透明性義務を補完するものであり、欧州委員会はその策定と参加を奨励する

### ■ 前文第88項

- 超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダーや、超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーも、レコメンダーシステムをはじめとするアルゴリズムシステムをテストし、必要に応じて適応させるための措置を講じることに努めるべきである。パーソナライズされたレコメンデーションの悪影響を緩和し、レコメンデーションに使用される基準を修正する必要があるかもしれない。超大規模オンラインプラットフォームや超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーが使用する広告システムも、システムリスクの誘因となりうる。これらのプロバイダーは、特定の情報に対する広告収入を中止するなどの是正措置、または権威ある情報源の可視性を向上させる、広告システムをより構造的に適合させるなどの他の措置を検討すべきである。超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、特にシステムリスクの検出に関して、その活動の内部プロセス又は監督を強化し、新たな機能に関連するリスク評価をより頻繁に又は的を絞って実施する必要があるかもしれない。特に、異なるオンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジン間でリスクが共有される場合、**既存の行動規範またはその他の自主規制措置を開始または参加**することを含め、他のサービスプロバイダーと協力すべきである。また、特に**偽情報**キャンペーンに関連するリスクについては、啓発活動を検討すべきである。

### ■ 前文第107項

- オンライン広告の提供には、一般に、広告のパブリッシャーと広告主をつなぐ仲介サービスを含む複数の関係者が関与する。**行動規範**は、オンラインプラットフォームのプロバイダー、超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンの**広告に関する透明性義務を支援し、補完するものでなければならない**。これは、特に関連情報の伝達の様式に関して、これらの義務の遵守を促進し、強化するための柔軟かつ効果的なメカニズムを提供するためである。これには、広告の代金を支払う広告主が、オンラインプラットフォームのオンラインインターフェース上で広告を提示する自然人または法人と異なる場合に、広告主に関する情報の伝達を容易にすることを含むべきである。**行動規範**には、データの収益化に関する有意義な情報がバリューチェーン全体で適切に共有されることを確保するための措置も含まれるべきである。幅広い利害関係者が関与することで、**行動規範**が広く支持され、技術的に健全で、効果的であり、透明性の義務がその目的を達成するために最高レベルの使いやすさを提供することが保証されるべきである。幅広い利害関係者が関与することで、**行動規範**が広く支持され、技術的に健全で、実効性があり、透明性義務がその目的を達成するよう確保するために最高レベルの使いやすさを提供できるはずである。**行動規範**の実効性を確保するため、**欧州委員会は行動規範の策定に評価メカニズムを含める**べきである。必要に応じて、欧州委員会は、欧州基本権機関または欧州データ保護監督機関に、それぞれの行動規範について意見を述べるよう求めることができる。

## 行動規範はVLOP/VLOSEのオンライン広告に関する透明性義務を補完するものであり、欧州委員会はその策定と参加を奨励する

### ■ 第46条 オンライン広告における行動規範

- 1. 欧州委員会は、第26条（オンラインプラットフォームにおける広告）および第39条（オンライン広告の追加的な透明性）の要件を超えて、オンライン広告のバリューチェーンにおける関係者の透明性を高めることに貢献するため、オンラインプラットフォームのプロバイダー、およびオンライン広告仲介サービスのプロバイダー、プログラム広告のバリューチェーンに関与するその他の関係者、またはサービスの受け手を代表する組織、市民社会組織もしくは関係当局などのその他の関係するサービスプロバイダーによる、**欧州連合レベルでの自主的な行動規範の策定を奨励し、促進するものとする。**
- 2. 欧州委員会は、行動規範が、EU法および国内法、特に競争法およびプライバシーと個人情報の保護に関する法律に従って、オンライン広告における競争的で透明かつ公正な環境と同様に、すべての関係者の権利と利益を十分に尊重した効果的な情報伝達を追求することを確保することを目指すものとする。欧州委員会は、行動規範が少なくとも以下の事項に対処していることを確認することを目指すものとする：
  - ・ (a) 第26条第1項(b)、(c)および(d)に定める要件に関して、オンライン広告仲介業者のプロバイダーがサービスの受け手に対して保有する情報の伝達；
  - ・ (b) 第39条に基づき、オンライン広告仲介事業者が保有する情報をリポジトリに送信すること；
  - ・ (c) データの収益化に関する有意義な情報；
- 3. 欧州委員会は、2025年2月18日までの当該**行動規範の策定**と、2025年8月18日までのその**適用を奨励**しなければならない。
- 4. 欧州委員会は、第1項で言及したオンライン広告のバリューチェーンのすべての関係者に対し、行動規範に記載されたコミットメントに賛同し、それを遵守するよう奨励しなければならない。

## 欧州委員会はDSAへのQ&Aの中で、 偽情報について、VLOP・VLOSEの責任を規定しているとしている

### 欧州委員会のDSAに関するQ&Aにおける言及

- DSAに関するQ&Aの中で、「違法ではないが、有害なコンテンツへの対処」について言及している（以下、Q&Aより抜粋）

（違法ではないが有害なコンテンツに効果的に対処するには？）

- 違法でない範囲で、有害なコンテンツを違法なコンテンツと同様に扱うべきではない。新しい規則では、表現の自由を完全に尊重した上で、違法なコンテンツを削除したり、削除を促したりする措置のみを課している。
- 同時に、DSAは、偽情報、デマ、パンデミック時の操作、社会的弱者への危害、その他の新たな社会的危害といった体系的な問題に関しては、非常に大規模なオンライン・プラットフォームや非常に大規模なオンライン検索エンジンの責任を規制している。欧州委員会による指定後、少なくとも4,500万人のユーザーを抱える超大手オンラインプラットフォームおよび超大手オンライン検索エンジンは、毎年リスク評価を実施し、サービスの設計および使用に起因する対応するリスク軽減措置を講じなければならない。このような措置は、表現の自由の制限とのバランスを慎重に考慮する必要がある。また、独立した監査を受ける必要もある。
- さらに、この提案では、サービス・プロバイダーが行動規範のもとで違法コンテンツの拡散や、子供や未成年者などサービスの受け手として弱い立場にある人々にとって特に有害な、操作的で虐待的な行為に関する悪影響に対処するための共同規制の枠組みを定めている。
- DSAは、偽情報に関する行動規範の改訂や危機管理プロトコルなど、オンライン上の危害に関する共同規制の枠組みを促進している。

### 参考：DSAと行動規範の関係についての学術研究

- エラスムス・ロツテルダム大学の論文“Rachel Griffin and Carl Vander Maelen : Codes of Conduct in the Digital Services Act: Exploring the Opportunities and Challenges(9/6/2023)”では、DSAと行動規範の関係性について分析をしている
- 同論文では、行動規範は名目上は任意であるが、DSAの第34条・第35条の対象となるVLOP・VLOSEに対して事実上の法的義務を生じさせるものであるとしている

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA\\_20\\_2348](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_2348)

Rachel Griffin and Carl Vander Maelen : Codes of Conduct in the Digital Services Act: Exploring the Opportunities and Challenges

# Code of Practice on Disinformation (偽情報に関する行動規範)

## 行動規範の全体像 (概要・機関設計)

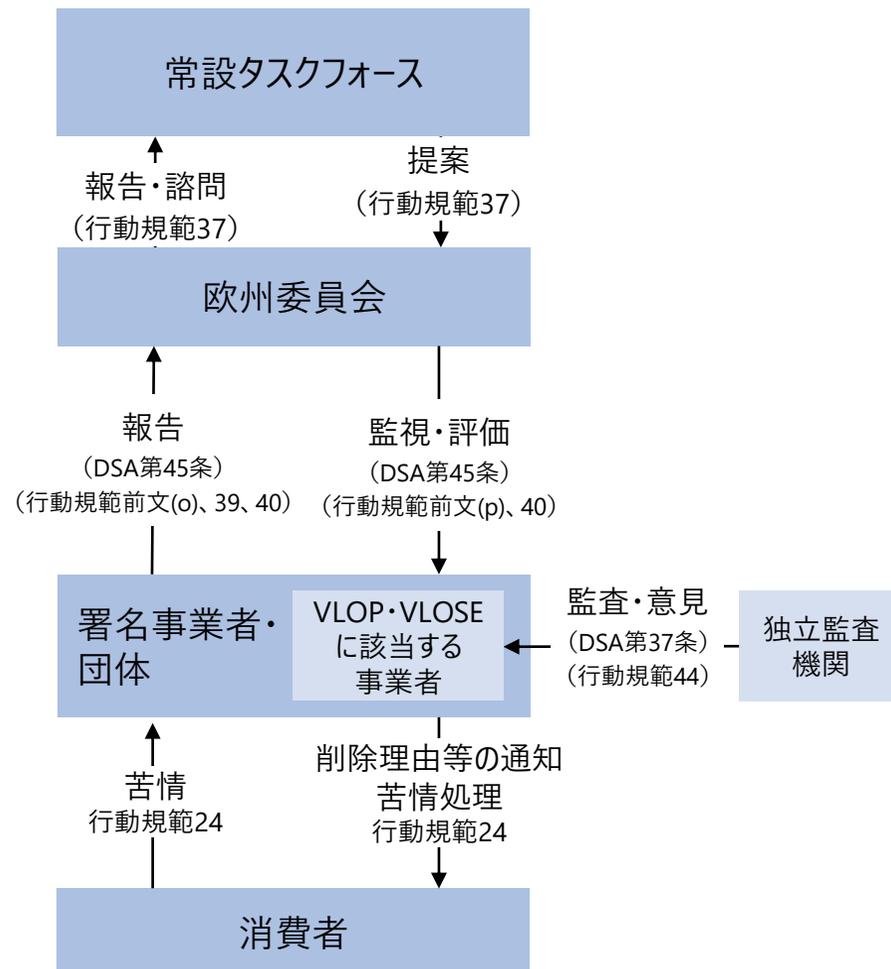
### 概要

- 欧州委員会がとりまとめや執行について中心的な役割を担う。各オンラインプラットフォーム等の署名事業者・団体は欧州委員会との共同規制として、履行をそれぞれで行い、欧州委員会に対して報告を行うこととなっている。また、ユーザーの苦情処理等も署名事業者・団体が直接行う。
- また、署名事業者・団体のうち、DSAにおいてVLOP/VLOSEに指定されている事業者は、DSA第37条及び行動規範コミットメント44により、行動規範の遵守状況について独立機関から監査\*を受ける必要がある。  
\*監査主体や対象等の詳細については後頁を参照
- 他方、継続的なルールや運用の改善に向け、常設のタスクフォースが設置され、欧州委員会や署名事業者・団体のほか、ファクトチェック等に関するNGO等が参加することとなっている。

#### 常設タスクフォース

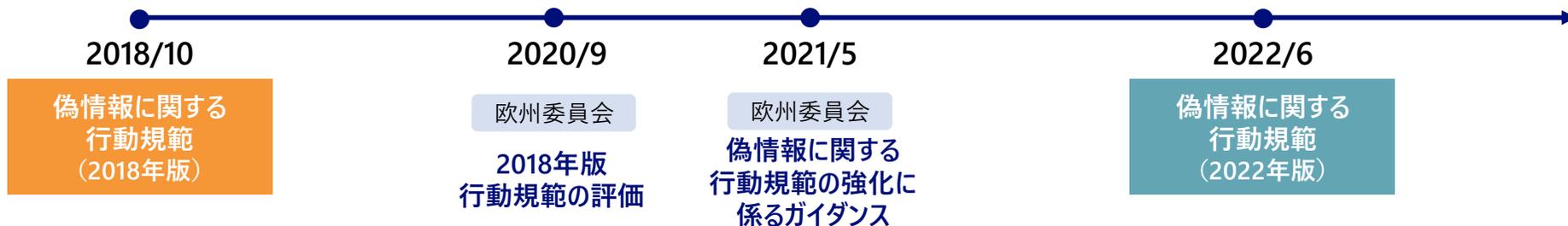
主な役割	✓ 設立された常設タスクフォースは、必要に応じて開催され、少なくとも半年ごとに会合を開き、技術的、社会的、市場的、法制的な進展を踏まえて、コミットメントを監視し、適応させていく。
構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 常設タスクフォースは、下記の代表者で構成される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>署名事業者・団体</li> <li>欧州対外行動庁 (European External Action Service)</li> <li>欧州視聴覚メディア・サービス規制者グループ (European Regulators Group for Audiovisual Media Services : ERGA)</li> <li>欧州デジタルメディア観測所 (European Digital Media Observatory : EDMO)</li> </ul> </li> <li>✓ 常設タスクフォースの議長は欧州委員会が務め、専門家の支援も受けながら、技術、社会、市場、法制的の発展を見据えて行動規範を見直し、適応させていく。</li> </ul>

### 機関設計



## 策定経緯

年	内容
2018年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年10月、オンラインプラットフォーム、大手テック企業、広告業界の代表がオンライン上の偽情報の拡散に対処するための<b>自主規制の枠組み</b>として「偽情報に関する行動規範（Code of Practice on Disinformation）」（以下「2018年版行動規範」）を公表。</li> </ul>
2019年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年1月、オンラインプラットフォームと広告業界を代表する団体は、「2018年版行動規範」におけるコミットメントを遵守するために講じられた措置の実施状況について基本報告書を提出。</li> <li>2019年1月から5月にかけて、欧州委員会はFacebook、Google、Twitterによるコミットメントの履行状況について、特に欧州議会選挙の完全性に関して絞ったモニタリングを実施。</li> <li>「2018年版行動規範」の実施から1年後の2019年10月、署名事業者・団体による自己評価報告書が公表され、署名事業者・団体による1年間にわたるコミットメントの履行に向けた包括的な取り組み状況が示された。</li> </ul>
2020年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年9月、欧州委員会は「2018年版行動規範」の評価を公表。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「2018年版行動規範」の成果の確認と欠点の指摘がなされた。</li> </ul> </li> </ul>
2021年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年の評価を踏まえ、2021年5月、欧州委員会は「偽情報に関する行動規範の強化に係るガイダンス（European Commission Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation）」を公表し、署名事業者・団体が「2018年版行動規範の」の欠点にどのように対処すべきかを示した。</li> </ul>
2022年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年の欧州委員会による「偽情報に関する行動規範の強化に向けたガイダンス」を踏まえて、「2018年版行動規範」の署名事業者・団体と新規署名予定の団体が検討を行い、2022年6月、署名事業者・団体の名の下に「2022年偽情報に関する行動規範（The 2022 Code of Practice on Disinformation）」が公表された。</li> <li>欧州委員会は、「2022年版行動規範」が前年度のガイダンスで示した期待を満たしているとコメントしている。</li> </ul>



## 署名事業者・団体

項目	内容
署名事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2024年1月17日現在43団体が署名している。（2018年版は16団体）</li> <li>• オンラインプラットフォーム事業者、広告関連事業者・団体、ファクトチェック団体・関連サービス事業者やその他の市民・業界団体・関連事業者が参加</li> <li>• 加盟を希望する団体は、コミットメントと措置に同意する登録用文書に記入し、常設タスクフォースに提出することで、「The 2022 Code of Practice on Disinformation」に参加できる。</li> </ul>
署名事業者・団体に求められる主な行動規範	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 9つの分野、44のコミットメント、129の措置（measures）から構成される。（2016年版は21のコミットメント）</li> <li>• どのコミットメントに署名するかは各団体で決定し、コミットメントの実効性を確保するのも各団体の責任である。</li> </ul> <p>（9つの分野）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広告表示の精査</li> <li>2. 政治広告への対応</li> <li>3. サービスの完全性</li> <li>4. ユーザーのエンパワーメント</li> <li>5. 研究者コミュニティのエンパワーメント</li> <li>6. ファクトチェッカーのエンパワーメント</li> <li>7. 透明性センターの設置</li> <li>8. 常設タスクフォースへのコミット</li> <li>9. モニタリング体制の強化</li> </ol>

## Code of Practice on Disinformation（偽情報に関する行動規範）

# 2022年版行動規範の署名事業者・団体

■ 2024年1月17日時点の情報として、欧州委員会公式HP上で公開されている全43団体。（※アルファベット順）

凡例：

オンラインプラットフォーム事業者・団体

広告関連事業者・団体

ファクトチェック団体・関連サービス事業者

その他（市民・業界団体・関連事業者）

#	団体名
1	ActiveFence
2	Adobe
3	AI Forensics
4	Alliance4Europe
5	Avaaz
6	Clubhouse
7	Crisp
8	Debunk EU
9	Demagog
10	Democracy Reporting International
11	DoubleVerify
12	DOT Europe
13	Ebiquity
14	European Factchecking Standards Network
15	European Association of Communication Agencies (EACA)
16	Faktograf
17	FIDU (Italian Federation for Human Rights)
18	Globsec
19	Google
20	IAB Europe (Interactive Advertising Bureau Europe)
21	Kreativitet & Kommunikation

#	団体名
22	Les Surligneurs
23	Logically
24	Maldita.es
25	Meta
26	Microsoft
27	Newsback
28	Newtral
29	NewsGuard
30	PagellaPolitica
31	Reporters without Borders (RSF)
32	ScienceFeedback
33	Seznam
34	The Bright App
35	The Daily Ledger
36	The GARM Initiative
37	The Global Disinformation Index
38	TikTok
39	Twitch
40	Vimeo
41	VOST Europe
42	WhoTargetsMe
43	World Federation of Advertisers (WFA)

(参考) 2018年版行動規範の構成と項目一覧

目次	小項目
前文 (PREAMBLE)	(小項目はなし)
1.目的 (PURPOSES)	(小項目はなし) 「本規範の目的は、「偽情報」に関する課題に対処するために、加盟国が実施しうる行動を明らかにすることである」としたうえで、11個の具体の取組方向性を記載
2.コミットメント (COMMITMENTS)	A) 広告表示の精査 (Scrutiny of ad placements) :1 B) 政治広告と争点ベースの広告の透明性 (Transparency of Political advertising and issue-based advertising) :2-4 C) サービスの完全性 (Integrity of services) :5-6 D) 消費者のエンパワーメント (Empowering consumers) :7-11 E) 研究者コミュニティのエンパワーメント (Empowering the research community) :12-15
3.行動規範の効果の測定とモニタリング (MEASURING AND MONITORING THE CODE'S EFFECTIVENESS)	(小項目はなし) 署名団体・事業者に適用される評価指標を明記
4.評価期間 (ASSESSMENT PERIOD)	(小項目はなし) 規範の署名後、12ヶ月間の評価期間が設けられること等を記載
5.署名事業者・団体 (SIGNATORIES)	(小項目はなし)
6.効力の発生 (ENTRY INTO FORCE)	(小項目はなし)

## 欧州委員会による2018年版行動規範の評価（2020）の概要 1/2

- 欧州委員会は2018年版行動規範について、行動規範の発効前に比べてEU内における偽情報に対するプラットフォームのポリシーの透明性の向上に貢献したと評価している。
- 行動規範によって、EU内で偽情報に対抗するために署名事業者・団体が講じた措置について、以前よりも公に精査が行われるようになったことを評価する一方、報告の質についてはプラットフォーム間で異なり、5つの分野で一貫していないことが指摘された。

コミットメント	成果
A) 広告掲載の精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名事業者・団体は、虚偽または誤解を招く広告の拡散にサービスが利用されることを防ぐためのポリシーを実施し、「詐欺サイト」の広告アカウントをブロックまたは停止した。</li> </ul>
B) 政治広告と争点ベースの広告の透明性	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な署名事業者・団体は、2019年欧州議会選挙に向け、政治広告の透明性と開示を強化するシステムを導入し、政治広告のスポンサーの明示等を行った。</li> <li>ユーザーや研究者に対しカスタマイズ検索が可能なAPIを提供した。</li> </ul>
C) サービスの完全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名事業者・団体は、虚偽または誤解を招く情報の範囲と影響を人為的に増幅するための操作技術を使用するアカウントに措置を講じた。</li> <li>署名事業者・団体は、偽アカウントの作成や悪意のあるボット等を削除や防止の取り組みについて情報を提供し始めた。</li> <li>組織的な不正行為や工作への影響に関する開示情報の質を徐々に向上させた。</li> </ul>
D) 消費者のエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名事業者・団体は、コンテンツのランキングやレコメンダーシステムで信頼できる情報源を目立たせる技術への投資等を行い、公益に関するトピックについてユーザーが多様な視点を見つけやすくした。</li> <li>ファクトチェック団体との協力により、ユーザーにより多くのコンテキスト情報を提供したり、ユーザー自身が偽情報の可能性にフラグを立てたり、ファクトチェックの結果で警告を受けたりするツールが提供された。</li> </ul>
E) 研究者コミュニティのエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名事業者・団体は、研究者とファクトチェック団体に対してプラットフォームのデータを提供するための多くのポリシーやツールが実装した。</li> </ul>

行動規範の成果

## 欧州委員会による2018年版行動規範の評価 (2020) の概要 2/2

コミットメント	成果
A) 広告掲載の精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインでの偽情報の拡散に寄与する経済的要因の阻止が目的であるが、署名事業者・団体が報告したポリシーは偽情報対策に特化していないものがあつた。 例) 誤解を招く広告、根拠のない商業的な主張、詐欺的な商慣行の制限</li> <li>プラットフォーム自身のサービスへの争点ベースの広告の掲載に関する措置について、検証可能な証拠が提供されておらず、独立したファクトチェック団体との連携が不十分であった可能性がある。</li> </ul>
B) 政治広告と争点ベースの広告の透明性  ※欧州民主主義行動計画でEUレベルでの有料政治広告の透明性を高める解決策を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>争点ベースの広告の特定と開示について、署名事業者・団体間でアプローチが異なり、措置の効果を評価するための具体的な情報と検証ツールを提供していない。</li> <li>広告が組織的に共有される際に、ラベルが表示される続ける確実な手段を検討していない。</li> <li>ユーザーや研究者が広告ライブラリにアクセスする際、APIの機能制限やリポジトリの完全性、検索可能な情報の質に懸念が残る。</li> <li>政治広告の統一的な登録・認証手続きがない。</li> </ul>
C) サービスの完全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名事業者・団体が報告した操作技術等への対策はグローバルで提供されるため、EUへの影響と関連性を正確に評価できず、EU加盟国レベルでの透明性は不十分。</li> <li>検知された偽情報キャンペーンに対するユーザーの関与のレベルについて更なる透明性が必要。</li> </ul>
D) 消費者のエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供されたツールがEU全体ですべての言語で完全かつ平等に利用できる判断できない。</li> <li>信頼できる情報源とのユーザーの関与向上等への効果を示すデータが提供されていない。</li> <li>ツールやファクトチェック等の取り組みの有効性に関する透明で体系的な分析がないため、取り組みが時宜にかなわず、最適でない可能性がある。</li> <li>ユーザーが偽情報の可能性にフラグを立て、行動の結果について適切な情報を得るための使いやすく統一された手順がない。</li> <li>ファクトチェック団体との協力の効果について、比較可能な評価指標が提供されていない。</li> <li>一部のプラットフォームが開発した信頼性に関する指標において検索サービスやレコメンダーシステムにおける詳細な情報は入手できない。</li> </ul>
E) 研究者コミュニティのエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべてのEU加盟国と言語を完全にカバーした、プラットフォーム間で一貫したファクトチェックサービスの利用が実現するためのファクトチェック団体との協力モデルが検討されていない。</li> </ul>

## 2022年版行動規範の構成と項目一覧

赤太字：2018年版からの追加箇所

目次	小項目
1.前文（PREAMBLE）	・ -
2.広告掲載の精査 （SCRUTINY OF AD PLACEMENTS）	<ul style="list-style-type: none"> <li>偽情報の収益化廃止</li> <li>偽情報を含む広告への取り組み</li> <li>関係者との協力</li> </ul>
3.政治広告 （POLITICAL ADVERTISING）	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治広告と争点広告の共通理解</li> <li>政治広告や争点広告の効率的な表示</li> <li>政治広告または争点広告の検証コミットメント</li> <li>政治広告や争点広告のためのユーザー向け透明性コミットメント</li> <li>政治または争点広告のリポジトリと、政治または争点広告データにアクセスするためのアプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）の最小限の機能</li> <li>市民社会のコミットメント</li> <li>継続的な協力</li> </ul>
4.サービスの完全性 （INTEGRITY OF SERVICES）	<ul style="list-style-type: none"> <li>許されない操作行動の共通理解</li> <li>AIシステムの透明性義務</li> <li>協力と透明性</li> </ul>
5.ユーザーのエンパワーメント （EMPOWERING USERS） ※2018年版では「消費者のエンパワーメント」	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディア・リテラシーの向上</li> <li>サービスのアーキテクチャの「安全な設計」、透明性の高いポリシー、レコメンダーシステムの説明責任</li> <li>ユーザーが偽情報を識別できるようにする</li> <li>有害な虚偽及び誤解を招く情報にフラグを立てる機能</li> <li>メッセージングアプリの偽情報を抑制するための対策</li> </ul>
6.研究者コミュニティのエンパワーメント （EMPOWERING THE RESEARCH COMMUNITY）	<ul style="list-style-type: none"> <li>偽情報研究のため署名事業者・団体データの開示とアクセス</li> <li>研究目的のデータへのアクセスに関するガバナンス体制のさらなる精査</li> <li>研究者との協力</li> <li>研究機関の透明性とデータ共有</li> </ul>
7.ファクトチェック団体のエンパワーメント （EMPOWERING THE FACT-CHECKING COMMUNITY）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファクトチェック・コミュニティとの協力</li> <li>署名事業者・団体のサービスにおける事実確認の利用と統合</li> <li>ファクトチェッカーによる関連情報へのアクセス</li> <li>ファクトチェッカーの基準</li> </ul>
8.透明性センター（TRANSPARENCY CENTRE）	・ -
9.常設タスクフォース（PERMANENT TASK-FORCE）	・ -
10.行動規範のモニタリング（MONITORING OF THE CODE）	・ -

出所）欧州委員会(2023)「The Strengthened Code of Practice on Disinformation 2022」

## 偽情報・誤情報の定義

項目	内容
偽情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 欧州民主主義行動計画 (EDAP) の定義に依拠している。</li> <li>• “EDAPの定義によれば「偽情報とは、人を欺いたり、経済的・政治的利益を確保したりする意図で流布される虚偽または誤解を招く内容であり、公衆に害を及ぼす可能性がある」(「強化された偽情報に関する行動規範 (2022)」脚注8)</li> <li>• “「偽情報」という概念には、誤解を招く広告、報道の誤り、風刺やパロディ、明らかに党派的なニュースや論評は含まれず、拘束力のある法的義務、自主規制の広告規範、誤解を招く広告に関する基準を損なうものではない。” (EDAP 4.Counting Disinformation)</li> </ul>
誤情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EDAPの定義に依拠している。</li> <li>• “EDAPの定義によれば「誤った情報とは、有害な意図なしに共有される虚偽の、あるいは誤解を招くような内容のことであるが、例えば、人々が善意で友人や家族と虚偽の情報を共有する場合、その影響は依然として有害でありうる。」(「強化された偽情報に関する行動規範 (2022)」脚注7)</li> <li>• “誤情報とは、悪意なく共有された虚偽または誤解を招くコンテンツだが、その影響は依然として有害である可能性がある。(例:人々が善意で友人や家族と虚偽の情報を共有した場合)” (EDAP 4.Counting Disinformation)</li> </ul>

# 署名事業者・団体のうち、DSAにおいてVLOP・VLOSEに指定される事業者は、行動規範の遵守状況について独立機関から監査を受ける必要がある。

- 署名事業者・団体のうち、VLOP・VLOSEに指定されている事業者は、DSA第37条、行動規範コミットメント44に基づいて、独立した監査機関から行動規範の遵守状況について監査を受けなければならない。
  - 監査主体の要件は、VLOP・VLOSEから独立・利益相反しないこと、リスク管理等の専門知識を持つこと、客観性・職業倫理を遵守することと定められている。
- 欧州委員会はDSA第87条に従い、監査の手順や方法及び報告テンプレートを定める委任法の採択権限を持つ。

## 独立監査の流れ

### VLOP・VLOSEに該当する署名事業者・団体

#### ① システミックリスクの識別・分析・評価（DSA第34条）

- ✓ 評価は年1回以上行う必要がある
- ✓ 具体例は以下（※システミックリスク評価に含む必要あり）
  - ・ 市民言説・選挙等への悪影響リスク
  - ・ 基本権に対する悪影響リスク
  - ・ 違法コンテンツの拡散リスク
  - ・ 人の心身の幸福へのリスク 等

#### ② 合理的・比例的かつ有効な軽減措置（DSA第35条）

- ✓ ①の評価内容を踏まえて措置を行う。措置の具体例は以下
  - ・ サービス設計・機能等の工夫
  - ・ 利用規約の工夫
  - ・ コンテンツモデレーション手続の工夫
  - ・ 軽減措置を講じる約束を定めた行動規範<sup>(※)</sup>の策定
  - ・ アルゴリズム、広告表示の工夫 等

※ 欧州委員会等が作成を奨励・促進。特に、偽情報リスクの場合、事業者が作成した行動規範の支持・遵守が「適切な軽減措置と解され得る」とされる。

#### ④ 監査を踏まえた取組報告書の作成（DSA第37条）

- ✓ コンプライアンス達成のための推奨事項を実施する場合は、具体的な措置を記載する必要がある。
- ✓ 実施しない場合は、実施しない理由と代替措置を記載する必要がある。

### 独立監査主体

- 監査主体の要件
- ①VLOP/VLOSEと独立・利益相反しない
  - ②リスク管理等の専門知識を持つ
  - ③客観性・職業倫理の遵守

#### ③ 監査の実施（DSA第37条、行動規範コミットメント44）

- ✓ 監査対象は以下
  - ・ 「DSA上の義務」の遵守状況
  - ・ 「行動規範を通じて自主的に誓約した事項」の遵守状況
- ✓ 監査意見は次の三段階で、「肯定的」以外の意見の場合はVLOP・VLOSEに対して報告書の作成が求められる
  - ・ 「肯定的」
  - ・ 「コメント付き肯定的」
  - ・ 「否定的」

「肯定的」以外の意見の場合

遵守状況を監査

## 参考：第37条「独立監査」

- 第37条「独立監査」は、VLOP・VLOSEに関する追加規定として明記されている。
- 第37条では、VLOP・VLOSEは、自己の費用負担で少なくとも年に1回、DSA第III章（第11条～48条）に定める義務と、第45・46条の行動規範及び第48条の危機プロトコルの遵守状況を評価するために独立監査を受けるものとする、とされている。
  - 独立監査を行う主体の要件は、VLOP・VLOSEから独立・利益相反しないこと、リスク管理等の専門知識を持つこと、客観性・職業倫理を遵守することと定められている。
  - VLOP・VLOSEは監査主体の監査報告書の作成を保証する必要がある、報告書の中で監査主体は、「肯定的」「コメント付き肯定的」「否定的」の三段階の監査意見を提示する。「肯定的」以外の意見の場合、VLOP・VLOSEは監査内容を踏まえた取組報告書を作成しなければならない。

### 条文（抜粋、仮訳）

#### 第37条 独立監査

（第1項） 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダは、自己の費用負担で、少なくとも年に1回、以下の遵守状況を評価するための独立監査を受けるものとする：

（a）第III章に定める義務

（b）第45条および第46条の行動規範ならびに第48条の危機プロトコルに従って実施されるすべての約束

（第3項） 3第1項に基づき実施される監査は、次の各号に掲げる組織によって実施されなければならない

（a）当該超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダおよび当該プロバイダに関係する法人から独立しており、かつ、当該プロバイダと利害関係を有しないこと

…（略）…

（b）リスク管理、技術的能力、能力の分野で実証された専門知識を有すること

（c）客観性と職業倫理が証明されており、特に業務規範または適切な基準の遵守に基づくこと。

（第4項） 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダは、監査を実施する組織が監査ごとに監査報告書を作成することを保証しなければならない。その報告書は、文書で立証され、少なくとも以下を含むものとする：

…（略）…

（g）監査の対象となった超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダが、第1項で言及された義務およびコミットメントを遵守したかどうかについての監査意見、すなわち「肯定的」、「コメント付き肯定的」または「否定的」のいずれか；（h）監査意見が「肯定的」でない場合、遵守を達成するための具体的な措置に関する業務上の勧告、および遵守を達成するために推奨される期間。

（第6項） 「肯定的」でない監査報告書を受領した超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダは、それらを実施するために必要な措置を講じることを目的として、それらに宛てられた運営上の勧告を十分に考慮しなければならない。勧告を受けてから1ヶ月以内に、それらの措置を記載した監査実施報告書を採用しなければならない。業務上の勧告を実施しない場合、監査実施報告書において、実施しない理由を正当化し、また、指摘されたコンプライアンス違反の事例に対処するためにとった代替措置を明記しなければならない。

# 主要5PF事業者のコミットメント状況（2023年7月現在）（1/6）

- 署名事業者・団体が提出した2023年7月分の透明性レポート（対象期間：2023年1月1日～6月30日）の記載内容を整理した。
  - 透明性レポートは半年に一度（1月と7月）公表される予定だが、2024年3月末時点で公開されている最新レポートは2023年7月分であり、2024年1月分は未公表。

●：該当 ○：一部サービスのみ該当 ー：該当なし

分野	コミットメント概要	コミットメント番号	措置番号	Google	Microsoft	Meta	TikTok	X（2023年1月現在） ※2023年5月頃脱退
広告表示の精査	偽情報の収益化廃止	1	1	○	○	○	●	●
			2	○	○	○	●	●
			3	○	○	○	●	●
			4	ー	○	ー	●	ー
			5	○	○	○	●	●
			6	○	○	○	●	●
	偽情報を含む広告への取り組み	2	1	○	○	○	●	●
			2	○	○	○	●	●
			3	○	○	ー	●	●
			4	○	○	○	●	●
関係者との協力	3	1	○	○	○	●	●	
		2	○	○	○	●	●	
		3	○	○	○	●	●	
政治広告への対応	政治広告と争点広告の共通理解	4	1	○	○	○	●	●
			2	○	○	○	●	●
			5	○	○	○	●	●
	政治広告や争点広告の効率的な表示	6	1	○	ー	○	●	●
			2	○	ー	○	●	●
			3	○	ー	○	●	●
			4	○	ー	○	●	●
			5	ー	ー	○	ー	ー

# 主要5PF事業者のコミットメント状況 (2023年7月現在) (2/6)

● : 該当  
 ○ : 一部サービスのみ該当  
 - : 該当なし

分野	コミットメント概要	コミットメント番号	措置番号	Google	Microsoft	Meta	TikTok	X (2023年1月現在) ※2023年5月頃脱退		
政治広告への対応	政治広告または争点広告の検証コミットメント	7	1	○	-	○	●	●		
			2	○	-	○			●	
			3	○	○	○			●	
			4	○	-	○			●	
	政治広告や争点広告のためのユーザー向け透明性コミットメント	8	9	1	○	-	○	●	●	
				2	○	-	○			●
				1	○	-	○			●
				2	○	-	○			●
	政治または争点広告のレポートと、政治/争点広告データにアクセスするためのAPIの最小限の機能	10	11	1	○	-	○	●	●	
				2	○	-	○			●
				3	○	-	○			●
				4	○	-	○			●
	市民社会のコミットメント	12	1	-	-	-	-	-		
2			-	-	-	-	-			
3			-	-	-	-	-			
継続的な協力	13	1	○	-	○	●	●			
		2	○	-	○	●	●			
		3	○	-	○	●	●			
サービスの完全性	許されない操作行動の共通理解	14	1	○	○	○	●	●		
			2	○	○	○			●	
			3	○	○	○			●	
	AIシステムの透明性義務	15	1	○	○	○	●	●		
			2	○	○	○			●	
	協力と透明性	16	1	○	○	○	●	●		
2			○	○	○	●				

# 主要5PF事業者のコミットメント状況 (2023年7月現在) (3/6)

● : 該当  
 ○ : 一部サービスのみ該当  
 - : 該当なし

分野	コミットメント概要	コミットメント番号	措置	Google	Microsoft	Meta	TikTok	X (2023年1月現在) ※2023年5月頃脱退													
ユーザーのエンパワーメント	メディア・リテラシーの向上	17	1	○	検索サービスとYouTube	○	検索サービスとLinkedIn	○	●	●											
			2	○					○	○	●	●									
			3	○					○	○	●	●									
	サービスのアーキテクチャの「安全な設計」、透明性の高いポリシー、レコメンダーシステムの説明責任	18	19	1	○	YouTubeのみ	○	LinkedInのみ	○	FacebookとInstagram	●	●									
				2	○						○	○	●	●							
				3	○						○	○	●	●							
				1	○						○	○	●	●							
	ユーザーが偽情報を識別できるようにする	20	21	2	○	検索サービスとYouTube	○	検索サービスとLinkedIn	○	-	-	-									
				1	-								○	-	-	-					
				2	-								○	-	-	-					
				3	-								○	-	-	-					
				1	○								YouTubeのみ	○	LinkedInのみ	○	FacebookとInstagram	●	●		
				2	○													○	○	●	●
				3	○													○	○	●	●
	有害な虚偽及び誤解を招く情報へのフラグ機能	22	23	1	-	YouTube	○	LinkedInのみ	-	-	-	-									
				2	-								○	検索サービスとLinkedIn	-	-					
				3	-								○	○	-	-					
				4	-								-	-	-	-					
				5	-								-	-	-	-					
				6	-								-	-	-	-					
7				○	○								-	●	●						
透明な上訴メカニズム	24	25	1	○	検索サービスとYouTube	○	検索サービスとLinkedIn	○	FacebookとInstagram	●	●										
			2	○						○	○	●	●								
メッセージングアプリの偽情報抑制のための対策	25	26	1	-	-	-	○	MessengerとWhatsApp	-	-											
			2	-	-	-	○	-	-												

# 主要5PF事業者のコミットメント状況 (2023年7月現在) (4/6)

● : 該当  
○ : 一部サービスのみ該当  
— : 該当なし

分野	コミットメント概要	コミットメント番号	措置番号	Google	Microsoft	Meta	TikTok	X (2023年1月現在) ※2023年5月頃脱退			
研究者コミュニティのエンパワーメント	偽情報研究のため署名事業者・団体データの開示とアクセス	26	1	○	検索サービスとYouTube YouTubeのみ	○	○	●	●		
			2	○		○	○	●	●		
			3	○		○	○	●	●		
	研究目的のデータへのアクセスに関するガバナンス体制のさらなる精査	27	1	○	検索サービスとYouTube	○	検索サービスとLinkedIn	○	●	●	
			2	○		○		○	●	●	
			3	○		○		○	●	●	
			4	○		○		○	●	●	
	研究者との協力	28	1	○	○	○	○	●	●		
			2	○	○	○	○	●	●		
			3	○	○	○	○	●	●		
			4	○	○	○	○	●	●		
	研究機関の透明性とデータ共有	29	1	—	—	○	FacebookとInstagram	—	—		
2			—	—	○	—		—			
3			—	—	○	—		—			
ファクトチェック団体のエンパワーメント	ファクトチェック・コミュニティとの協力	30	1	○	検索サービスとYouTube	○	検索サービスとLinkedIn	○	●	●	
			2	○		○		○	●	●	
			3	○		○		○	●	●	
			4	○		○		○	●	●	
	署名事業者・団体のサービスにおける事実確認の利用と統合	31	1	○	YouTubeのみ	○	LinkedInのみ	○	●	●	
			2	○	○	○	○	●	●		
			3	○	検索サービスとYouTube	○	検索サービスとLinkedIn	○	●	●	
			4	○	○	○	○	●	●		
	ファクトチェッカーによる関連情報へのアクセス	32	1	○	○	○	○	○	●	●	
			2	○	YouTubeのみ	○	LinkedInのみ	○	○	●	●
			3	○	検索サービスとYouTube	○	検索サービスとLinkedIn	○	○	●	●
ファクトチェッカー基準	33	1	—	—	—	—	—	—			

# 主要5PF事業者のコミットメント状況 (2023年7月現在) (5/6)

● : 該当  
 ○ : 一部サービスのみ該当  
 - : 該当なし

分野	コミットメント概要	コミットメント番号	措置番号	Google	Microsoft	Meta	TikTok	X (2023年1月現在) ※2023年5月頃脱退
透明性センター	透明性センターのウェブサイト開設・維持	34	1	●	●	●	●	●
			2	●	●	●	●	●
			3	●	●	●	●	●
			4	●	●	●	●	●
			5	●	●	●	●	●
	透明性センターへの掲載	35	1	●	●	●	●	●
			2	●	●	●	●	●
			3	●	●	●	●	●
			4	●	●	●	●	●
			5	●	●	●	●	●
			6	●	●	●	●	●
	透明性センターの情報更新	36	1	●	●	●	●	●
			2	●	●	●	●	●
			3	●	●	●	●	●
	常設タスクフォースへのコミット	37	1	●	●	●	●	●
2			●	●	●	●	●	
3			●	●	●	●	●	
4			●	●	●	●	●	
5			●	●	●	●	●	
6			●	●	●	●	●	

# 主要5PF事業者のコミットメント状況（2023年7月現在）（6/6）

●：該当  
○：一部サービスのみ該当  
—：該当なし

分野	コミットメント概要	コミットメント番号	措置	Google	Microsoft	Meta	TikTok	X（2023年1月現在） ※2023年5月頃脱退
行動規範 のモニタリング	リソースの投資と内部手続きの実施	38	1	●	●	●	●	●
	報告書の提出	39		●	●	●	●	●
	SLI及びQREに関する定期的報告	40	1	●	●	●	●	●
			2	●	●	●	●	●
			3	●	●	●	●	●
			4	●	●	●	●	●
			5	●	●	●	●	●
			6	●	●	●	●	●
	構造指標の公表	41	1	●	●	●	●	●
			2	●	●	●	●	●
			3	●	●	●	●	●
	危機対応	42	—	●	●	—	●	●
	報告書とデータの公開	43	—	●	●	—	●	●
	費用負担	44	—	●	●	—	●	●

## 主要5PF事業者の分野ごとのコミットメント内容（2023年7月現在）（1/5）

- 公表されている署名事業者・団体の透明性レポートのうち最新版である2023年7月分（対象期間：2023年1月1日～6月30日）における「Executive Summary」の記載内容から一部抜粋し、行動規範の10分野別に分類した。
  - 「Executive Summary」の記載内容や粒度は各社によって異なる。
  - なお、Xは2023年5月に脱退したため、2022年12月分（対象期間：2022年7月1日～9月30日）の内容を整理した。

団体名	2. 広告表示の精査 (SCRUTINY OF AD PLACEMENTS)	3. 政治広告への対応 (POLITICAL ADVERTISING)
Google	<ul style="list-style-type: none"> <li>Google のサービス上で最も有害な行為やコンテンツを禁止するルールの開発と実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Refreshed Adsの指標を政治広告のセクションに組み込み、EUの新しい政治広告規制に基づいてこの分野の取り組みを更新予定</li> </ul>
Microsoft	<ul style="list-style-type: none"> <li>Refreshed Adsの指標を政治広告のセクションに組み込み、EUの新しい政治広告規制に基づいてこの分野の取り組みを更新予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Microsoft Advertising は、国家が自国のプロパガンダを推し進めるために使用しているメカニズムへの資金提供を停止し、必要に応じてユーザーおよび広告主のポリシーを定期的に評価し、改善する。</li> </ul>
Meta	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年1月1日から同年6月30日までに、EU加盟国のFacebookとInstagramから690万件以上の広告を削除。そのうち、2.4万件以上の広告が誤情報ポリシー違反としてFacebookとInstagramから削除された。</li> <li>同期間において、EU加盟国においてFacebookとInstagramの両方で68万件以上の広告に「paid for by」の免責事項を表示した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国営メディアを指定する枠組みを構築する際の課題、透明性優先のアプローチに至ったトレードオフ、危機発生時に必要な適応など、国営メディアに関するポリシーの策定について概説した記事をLawfareに掲載した。</li> <li>関連して、GraphikaはFacebookとInstagramのロシア国営メディアに関するレポートを発表し、侵攻から6か月後、ページの投稿量は1年前の同じ日に比べて43%減少し、エンゲージメントレベルは80%低下したことを報告。</li> </ul>
TikTok	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告表示に関しては当社の厳格なポリシーに準拠する必要があり、全広告が事前にポリシーに照らして審査される。当社の広告ポリシーでは、誤解を招く行為、不正な行為、欺瞞的な行為を特に禁止している。TikTokは継続的なポリシー改善を行い、医療誤情報、危険な誤情報、操作されたメディア、危険な陰謀論、といった4つの有害誤情報広告ポリシーを開発した。</li> <li>TikTok上の有料広告やその他の商業的コンテンツに透明性をもたすために、Commercial Content APIを導入。</li> <li>本レポートでは、違反広告の閲覧数を含む新たな指標を開示することで、当社PF上の広告に関する透明性をさらに高めたことを確認できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治家が広告を掲載することを許可しておらず、政治的な広告を掲載することも許可していない。党派的な政治的動機によるものでなければ、政府機関、非営利団体、その他の団体による大義に基づく広告や公共サービス広告は許可している。</li> </ul>
X (2023年1月現在) ※2023年5月頃脱退	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作的な広告やスパム広告を禁止する明確なポリシーを定めている。</li> <li>人々が期待する広告の透明性を提供するため、Twitter広告の透明性センターの再開を予定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家が支援する情報操作との闘いに関するページでは、我々がどのように協調的なPF操作に効果的に取り組んでいるかを示している。PF操作とスパムに関するポリシーは堅固であり、脅威破壊チームはコミュニティノートの開発と並行して活動を続けている。</li> </ul>

## 主要5PF事業者の分野ごとのコミットメント内容（2023年7月現在）（2/5）

団体名	4.サービスの完全性 (INTEGRITY OF SERVICES)
Google	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たにAI原則を更新した。</li> <li>Google検索では、生成AIコンテンツに関するガイダンスを発表し、検索上のコンテンツの高い情報品質と全体的な有用性を維持するためのアプローチを概説している。</li> <li>Googleは、ウォーターマーク、メタデータ、その他の技術における新たなイノベーションを最新の生成モデルに統合する予定である。</li> <li>他の大手AI企業とともに、G7、OECD、各国政府の取り組みを支援する人工知能の開発における責任ある実践を推進協定を結ぶ。</li> <li>また、レポート内において、EEAにおける検索スパムポリシーの手動およびアルゴリズムによるアクションの加盟国の内訳や、YouTubeによるTTP関連のマッピングと測定基準の拡大についても更新している。</li> </ul>
Microsoft	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社サービスが偽情報の助長に使用されるリスクを軽減するため、高精度ツールとテクノロジーを活用し、より広範な社会と透明性をもって情報を共有することでAI研究のリーダーとしての役割を果たす。</li> <li>AIの責任ある実装を確実にするために、2022年6月、製品チーム全体の基本基準とガイダンスを設定するための「責任あるAI標準v.2」と「情報完全性原則」を発表。</li> <li>LinkedInは「責任あるAI原則」のフレームワークを発表。コミットメント15の回答内で、発売した3つの生成AI製品に関して原則をどのように実践したかを説明している。</li> <li>TruepicとのProject Providenceを含むツールやCoalition for Content Provenance and Authenticity（C2PA）などを開発し、操作されたメディアや生成AIメディアの台頭に対抗している。</li> <li>今後の主な取り組みとしては、一般市民が生成AIコンテンツを特定し、出所を理解するため、新しい出所確認ツールの導入することや、Microsoftとリンクトインの製品が、Microsoftの「責任あるAI基準」とリンクトインの「責任あるAI原則」に準拠して開発され、ユーザーに安全で信頼できる体験が提供されるようにし、Microsoft製品に含まれるAIシステムに当社の情報完全性の原則が統合されることに注力する予定。</li> <li>新たな脅威やTTPが出現した場合、生成AIに関する学習の共有を継続し、偽情報の傾向とTTPへの対処のベストプラクティスを定期的に評価し、実施し、共有し続ける。</li> </ul>
Meta	<ul style="list-style-type: none"> <li>Metaは、生成AIツールの普及と導入が、自社PFにおける偽情報の特定と対処方法に影響を与える可能性があることを認識しているため、Partnership on AI's Responsible Practices for Synthetic Mediaに署名し、ユーザーのためにオンライン情報環境の完全性を維持するための業界横断的な協力に取り組む。</li> <li>新しいAI技術に反映させたい原則についてのフィードバックを得ることを目的とした「生成AIに関するコミュニティ・フォーラム」を、スタンフォードのDeliberative Democracy LabとBehavioural Insights Teamと協議して開催する予定で、これはAIモデルを共有するためのオープン・コラボレーション・アプローチの一環である。</li> <li>Code's Task Force Working Group on Generative AIのメンバーとして、他のメンバーと今後も協力していく予定である。</li> </ul>
TikTok	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社のIntegrity and Authenticityポリシー（I&amp;Aポリシー）は、欺瞞的な行為を断固として禁止しており、これらのポリシーを実施するために、さまざまな戦術、技術、および手順を使用している。</li> <li>生成AIコンテンツのPF上での使用に対処するため、合成メディア・ポリシーの更新を開始した。ポリシーにより、ユーザーは、コンテンツがAIによって生成または操作されているが、現実的なシーンを示している場合、開示する必要がある。開示されていない、あるいは当社のポリシーに違反する合成メディアは、当社のプラットフォームで禁止されている。</li> <li>秘密裏に行われる影響力工作（CIO）と闘い続け、アカウントの身元、出所、活動場所、人気、目的について当社PFのシステムやコミュニティを欺きながら世論を動かそうとする試みを禁止する。</li> <li>当社は複雑な欺瞞行為を繰り返し調査・評価し、適切な製品とポリシーによる解決策を開発し続ける。</li> </ul>
X（2023年1月現在） ※2023年5月頃脱退	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・ノートの投資を強化し、中央集権的で時間のかかるやり取りを必要とするコンテンツモデレーションへの依存を減らす。</li> <li>コミュニティ・ノートで実証されたテクノロジー・ファーストの戦略は、スピードと規模という2つの課題に常に直面してきた集中型のコンテンツ調整方法にはない利点がある。</li> <li>Twitter上でユーザーの身元を認証することで、スパムやウイルスによる偽情報の蔓延を減らすことを目的としている。</li> </ul>

# 主要5PF事業者の分野ごとのコミットメント内容（2023年7月現在）（3/5）

団体名	5.ユーザーのエンパワーメント (EMPOWERING USERS)
Google	<ul style="list-style-type: none"> <li>明らかに有害でない限り、低品質なコンテンツを完全に削除するのではなく、不服申し立てメカニズムを通じて表現の自由を保護したり、PF上に現れる可能性のある低品質なコンテンツに対処するために権威あるコンテンツを提起したりするなど、適切かつ比例的な緩和手法を検討する。</li> <li>欧州経済地域全域のユーザーへの情報パネル提供や、メディアリテラシーキャンペーンの実施などを通してユーザーを支援し、権威あるコンテンツにつなげるための取り組みを行う。</li> <li>Google Search は、Search Essentialsの一環として、スパムポリシーを更新した。</li> <li>Google検索は、検索結果の全体的な品質についてシステムが高い信頼性を持っていない検索に対して、コンテンツアドバイザーを利用できる範囲をフランス語とドイツ語に拡大した。</li> <li>YouTubeの「Hit Pause」キャンペーンがEEA加盟国すべてで開始された。</li> <li>その他、誤報ポリシー違反で削除された動画の再生回数、誤報動画削除の復元数等についても報告している。</li> </ul>
Microsoft	<ul style="list-style-type: none"> <li>MicrosoftのPFや製品を通じてユーザーが取得する情報をよりよく理解できるようにするためのパートナーシップを結ぶ。チェコのカレル大学とVerifyにAzureクレジットを提供し、彼らのサイバースクリング活動を公開し、数百人の高校生のアクセスを可能にした。</li> <li>2022年には、情報リテラシープログラムへの投資を拡大し、非営利団体と提携して業界の研究とベストプラクティスに基づいたキャンペーンを展開した。</li> <li>Minecraftのゲーム開発者によるMinecraft Educationの中でのメディアリテラシーの中核概念を探求するゲーム立ち上げや、Microsoft Teamsで教育者と生徒が信頼できるリソースを特定するのに役立つ無料アプリの立ち上げを支援した。</li> <li>Bingの取り組みには、多くの場合、ターゲットを絞ったランキング介入、高オソリティのソースを指すアンサー、信頼性のシグナル、またはコンテンツの出所表示などのデジタルリテラシーの追加機能などのアクションがコンテンツ削除より効果的であることが判明した。今後も定期的に対策の有効性を検証し改善すべき分野を特定するとともに、社内外の専門家と協力し、ユーザーが検索結果に含まれる有害なコンテンツに意図せずさらされることを防ぐ。</li> <li>The New Bingでは、『Our approach to Responsible AI』において、AIについて透明性を示している。今後もユーザーや外部からのフィードバックに基づいて、これらの機能を進化させ続ける。</li> <li>今後もメディアリテラシーとクリティカルシンキングの分野における取り組みを強化し、資金を拡大し、ユーザーが訪問しているサイトやドメインの信頼性を理解するのに役立つツールや機能を追加し、情報源について十分な情報を得た上で判断できるようにする。</li> </ul>
Meta	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年夏に、リトアニア、スロバキア、ブルガリアで、一連のメディア・リテラシー・キャンペーンを開始した。これらのキャンペーンは、特にスロバキアで予定されている選挙に関連して、適切でインパクトのあるキャンペーンを構築するため、2023年前半に専門家と話し合ったものである。</li> <li>当社は偽アカウントを削除するための積極的な措置を講じており、危害を加える意図のある偽アカウントを優先的に削除している。第1四半期には、4億2,600万件の偽アカウントに対して対策を講じ、2023年第2四半期には、全世界で6億7,600万件の偽アカウントに対して対策を講じた。</li> </ul>
TikTok	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーが当社のコミュニティガイドライン（CG）違反のコンテンツや違法と疑われるコンテンツに遭遇した場合、アプリ内報告ツールにアクセスしやすく、簡単に使用できる。</li> <li>ポリシー違反コンテンツを体系的に削除するとともに、特定のコンテンツに関する背景をユーザーに示し、権威情報へ誘導し、潜在的な誤情報を報告するよう促すアプリ内対策に注力した。</li> <li>ファクトチェック・パートナーとの緊密な協力のもと、様々メディア・リテラシー・キャンペーンを継続している。ウクライナ戦争に関連する8つの地域別キャンペーンや、スペイン、ギリシャ、フィンランドの選挙を前にしたキャンペーンを展開した。ポーランドとスロバキアの選挙に向けても展開予定。</li> <li>For Youフィードは、ユーザーがTikTokを開いたで最初に表示されるインターフェイスだが、これがパーソナライズされたレコメンデーション・システムに基づいていることを明確にし、レコメンデーション・システムの運用方法についてユーザーに提供する情報を刷新した。</li> <li>ユーザーにより多くの選択肢を提供するため、For Youフィードを更新できる機能を導入。また、パーソナライゼーションのオフを可能にし、コンテンツを発見する方法を増やした</li> <li>推奨システムでは、当社CGに違反する有害な誤報コンテンツの削除だけでなく、一般視聴者にとって不適切な可能性のある特定のカテゴリのコンテンツを推奨しない措置を講じている。一般的な陰謀論、緊急事態や未検証の情報、ファクトチェックの評価を受けて潜在的有害性の高い誤報など、2023年8月以降、コンテンツが推薦に不適格とされた場合、クリエイターに通知し、異議申し立てができるようにしている。</li> </ul>
X（2023年1月現在） ※2023年5月頃脱退	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーをエンパワーするアプローチとして、コミュニティノート機能を中心に据えており、コミュニティノートの広範な取り組みを通じて、ユーザーの偽情報の特定と緩和を支援する。</li> <li>コミュニティノートでは、誤解を招くツイートに対してユーザーが有益な注釈を加えられる。また、コミュニティノートへのすべての投稿は公開されるため、誰でもデータ分析が可能。</li> <li>Twitterでコンテンツを提案するアルゴリズムと逆時系列フィードを直感的に切り替えられる機能を追加し、タイムラインでコンテンツを推薦するアルゴリズムをオープンソース化する予定。</li> </ul>

# 主要5PF事業者の分野ごとのコミットメント内容（2023年7月現在）（4/5）

団体名	6. 研究者コミュニティのエンパワーメント (EMPOWERING THE RESEARCH COMMUNITY)	7. ファクトチェック団体のエンパワーメント (EMPOWERING THE FACT-CHECKING COMMUNITY)
Google	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州メディア・情報基金（European Media and Information Fund）への2,500万ユーロの初回投資（これまでに47件に資金を提供）などを通じて、研究者を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州メディア・情報基金への2500万ユーロの投資（欧州全域で47のプロジェクトに資金を提供）、国際ファクトチェック・ネットワークへの1320万米ドルの寄付を行う。</li> <li>YouTubeが主催する「グローバル・ファクト10」は、ファクトチェッカーの国際的な集まりで、トレンドやテクノロジーについて議論された。</li> </ul>
Microsoft	<ul style="list-style-type: none"> <li>偽情報および広範な偽情報の傾向と戦術に関する誠実な研究を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファクトチェック機能を拡張し、信頼性のシグナルとファクトチェックを進化するテクノロジープラットフォームに統合する革新的な方法を模索するため、複数のファクトチェック団体と継続的に協議している。</li> <li>EUにおけるファクトチェック適用範囲の拡大のための新たなパートナーシップを構築し、Microsoftのサービス上のコンテンツをユーザーが評価できるようにするためのさらなる方法を引き続き模索する。</li> </ul>
Meta	<ul style="list-style-type: none"> <li>MetaのPF上の公開コンテンツに対する独立したリサーチをサポートするための、メタ・コンテンツ・ライブラリーとAPIを開発。コンテンツライブラリーには、Facebook（公開投稿、ページ、グループ、イベント）とInstagram（クリエイターとビジネスアカウント）のほぼリアルタイムの公開コンテンツが含まれ、ライブラリーからのデータは、グラフィカル・ユーザー・インターフェースまたはプログラムAPIを通じて検索、探索、フィルタリングすることが可能。これらを組み合わせることで、これまで研究者に提供してきたツールの中で、FacebookとInstagramの公開コンテンツへの最も包括的なアクセスを提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年1月1日から同年6月30日の間に、全世界のFacebook上で19万以上の明確なファクトチェック記事が、EU域内の4,000万以上のコンテンツにラベルを付け、バイラリティを低下させるために使用された。Instagramに関しては、全世界で5.2万以上の記事が、EU域内で110万以上のコンテンツにラベル付けされ、そのバイラリティを減少させるために使用された。これは、独立したファクトチェッカーの仕事を拡大する我々のツールの力を実証している。</li> <li>当社は、業界最大規模のグローバル・ファクトチェック・プログラムを維持しており、独立系ファクトチェック・パートナーは当社のアプリ上の虚偽コンテンツを迅速にレビュー・評価が可能で、EUの22の言語をカバーする26のファクトチェック機関と提携。</li> <li>ファクトチェックされたコンテンツをシェアする意思を示す人々に特化した、ファクトチェックラベルの影響の指標を共有する。</li> </ul>
TikTok	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は2020年からCGインフォースメント・レポートを公開し、当社PFの運営と保護方法について透明性を高めている。最近では、Research API（当社PFからコンテンツやアカウントに関する公開データへのアクセスを研究者に提供するもの）をヨーロッパに拡大し、多くの改善を展開した。</li> <li>DSAの下で指定された審査済みの研究者とデータを共有するプロセスを試行するため、EDMOとのデータアクセス・パイロットに参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFCNが主催する年次GlobalFact10サミットのスポンサーを務め、そこでの発表を行った。</li> <li>TikTokのファクトチェック・プログラムやファクトチェッカーの意見を、より広範なコンテンツモデレーションに取り入れており、ファクトチェックのアウトプットが効果的に増幅され、偽情報コンテンツやトレンドがより包括的かつ広範に対処される。</li> <li>欧州全域でファクトチェック・プログラムの急速なスケールアップを進め、新たに9つのEU諸国でプログラムを開始した。</li> <li>ファクトパートナーがより多くの言語で多くの種類の主張を論破し、追加のアドホック・プロジェクトをサポートできるよう、パートナーとの契約を見直した。また、彼らから潜在的な誤報のフラグを積極的に受け取る機能を強化し、彼らのフィードバックに関する実施データを共有する試験的なスキームを実施。</li> </ul>
X（2023年1月現在） ※2023年5月頃脱退	<ul style="list-style-type: none"> <li>Twitterは、学術研究のためのデータ共有に関して、プラットフォーム分野で最もオープンなアクターのひとつである。国家による広範な情報操作の詳細を示す大規模なデータセットが、世界の学術コミュニティに提供されている。</li> <li>TwitterのAPIプログラムも学術研究者の間で広く利用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（記載なし）</li> </ul>

## 主要5PF事業者の分野ごとのコミットメント内容（2023年7月現在）（5/5）

団体名	8.透明性センター (TRANSPARENCY CENTRE)	9.常設タスクフォースへのコミット (PERMANENT TASK-FORCE)	10.行動規範のモニタリング (MONITORING OF THE CODE)
Google	<ul style="list-style-type: none"> <li>Googleでは、今後も規約で求められている通り、各申告に関連する6ヶ月間のレビュー期間に焦点を当て、本レポートの後続版を隔年で発行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>透明性レポートは、常設タスクフォース（Permanent Task-force）が策定した構成とテンプレートに従い、本規範のコミットメントと章を中心に構成される。</li> <li>Googleは、2023年前半まで行動規範の義務を果たし続けてきた行動規範の常設タスクフォースのメンバーとして、引き続きコミットし、生産的な活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（記載なし）</li> </ul>
Microsoft	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の調査ツールを強化し、より充実したデータ報告を提供するとともに、偽情報の拡散に関する調査を支援するため、関連するデータと調査の提供を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（記載なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（記載なし）</li> </ul>
Meta	<ul style="list-style-type: none"> <li>（記載なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タスクフォースと緊密に協力し、共に改善を続けていくことを約束する。</li> <li>欧州委員会、ERGA、EDMO、共同署名事業者・団体、およびタスクフォースの他のメンバーとの関与と対話を継続し、我々の慣行と透明性の両方を強化していく。</li> <li>来るべきEU選挙に備え、準備態勢と効果的なマルチステークホルダー協力を確保するために、タスクフォースの一員として協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（記載なし）</li> </ul>
TikTok	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年の次回の行動規範報告書に向けて、当社ポリシーとツールの開発と強化を継続することを約束する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規範のタスクフォースとそのすべてのワーキンググループおよびサブグループに有意義に関与し続ける。</li> <li>TikTokは選挙に関するワーキンググループの共同議長であり、TrustLabの構造的指標試験運用のサポートにおいて主導的な役割を果たしている。</li> <li>規範のタスクフォースおよびそのすべての作業部会とサブグループを通じて、業界およびその他のパートナーとの協力関係を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（記載なし）</li> </ul>
X (2023年1月現在) ※2023年5月頃脱退	<ul style="list-style-type: none"> <li>Twitterは10年以上前の2012年に最初の透明性報告書を発表した。それ以来、Twitter Transparency Centreはほぼ毎回、より詳細な報告書を発行しており、現在では法的要請と利用規約違反の両方に関する国レベルのデータを提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（記載なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（記載なし）</li> </ul>

参考：コミットメントの詳細

## 2. 広告表示の精査 (1/2)

概要	コミットメント	施策 (measure)
偽情報の収益化廃止	1. 広告掲載に参加する署名事業者・団体は、偽情報の流布に資金を提供しないことを約束し、収益化の対象となるコンテンツの適格性、収益化と広告掲載の管理、広告掲載に関する管理とサービスの正確性と有効性を報告するためのデータを決定する方針とシステムを改善する	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1.1. メディアプラットフォーム、出版社、アドテク企業など、広告販売に携わる関連署名事業者・団体は、以下を目的としたポリシーを展開、開示、実施する： - 第一に、有害な偽情報の公表と流布を避け、広告支援企業の健全性を保護する。 - 第二に、これらのポリシーに繰り返し違反する偽情報コンテンツの隣や情報源に広告が掲載されることを避けるために、意味のある執行と是正措置を講じること。 - 広告のランディングページ/デスティネーションページおよび広告掲載元の検証を可能にする第三の手段を採用すること。</li> <li>• 1.2. 出版社、メディア・プラットフォーム、アドテク企業など、広告の販売に責任を持つ署名事業者・団体は、そのサービスにおけるコンテンツの収益化や広告収益分配プログラムについて、必要に応じて資格要件やコンテンツ審査プロセスを厳格化し、当事者を効果的に精査するとともに、「偽情報」に取り組む1.1に違反するコンテンツの投稿や行動を組織的に行う行為者の参加を禁止する。</li> <li>• 1.3. 出版社、メディアプラットフォーム、アドテク企業など、広告の販売に責任を負う関連署名事業者・団体は、広告の掲載に関する透明性を広告購入者に与えるため、関連する第三者アプローチへの支援を含め、商業的かつ技術的に実現可能な措置を講じる。</li> <li>• 1.4. 広告主や広告代理店を含め、広告の購入に責任を負う関連署名事業者・団体は、偽情報コンテンツ付近や偽情報を繰り返し掲載する場所に広告を掲載しないよう、効果的かつ透明性のある措置を講じている広告販売業者を通じて広告を掲載する。</li> <li>• 1.5. メディアプラットフォーム、広告ネットワーク、広告検証会社など、マネタイズ活動の報告に関与する関連署名事業者・団体は、以下のことを行うため、業界が認める独立した第三者監査人が、そのサービスやデータに商業的に適切かつ公正にアクセスできるよう、必要な措置を講じる： - 第一に、マネタイゼーションとディスプレイフォメーションに関するファーストパーティの報告の正確性を確認し、DSAの下で実施される定期的な監査との整合を図る。 - 第二に、認定サービスは、偽情報政策を含むメディアプラットフォームの政策執行の有効性を評価する。</li> <li>• 1.6. 関連署名事業者・団体は、ブランド安全ツールやパートナーシップの開発を進め、利用しやすくし、その利用を促進するために、以下の目標を掲げて実践的な措置を講じる： - 商業的に可能な範囲で、関連署名事業者・団体は、情報源評価者、信頼性の指標を提供するサービス、ファクトチェッカー、研究者、その他関連する利害関係者からの情報や分析を統合するオプションを提供し、広告購入者、すなわち広告主やその代理店による広告出稿の意思決定に役立てる。 - 広告主、代理店、アドテク企業、メディア・プラットフォームおよびパブリッシャーは、メディア・プランニング、バイイング、レポートングのプロセスを通じてブランド・セーフティ・ツールの使用を統合し、偽情報コンテンツ付近や、偽情報を繰り返し公表する情報源に広告が掲載されることを避けるため、効果的かつ合理的な手段を講じる。 - コンテンツやドメインを分類するブランドセーフティツールのプロバイダーやレーティングサービスは、商業上の機密情報を公開したり企業秘密を漏らしたりしない限り、また、顧客からのフィードバックや不服申し立てのためのメカニズムを確立する限りにおいて、使用するプロセスについて合理的な透明性を提供する。</li> </ul>

## 2. 広告表示の精査 (2/2)

概要	コミットメント	施策 (measure)
偽情報を含む広告への取り組み	<p>2. 広告に参加する関連署名事業者・団体は、広告システムを悪用して広告メッセージの形で偽情報を広めることを防止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2.1. 関連署名事業者・団体は、広告メッセージやコンテンツの宣伝において、有害な偽情報を広めるための広告システムの悪用に対処するため、適切かつカスタマイズされた広告ポリシーを策定、展開、実施する。</li> <li>• 2.2. 関連署名事業者・団体は、有害な偽情報を配信しているコンテンツや情報源を特定し、2.1.で言及した偽情報に関する広告ポリシーに違反する広告や宣伝コンテンツを特定し、それに対する措置を講じるためのツール、方法、パートナーシップを開発する。</li> <li>• 2.3. 関連署名事業者・団体は、適切かつ商業的に実行可能な範囲で現行の広告検証・審査システムを適応させ、広告メッセージ、宣伝コンテンツ、サイトのランディングページを含め、偽情報に関する広告ポリシーに準拠しない広告が、署名事業者・団体のサービスを通じて、または署名事業者・団体のサービス上で掲載されないようにする。</li> <li>• 2.4. 関連する署名事業者・団体は、上記2.1.のポリシーに違反する広告の掲載を拒否または削除する場合、あるいはこれらのポリシーに該当する広告アカウントを無効にする場合、どの広告ポリシーに違反したかについて広告主に適切な情報を提供し、異議申し立ての手続きを明確にする。</li> </ul>
関係者との協力	<p>3. デジタル広告の売買および掲載に携わる関連署名事業者・団体は、ベストプラクティスを交換し、関連プレーヤーとの協力を強化することを約束する。その対象は、オンライン電子決済サービス、電子商取引プラットフォーム、関連するクラウドファンディング/寄付システムなど、オンラインマネタイゼーションのバリューチェーンで活動する組織にまで拡大し、自社サービスにおける広告掲載の精査効果を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3.1. 関連署名事業者・団体は、プラットフォーム、広告サプライチェーン関係者、情報源格付けサービス、信頼性の指標を提供するサービス、ファクトチェック団体、広告主、その他オンラインマネタイゼーションのバリューチェーンで活動するあらゆる関係者と協力し、情報の統合と流れを促進する。</li> <li>• 3.2. 関連署名事業者・団体は、Code Task-force、GARM、IAB Europe、またはその他の関連する場を通じて、偽情報の傾向やTTP（戦術、技術、手順）に関する情報を交換する。これには、関連署名機関が観測した新たな技術や脅威に関する洞察の共有、ケーススタディーの議論、広告のサプライチェーン全体における偽情報の除去を支援するための能力や手順を向上させるその他の手段（リアルタイムの技術的能力を含む可能性もある）が含まれる。</li> <li>• 3.3. 関連署名事業者・団体は、偽情報の収益化を抑制し、偽情報を含む広告の流布を避けるため、独立した情報源格付けサービス、信頼性の指標を提供するサービス、ファクトチェッカー、研究者、オープンソース調査者など、関連する第三者組織の活動を統合し、またはそれらと協力する。</li> </ul>

### 3.政治広告 (1/4)

概要	コミットメント	施策 (measure)
政治広告と争点広告の共通理解	<p>4. 関連署名事業者・団体は、「政治広告および争点広告」の共通定義を採用することを約束する。</p> <p>5. 関連署名事業者・団体は、自社サービスにおける政治広告や争点広告に一貫したアプローチを適用し、そのような広告が自社サービスで許可または禁止される範囲を広告ポリシーに明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1. 関連署名事業者・団体は、欧州委員会の「政治広告の透明性とターゲティングに関する規則」の提案に示された「政治広告」の定義に沿って、本項で「政治広告および争点広告」を定義することを約束する。</li> <li>4.2. 行動規範の運用開始後1年以内に、欧州委員会が提案する「政治広告の透明性とターゲティングに関する規則」の交渉において、「政治広告」の定義について政治的合意が得られない場合、またはこの規則に「争点広告」を適切にカバーする「政治広告」の定義が含まれない場合、署名事業者・団体はタスクフォースとともに、本章のベースラインとなる政治広告と争点広告の作業定義を確立する。</li> <li>5.1. 関連署名事業者・団体は、コミットメント4および5に関連するすべての広告について、表示、透明性、検証の原則（以下に示す）を適用する。政治広告または争点広告の定義に関する自社の方針規則またはガイドラインを、一般に利用可能でわかりやすい方法で公表する。</li> </ul>
政治広告や争点広告の効率的な表示	<p>6. 関連署名事業者・団体は、表示されるコンテンツに政治広告や争点広告が含まれていることを利用者が理解できるような方法で、政治広告や争点広告を明確に表示し、有料コンテンツと区別できるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.1. 関連署名事業者・団体は、政治広告や争点広告のマークやラベルについて、共通のベストプラクティスと事例を作成し、それらの学習内容を各自のサービスに関連するものとして統合する。</li> <li>6.2. 関連署名事業者・団体は、広告に貼付されるラベルに、スポンサーの身元などの関連情報を含めるか、ラベルから利用者が容易にアクセスできるようにする。</li> <li>6.3. 関連署名事業者・団体は、利用者によるラベルの識別と理解を向上させるための研究に投資し、参加し、当該研究の結果をタスクフォースと協議し、関連する場合、当該研究の結果をサービスに反映させるよう努める。</li> <li>6.4. 関連署名事業者・団体は、自社のプラットフォームで政治広告または争点広告のラベルが貼られた後、ユーザーが同じプラットフォームでその広告を共有する際にもラベルが維持され、政治広告または争点広告の有料コンテンツであることが明確に識別され続けるようにする。</li> <li>6.5. メッセージングサービスを提供する関連署名事業者・団体は、可能な場合、また現地の法律に準拠する場合、メッセージングサービス上で共有される政治広告に適用されるラベルの視認性を向上させるために、合理的な努力を払う。そのために、メッセージングサービス上で共有される有料コンテンツにそのようなラベルが貼られた場合、暗号化を弱めることなく、プライバシーの保護に十分配慮した上で、可能な限り利用者がオンラインプラットフォーム上で認識できるようにコミュニケーションを開発するために、合理的な努力を払う。</li> </ul>

### 3.政治広告 (2/4)

概要	コミットメント	施策 (measure)
政治広告または争点広告の検証コミットメント	<p>7. 関連署名事業者・団体は、政治広告や争点広告を掲載するスポンサーや、スポンサーの代理を務める広告サービス提供者に対し、相応かつ適切な本人確認システムを導入する。関連署名事業者・団体は、広告の掲載を許可する前に、ラベル表示やユーザーに対する透明性の要件が満たされていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.1. 関連署名事業者・団体は、政治広告や争点広告を購入するスポンサーや、スポンサーの代理を務める広告サービスのプロバイダに広告の掲載を許可する前に、身元に関する関連情報を提供し、当該身元や代理を務めるスポンサーの身元を確認（必要に応じて再確認）する。</li> <li>7.2. 関連署名事業者・団体は、コミットメント7に記載される検証プロセスを、適時かつ適切な方法で完了する。</li> <li>7.3. 関連署名事業者・団体は、プラットフォーム上の戦術によって検証や透明性の要件を明らかに回避した政治広告やイシュー広告のスポンサーに対し、利用停止やその他のアカウントレベルでの罰則など、適切な措置を講じる。関連署名事業者・団体は、政治的なラベルが貼られていない広告にフラグを立てることができる機能を開発するか、既存のツールで提供する。</li> <li>7.4. 関連署名事業者・団体は、スポンサー、およびスポンサーの代理を務める広告サービス提供者に対し、依頼する広告サービスが政治広告または争点広告に該当するかどうかを宣言するよう要請することを約束する。</li> </ul>
政治広告や争点広告のためのユーザー向け透明性コミットメント	<p>8. 関連署名事業者・団体は、自社のサービスで目にする政治や争点に関する広告について、利用者に透明性情報を提供することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8.1. 関連署名事業者・団体は、政治広告の透明性とターゲティングに関する欧州委員会の規則案（スポンサーの特定、表示期間、広告費、広告の受信者に関する集約情報など）との整合性を図りながら、共通の最低限の透明性義務について合意する。</li> <li>8.2. 関連署名事業者・団体は、広告から広告リポジトリへの直接リンクを提供する。</li> </ul>
	<p>9. 関連署名事業者・団体は、利用者が政治広告や争点広告を目にする理由について、明確で理解しやすく、包括的な情報を提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9.1. 関連署名事業者・団体は、欧州委員会が提案する「政治広告の透明性とターゲティングに関する規則」との整合性を図りながら、利用者が特定の政治広告や争点広告を目にする理由についての情報を簡単に入手できる手段を提供する。</li> <li>9.2. 関連署名事業者・団体は、スポンサーやスポンサーの代理を務める広告サービスのプロバイダが、政治や争点に関する広告が利用者に特化して表示されると判断する根拠やツール（例えば、人口統計、地理、文脈、関心、行動ベースなど）について、シンプルで分かりやすい言葉で説明する。</li> </ul>

### 3.政治広告 (3/4)

概要	コミットメント	施策 (measure)
政治または争点広告のリポジトリと、政治または争点広告データにアクセスするためのアプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) の最小限の機能	10. 関連署名事業者・団体は、政治広告や争点広告のリポジトリを維持し、その最新性、完全性、使いやすさ、質を確保する。このリポジトリには、提供されたすべての政治広告や争点広告が、法的義務や当規範の透明性確約に従うために必要な情報とともに掲載されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10.1. 関連署名事業者・団体は、広告そのものを含め、配信されたすべての政治広告や争点広告の正確な記録（特に選挙期間中は、できるだけリアルタイムに近い形で）を含む、検索可能な専用の広告リポジトリを設置し、維持する。この記録には、スポンサーの特定、広告が掲載された日付、広告に費やされた総額、配信されたインプレッション数、受信者を決定するために使用された視聴基準、広告を見た受信者の属性と数、広告が見られた地理的地域など、各広告の関連情報を含める。</li> <li>• 10.2. このような広告リポジトリにある情報は、少なくとも5年間は一般に公開される。</li> </ul>
	11. 関連署名事業者・団体は、政治広告や争点広告の広告リポジトリ内で、利用者や研究者がカスタマイズされた検索を行えるよう、アプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) またはその他のインターフェースを提供し、API またはその他のインターフェースを適用するための最小限の機能および検索基準のセットを含めることを約束する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11.1. 関連署名事業者・団体のAPIやその他のインターフェースは、利用者や研究者が（特に選挙期間中に）標準的なフォーマットで、できるだけリアルタイムに近い形で、例えば広告主や候補者ごと、地域や国ごと、言語ごと、キーワードごと、選挙ごと、あるいはその他のターゲティング基準ごとの検索など、調査やモニタリングを可能にするカスタマイズされたデータ検索を実行できるような、一連の最小限の機能と検索基準を提供する。</li> <li>• 11.2. APIやその他のインターフェースを通じて関連署名事業者・団体が提供するデータは、広告リポジトリを通じて提供されるデータと同等か、それ以上に詳細なものである。</li> <li>• 11.3. 関連署名事業者・団体は、APIやその他のインタフェースへの幅広いアクセスと利用可能性を確保する。</li> <li>• 11.4. 関連署名事業者・団体は研究者と協力し、APIやその他のインタフェースの機能性を更新し、研究者の合理的なニーズを満たす。</li> </ul>

### 3.政治広告 (4/4)

概要	コミットメント	施策 (measure)
市民社会のコミットメント	<p>12. 関連署名事業者・団体は、政治的・争点的広告のモニタリングを強化し、政治的・争点的広告の方針および慣行の作成、実施、改善において、適宜、建設的な支援を行うことを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12.1.関連加盟国は、加盟国全体におけるオンライン政治広告または争点広告の利用について、調査、モニタリング、報告を行う。</li> <li>• 12.2.関連する加盟国は、特に加盟国における選挙期間中、政治広告や争点広告の適切な精査を確保するためのツール、ダッシュボード、その他のデータを作成する。</li> <li>• 12.3.関連署名事業者・団体は、政治広告や争点広告の方針、または当規範の実施や実施における問題について、署名事業者・団体同士に注意を喚起する。</li> </ul>
継続的な協力	<p>13. 関連署名事業者・団体は、政治広告や問題広告における偽情報に関連するリスクを理解し対応するため、継続的なモニタリングと調査に取り組むことに合意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13.1.関連署名事業者・団体は、個々に、またタスクフォースを通じて協力し、政治広告や問題広告の利用における、新奇かつ発展的な偽情報のリスクを特定し、それらのリスクに対処するための選択肢について議論することに合意する。</li> <li>• 13.2.関連する加盟国は、タスクフォースおよびその他の関連利害関係者と協議し、すべての加盟国において、政治的または争点に関する広告のための短い選挙「ブラックアウト期間」の機会およびサービスへの影響を評価する。</li> <li>• 13.3.関連署名事業者・団体は、タスクフォースとともに、加盟国において政治広告や争点広告の独立した精査が十分に行われているかどうかを評価することに同意する。</li> </ul>

## 4.サービスの完全性 (1/2)

概要	コミットメント	施策 (measure)
許されない操作行動の共通理解	<p>14. 関連署名事業者・団体は、サービス全体にわたって許されない操作的な行動や慣行を制限するため、サービス全体にわたって誤情報と偽情報の両方に対処するポリシーを導入または強化し、サービス上で許されない操作的な行動、行為者、慣行について、サービス横断的な理解に合意することを約束する。このような行動や慣行は、AMITT Disinformation Tactics, Techniques and Procedures Frameworkのような、悪意ある行為者が取る行為やTTPに関する最新の証拠に照らして定期的に見直す必要がある： - 偽アカウントの作成と使用、アカウントの乗っ取り、ボットによる増幅、- ハック&amp;リーク作戦、- なりすまし、- 悪意のある深いフェイク、- 偽の婚約の購入、- インフルエンサーによる不透明な有料メッセージやプロモーション、- 協調的な不正行為に参加するアカウントの作成と使用、- 人為的に増幅させることを目的としたユーザー行為。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14.1.関連署名事業者・団体は、AMITT Disinformation Tactics, Techniques and Procedures Frameworkなど、悪意のある行為者がとる行為や戦術、技術、手順 (TTP) に関する最新の証拠に基づき、サービス上で許されない操作行為や慣行に関する明確なポリシーを採用、強化、実施する。</li> <li>• 14.2.関連署名事業者・団体は、そのサービス上で禁止されている行為や慣行を明確にした、公開されているポリシーの詳細かつ最新のリストを保持し、それぞれのポリシーとその実施方法が、上記の一連のTTP、脅威、危害、およびその他の関連する脅威にどのように対処しているかを、報告書の中で概説する。こうした情報は、透明性センターでも報告される。TTPsのリストは、報告されるTTPsのベースとなるものであり、関連署名事業者・団体は、常設タスクフォース内で、関連する行動の影響/効果に関する関連指標を作成し、改良していく。また、関連する署名機関は、偽/真正アカウントが真正ユーザーに与える浸透度や影響を推定するためのさらなる指標を開発し、加盟国レベルで報告する (対象となる視聴者、使用されるナラティブなどの傾向を含む)。</li> <li>• 14.3.関連署名事業者・団体は、常設タスクフォースを通じて、悪意のある行為者が取るTTPのリストと用語について合意し、公表する。年単位で、これまでのサービスでは許されなかった操作的な行為や慣行について共通の理解を持つ。その上で、そのような操作的な行為や慣行に対抗するために展開される方針や対策について、共通の基本要素、目標、ベンチマークを策定することを目指す。</li> </ul>
AIシステムの透明性義務	<p>15. AIシステムを開発または運営し、AIが生成・操作したコンテンツをサービスを通じて広める (例：ディープフェイク) 関連署名事業者・団体は、透明性義務と、人工知能法に関する提案で禁止されている操作行為のリストを考慮することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 15.1.関連署名事業者・団体は、コンテンツを生成または操作するAIシステムに対し、利用者に警告を発し、そのようなコンテンツを積極的に検知するなど、禁止されている操作行為に対抗するための方針を策定または確認する。</li> <li>• 15.2.関連署名事業者・団体は、そのサービス上で許されない行為やコンテンツの検出、適正化、制裁のために使用されるアルゴリズムが信頼に足るものであり、エンドユーザーの権利を尊重し、EUおよび加盟国の法律に沿って、エンドユーザーの行動を不当に歪める禁止された操作行為に該当しないことを保証するためのポリシーを確立または確認する。</li> </ul>

## 4.サービスの完全性 (2/2)

概要	コミットメント	施策 (measure)
協力と透明性	<p>16. 関連署名事業者・団体は、プライバシー法を完全に遵守し、安全保障と人権のリスクを十分に考慮した上で、各自のサービス上で発生したクロスプラットフォームの影響力行使、情報空間への外国からの干渉、関連事件に関する情報を積極的に共有するため、関連チーム間で情報交換のチャンネルを運営することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 16.1. 関連署名事業者・団体は、例えば常設タスクフォースの専用サブグループを通じ、あるいは既存の情報交換の場を通じ、クロスプラットフォームによる情報操作、情報空間における外国からの干渉、およびそれぞれのサービス上で発生したインシデントに関する関連情報を共有する。</li> <li>• 16.2. 関連署名事業者・団体は、モデレーションポリシーを回避し、異なる聴衆を巻き込み、あるいはモニタリングやポリシーの帯域幅が狭いプラットフォームで行動を調整する方法として、誤情報、偽情報、情報操作の既知の行為者が、異なるプラットフォーム間で戦術的に移動していることに特に注意を払い、情報を共有する。</li> </ul>

## 5.ユーザーのエンパワーメント（1/5）

概要	コミットメント	施策（measure）
メディア・リテラシーの向上	<p>17. 新しい「デジタル教育行動計画」を含む、メディア・リテラシーの分野における欧州委員会の取り組みに鑑み、関連署名事業者・団体は、メディア・リテラシーと批判的思考の分野における取り組みを継続・強化することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 17.1.関連署名事業者・団体は、メディア・リテラシーと批判的思考を向上させるためのツールを設計し、実施するか、継続的に維持する。例えば、サービス上で閲覧できるコンテンツの背景や、オンライン・コンテンツの評価方法に関するガイダンスを利用者に提供する。</li> <li>• 17.2.関連署名事業者・団体は、EU全域の一般市民を対象に、メディア・リテラシーと批判的思考を向上させるための活動（偽情報や、悪意ある行為者によって利用されているTTPについての認識を高めるキャンペーンなど）を、脆弱なコミュニティの関与も考慮しながら、開発、促進、支援、または継続的に実施する。</li> <li>• 17.3.上記の両対策について、また、ツールの設計、実施、効果測定において、メディア・リテラシーの専門家の専門知識を活用するため、関連署名事業者・団体は、例えば、欧州委員会のメディア・リテラシー専門家グループ、ERGAのメディア・リテラシー・アクション・グループ、EDMO、その国別支部、関連する専門知識を有する加盟国の大学や組織など、EUのメディア・リテラシーの専門家と提携または協議を行う。</li> </ul>

## 5.ユーザーのエンパワーメント (2/5)

概要	コミットメント	施策 (measure)
サービスのアーキテクチャの「安全な設計」、透明性の高いポリシー、レコメンダーシステムの説明責任	18. 関連署名事業者・団体は、システム、ポリシー、機能の開発に際し、安全な設計手法を採用することで、偽情報のウイルス伝播のリスクを最小限に抑えることを約束する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>18.1. 関連署名事業者・団体は、そのサービスが有害な偽情報の拡散を助長するリスクを軽減するため、以下のような対策を講じる： - 権威ある情報の基準を定義するための明確で透明性のある方法とアプローチに基づいて、権威ある情報の目立ちやすさを改善し、偽情報の目立ちやすさを軽減するように設計されたレコメンダーシステム； - 製品、方針、またはプロセスの設計において、事前テストなどの他の体系的アプローチを行う。</li> <li>18.2. 関連署名事業者・団体は、有害な虚偽または誤解を招くような情報の拡散を制限するため、公的に文書化された適切な方針（サービスによって異なるが、有害な虚偽または誤解を招くような情報の禁止、ランクダウン、推奨しないなど、影響の重大性に応じ、表現と情報の自由を十分に考慮したもの）を策定し、実施する。</li> <li>18.3. 関連署名事業者・団体は、オンライン上の有害な偽情報の拡散と、それに関連する安全な設計手法に関する調査活動に投資及び参加し、その結果を一般に公開するか、当規範のタスクフォースに報告する。また、常設タスクフォース内で調査結果を公開・議論し、既存の安全な設計手法や機能の改善、または新たな機能の開発に、これらの調査結果をどのように活用するつもりかを説明する。</li> </ul>
	19. 推薦システムを利用する関連署名事業者・団体は、情報の優先順位付けや優先順位付けを行う際の主な基準やパラメータについて、受信者に透明性を持たせ、利用者に推薦システムに関する選択肢を提供し、それらの選択肢に関する情報を利用可能にすることを約束する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>19.1. 関連署名事業者・団体は、透明性センターおよび利用規約を含め、利用者に対し、推奨システムが採用している主なパラメータの概要を示す情報を、明確でアクセスしやすく、理解しやすい方法で提供する。</li> <li>19.2. 項関連する署名事業者・団体は、サービスの受領者が、関連する推奨システムの優先オプションを選択し、いつでも変更できるようなオプションを提供し、そのオプションについて利用者に透明性を与える。</li> </ul>
	20. 関連署名事業者・団体は、デジタルコンテンツの出所や編集履歴、真正性、正確性を評価するツールを利用者に提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>20.1. 関連署名事業者・団体は、新しいツールやプロトコル、コンテンツの出所に関する新しいオープンな技術標準（例えばC2PA）など、利用者がデジタルコンテンツの真正性を確認したり、出所や出所を特定したりするための技術ソリューションを開発する。</li> <li>20.2. 関連する署名事業者・団体は、実証ツールの開発に焦点を当てた世界的なイニシアティブや標準化団体（例えばC2PA）に参加・支援するための措置を講じる。</li> </ul>

## 5.ユーザーのエンパワーメント (3/5)

概要	コミットメント	施策 (measure)
<p>ユーザーが偽情報を識別できるようにする</p>	<p>21. 関連署名事業者・団体は、利用者が偽情報を識別できるよう、その取り組みを強化する。特に、利用者が情報に基づいた方法でサービスを利用できるようにするため、関連署名事業者・団体は、すべての加盟国の言語において、以下の事項を促進することを約束する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>– そのサービスが提供されている地域では、ユーザーは、偽情報の可能性を指摘したファクトチェック組織によるファクトチェックや、他の権威ある情報源からの警告ラベルを通じて、情報源の事実の正確さを評価するためのツールにアクセスすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 21.1.例えば、ファクトチェッカーの評価を示すラベル、評価されたコンテンツを共有しようとする、または過去に共有したことのあるユーザーへの通知、情報パネル、ファクトチェッカーから通知されたポリシー違反のコンテンツへの対応など。独立したファクトチェッカーと協力してサービス上のコンテンツにラベルを付ける場合、関連署名事業者・団体は、ラベルや通知などの手段を通じて、利用者が接するコンテンツが独立したファクトチェッカーによって格付けされたものであることを利用者に知らせるツールや機能をさらに開発・適用し、EU加盟国の全言語で実施するよう努める。</li> <li>• 21.2.関連署名事業者・団体は、科学的根拠やサービスの特殊性、利用者のプライバシー嗜好に照らして、本項で言及されたポリシーの違反により、後に措置が講じられたコンテンツと相互作用した利用者を対象とした警告や更新に関する調査やテストを実施及び支援する。タスクフォースは、関連するフォローアップ措置を特定するために、常設のタスクフォース内で調査結果を開示し、議論する。</li> <li>• 21.3.関連署名事業者・団体は、ラベル表示や警告システムを採用する場合、最新の科学的証拠に基づき、また、そのような介入の影響や有用性を最大化する方法について、利用者のニーズを分析した上で、そのような介入が好意的に受け止められ、閲覧される可能性が高いような設計を行う。</li> </ul>

## 5.ユーザーのエンパワーメント (4/5)

概要	コミットメント	施策 (measure)
<p>ユーザーが偽情報を識別できるようにする</p>	<p>22. 関連署名事業者・団体は、虚偽または誤解を招く可能性のあるオンライン情報に遭遇した際に、利用者がより多くの情報に基づいた意思決定を行えるようなツールを提供すること、また、特に社会問題や一般的な関心事に関する議論など、情報に基づいたオンライン・ナビゲーションのための信頼性の指標など、情報源の信頼性を評価するためのツールや情報への利用者のアクセスを促進することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 22.1. 関連署名事業者・団体は、利用者が十分な情報に基づいた選択ができるよう、ジャーナリスト協会やメディアの自由団体、ファクトチェッカーやその他の関連団体を含むニュースメディアと協力し、独立した第三者が開発した信頼性の指標（情報源の完全性やその指標の背後にある方法論に焦点を当てたトラストマークなど）に、サービスの利用者がアクセスできるようにする。</li> <li>• 22.2. 関連署名事業者・団体は、メディア・ソースの信頼性に関連するシグナルを推奨システムに取り込むか、あるいはそのようなシグナルを推奨システムに取り込むか、利用者に選択権を与える。</li> <li>• 22.3. 関連署名事業者・団体は、上記の措置を実施するために講じた方針と措置の詳細を、EUの利用者が入手できるようにする。特に、推奨システムが採用している主なパラメータの概要を示す情報を公開する。この情報は、透明性センターにも掲載されるべきである。</li> <li>• 22.4. 信頼性指標を提供する関連署名事業者・団体は、情報源が透明性、非政治性、不偏性、独立した方法で審査され、完全に開示された基準がすべての情報源に平等に適用され、独立した規制当局またはその他の権限ある機関による独立した監査が認められていることを確認する。</li> <li>• 22.5. 信頼性指標を提供する関連署名事業者・団体は、遵守と是正の仕組みを提供し、指標適用前の評価プロセスへの関与や、評価公表後の消費者への回答など、出版者の意見を聞く権利を尊重する。</li> <li>• 22.6. CWA17493:2019のような、自主的、自主規制的、認証可能な欧州規格、または欧州法で定義された欧州標準化成果物（「技術規格」）によって、信頼性指標を提供する関連署名機関は、以下のことを行う。- 国際的に認められたベストプラクティスと倫理規範に基づき、それらを開発し、改訂する - それらを一般に公開し、非独占的で中立的な方法でアクセスできるようにする - 欧州認定およびEU規則(EC) No 765/2008に沿った実施を管理する。</li> <li>• 22.7. 関連署名事業者・団体は、公共や社会が特に関心を持つ話題や危機的状况において、利用者を権威ある情報源に導くような製品や機能（情報パネル、バナー、ポップアップ、地図やプロンプト、信頼性指標など）を設計し、適用する。</li> </ul>

## 5.ユーザーのエンパワーメント (5/5)

概要	コミットメント	施策 (measure)
有害な虚偽及び誤解を招く情報にフラグを立てる機能	23. 関連署名事業者・団体は、署名事業者・団体のポリシーや利用規約に違反する、有害な虚偽情報や誤解を招くような情報に対する警告機能を、利用者に提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>23.1. 関連署名事業者・団体は、団体のポリシーや利用規約に違反する有害な虚偽情報や誤解を招くような情報を、利用者が指摘できるような使いやすい機能を、署名事業者・団体のすべてのサービス上で、またサービスが提供されているすべての加盟国の言語で、開発または継続的に提供する。この機能は、表現の自由を十分に尊重した上で、適切かつ公平で、一貫性のあるフォローアップにつながるものでなければならない。</li> <li>23.2. 関連署名事業者・団体は、この機能が人為的または機械的な濫用（例えば、他の声を封殺するための「マスフラグ」という戦術）から正当に保護されるよう、必要な措置を講じる。</li> </ul>
透明な上訴メカニズム	24. 関連署名事業者・団体は、本項（第18.2項）に関連するポリシー違反に基づいて実施された強制措置（コンテンツやアカウントにラベルを貼る、降格させる、その他の強制措置）の対象となったコンテンツやアカウントを持つ利用者に通知し、問題となった強制措置に対して不服を申し立てる可能性を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>24.1. 関連署名事業者・団体は、本節に関連するポリシーに違反したことを理由に、特定のコンテンツやアカウントがレッテルを貼られ、降格され、またはその他の強制措置が取られた理由や、そのような強制措置の根拠、および透明性のあるメカニズムを通じて不服を申し立てる可能性に関する情報を、利用者に提供することを約束する。</li> </ul>
メッセージングアプリの偽情報を抑制するための対策	25. プライベート・メッセージング・サービスの利用者が、そのようなサービスを通じて流布された偽情報の可能性を特定できるようにするため、メッセージング・アプリケーションを提供する関連署名事業者・団体は、暗号化を弱めることなく、プライバシー保護に十分配慮した上で、利用者が受け取った情報について批判的に考え、その情報が正確かどうかを判断できるようにする機能またはイニシアチブを継続的に構築し、実施することを約束する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>25.1. 関連署名事業者・団体は、暗号化を弱めることなく、プライバシー保護に十分配慮した上で、利用者が権威ある情報にアクセスしやすくなるような機能を設計・実装するか、あるいは第三者パートナーと協力して設計・実装する。第三者パートナーには、政府、ファクトチェッカー、その他の市民社会組織などの市民団体が適宜含まれる。これには、（各サービスに適切であるように）例えば、デジタルリテラシーキャンペーンやプログラム、あるいはファクトチェッカーや政府がユーザーにタイムリーで正確な情報を提供するために関連するメッセージングサービスを利用することを促進するためのサードパーティ機能を含めることができる。</li> <li>25.2. 関連署名事業者・団体は、暗号化を弱めることなく、プライバシー保護に十分配慮した上で、利用者が偽情報を特定し、サービス上での拡散を制限できるようなツールや機能を開発する。これには例えば、追加的な摩擦によって複数の会話にまたがる情報の転送を制限する機能や、ソーシャルメディアからのコンテンツがメッセージングアプリで拡散される際に、適切な事実確認ラベルを表示する機能（可能な場合）などが含まれる。</li> </ul>

## 6.研究者コミュニティのエンパワメント (1/2)

概要	コミットメント	施策 (measure)
偽情報研究のため署名事業者・団体データの開示とアクセス	<p>26. 関連署名事業者・団体は、安全かつ実行可能な限り、APIなどの自動化された手段や、当該データの分析を可能にするオープンでアクセス可能なその他の技術的ソリューションを通じて、ディスインフォメーションに関する研究目的のために、非個人データおよび匿名化、集計、明示された公開データへの継続的、リアルタイム、またはほぼリアルタイムで、検索可能な安定したアクセスを提供することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 26.1. 関連署名事業者・団体は、悪用リスクに対処するための合理的な保護措置（悪意ある利用や商業的な利用を禁止するAPIポリシーなど）を講じた上で、非個人データおよび匿名化、集計、明示化された公開データ（自社サービスがホストするコンテンツのエンゲージメントやインプレッション（閲覧数）など、自社サービスにおける偽情報の調査に関連するデータ）への一般アクセスを提供する。</li> <li>• 26.2. 関連署名事業者・団体は、研究目的で、非個人データおよび匿名化、集計、明示された公開データを、リアルタイムまたはほぼリアルタイムで機械的に読み取れるようにし、選挙で選ばれた公人、報道機関、政府のアカウントなど、公的な人物のアカウントにアクセスできるようにする。</li> <li>• 26.3. 関連署名事業者・団体は、アクセスシステムの故障を報告し、合理的な時間内にアクセスを回復し、故障した機能を修理するための手続きを実施する。</li> </ul>
研究目的のデータへのアクセスに関するガバナンス体制のさらなる精査	<p>27. 関連署名事業者・団体は、審査に合格した研究者に対し、「偽情報」に関する研究に必要なデータへのアクセスを提供する。研究者や研究提案を審査できる独立した第三者機関を設立し、資金を提供し、協力することにより、偽情報に関する研究を行うために必要なデータを提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 27.1. 関連署名事業者・団体は、他の関連組織（欧州委員会、市民社会、DPA）と協力し、プラットフォームデータへのアクセスに関する行動規範のEDMO提案など、現在進行中の取り組みも適宜考慮しながら、コミットメント27で言及されている独立した第三者機関を合理的なスケジュールで開発することを約束する。</li> <li>• 27.2. 関連署名事業者・団体は、2022年以降、コミットメント27で言及されている独立した第三者機関の設立に共同出資する。</li> <li>• 27.3. 関連署名事業者・団体は、コミットメント27で言及されている独立した第三者機関が設立された場合、適用される法律に従い、独立した第三者機関が定めるプロトコルに従い、偽情報に関する調査を行うために必要な個人データを、吟味された研究者と共有できるよう、協力することを約束する。</li> <li>• 27.4. 関連署名事業者・団体は、独立した第三者機関が完全に設立されるのを待つことなく、偽情報を調査する目的で、審査された研究者とデータを共有するための試験的プログラムに取り組むことを約束する。このようなパイロットプログラムは、データの共有／使用に関して適用されるすべての法律に従って運営される。パイロットプログラムでは、署名事業者・団体のサービスから削除されたコンテンツや、そのコンテンツのデータ保存期間に関する調査を促進することを検討することができる。</li> </ul>

## 6.研究者コミュニティのエンパワーメント (2/2)

概要	コミットメント	施策 (measure)
研究者との協力	28. 関連署名事業者・団体は、自らのサービスに関わる偽情報に関する誠実な調査を支援することを約束する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 28.1. 関連する署名事業者・団体は、研究を促進するために適切な人的資源を確保し、研究者とのオープンな対話を設定・維持して、研究のために必要と思われるデータの種別を把握し、研究者が組織内の関連窓口を見つけやすくする。</li> <li>• 28.2. 関連する署名事業者・団体は、現在欧州全域の研究者に提供しているデータタイプについて透明性を確保する。</li> <li>• 28.3. 関連署名事業者・団体は、そのプラットフォーム上で、偽情報に関する真に公益性の高い誠実な調査を禁止または阻害せず、偽情報に関する誠実な調査を実施または参加する研究者ユーザーまたはアカウントに対して、敵対的な措置を取らない。</li> <li>• 28.4. 加盟国と欧州の研究コミュニティとの協力の一環として、関連する加盟国は、EDMOの支援のもと、研究者が独自に管理し、科学的メリットに基づく科学的優先順位と透明性のある配分手続きを定めるために、偽情報に関する研究に資金を提供する。</li> </ul>
研究機関の透明性とデータ共有	29. 関連する署名事業者・団体は、透明性のある方法論と倫理基準に基づいて研究を実施し、データセット、研究結果、方法論を関連する人々と共有する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 29.1. 関連する署名事業者・団体は、透明性のある方法論と倫理基準を用いて、影響力の行使や偽情報の拡散を追跡・分析する調査活動を実施する。データセット、調査結果、方法論を、EDMO、ERGA、その他の署名機関を含むタスクフォースのメンバー、ひいては広く一般と共有する。</li> <li>• 29.2. 関連する署名事業者・団体は、行動規範やその他の場所で実施されている様々なレジリエンス助長策（ラベル、警告、事後通告など）の相対的な有効性を確認することを目的とした調査活動を実施し、将来の規制や運用上の介入策に情報を提供する。</li> <li>• 29.3. 関連する署名当事者は、偽情報を含む広告の透明性を高めることを目的とした、効果的な広告リポジトリの実施モデルを開発する。</li> </ul>

## 7.ファクトチェック団体のエンパワメント (1/2)

概要	コミットメント	施策 (measure)
<p>ファクトチェック・コミュニティとの協力</p>	<p>30. 関連署名事業者・団体は、ファクトチェッカーが利用できるリソースや支援に関して、EUファクトチェッカーコミュニティとの間で、透明性、構造的、オープン性、財政的持続可能性、非差別的協力の枠組みを確立することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 30.1.関連署名事業者・団体は、すべての加盟国において事実確認を行うため、独立した事実確認組織との間で協定を結ぶ。これらの協定は、高い倫理的・専門的基準を満たし、以下に基づくものでなければならない。透明で、オープンで、一貫性があり、差別のない条件で、ファクトチェッカーの独立性を確保する。</li> <li>• 30.2.関連署名事業者・団体は、欧州の独立したファクトチェック組織に対し、そのサービスにおける偽情報との闘いのために、公正な財政的貢献を行う。これらの財政的拠出は、個別の協定、複数のファクトチェッカーとの協定、または当該協定を締結する権限を有する、欧州の独立ファクトチェッカー組織を代表する選出団体との協定の形で行うことができる。</li> <li>• 30.3.関連署名事業者・団体は、ファクトチェッカー間の国境を越えた協力に貢献する。</li> <li>• 30.4.上記の対策を策定するため、署名事業者・団体はEDMOと、欧州の独立した事実確認機関の代表から選出された団体に相談する。</li> </ul>
<p>署名事業者・団体のサービスにおける事実確認の利用と統合</p>	<p>31. 関連署名事業者・団体は、自らのプラットフォームのサービス、プロセス、コンテンツにおいて、ファクトチェッカーの作業を統合、紹介、またはその他の方法で一貫して利用し、すべての加盟国と言語を完全にカバーすることを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 31.1.ユーザー作成コンテンツ (UGC) を紹介する関連署名事業者・団体は、そのプラットフォームのサービス、プロセス、コンテンツにおいて、独立したファクトチェッカーの作業を、全加盟国で、またサービスに関連するフォーマットで、統合、紹介、または一貫して利用する。関連署名事業者・団体は、そのためにファクトチェッカーと協力し、調査やテストを実施・記録することから始める。</li> <li>• 31.2.製品またはプロセスにファクトチェックを組み込んでいる関連署名事業者・団体組織は、ラベリング、情報パネル、政策実施など、迅速かつ効率的なメカニズムを採用し、ファクトチェックが視聴者に与える影響を高める。</li> <li>• 31.3.関連署名事業者・団体 (ファクトチェッカーおよびプラットフォームを含むが、必ずしもこれに限定されない) は、EDMOおよび欧州の独立ファクトチェック組織を代表する選出組織と協力し、ファクトチェッカーの代表が管理するファクトチェックコンテンツのリポジトリを創設する。関連する署名当事者 (すなわちプラットフォーム) は、他の署名事業者・団体とともに、リポジトリの設立資金を拠出することを約束する。資金拠出は、リポジトリの設立後、恒久タスクフォース内で毎年見直される。</li> <li>• 31.3.関連署名事業者・団体 (ファクトチェッカーおよびプラットフォームを含むが、必ずしもこれに限定されない) は、EDMOおよび欧州の独立ファクトチェック組織を代表する選出組織と協力し、ファクトチェッカーの代表が管理するファクトチェックコンテンツのリポジトリを創設する。関連署名事業者・団体は、他の署名事業者・団体及びその他の関連団体とともに、リポジトリの設立資金を拠出することを約束する。資金拠出は、リポジトリの設立後、恒久タスクフォース内で毎年見直される。</li> </ul>

## 7.ファクトチェック団体のエンパワメント (2/2)

概要	コミットメント	施策 (measure)
<p>ファクトチェッカーによる関連情報へのアクセス</p>	<p>32. 関連署名事業者・団体は、EDMOおよび欧州の独立ファクトチェック組織を代表する選出組織と連携して策定する枠組みに定めるとおり、ファクトチェッカーに対し、ファクトチェックの質と影響を最大化するのに役立つ適切な情報に、迅速に、可能な限り自動でアクセスできるようにすることを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 32.1.関連署名事業者・団体は、(サービスによっては) そのコンテンツに基づいて行われたアクション、インプレッション、クリック、インタラクションなど、ファクトチェックされたコンテンツの長期的な影響を定量化するための情報を、ファクトチェッカーに提供する。</li> <li>• 32.2.ユーザー作成コンテンツ (UGC) を紹介する関連署名事業者・団体は、事実確認団体がそのプラットフォーム上のコンテンツの影響に関する情報にアクセスできるよう、可能な限り自動化された適切なインタフェースを提供し、当該署名事業者・団体が事実確認者の作業を利用し、信用を与え、フィードバックを提供する方法の一貫性を確保する。</li> <li>• 32.3.関連署名事業者・団体は、ファクトチェックコミュニティと定期的に情報交換を行い、協力を強化する。</li> </ul>
<p>ファクトチェッカーの基準</p>	<p>33. 関連署名機関 (事実確認機関) は、厳格な倫理・透明性規則に基づいて活動し、その独立性を守ることを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 33.1.関連署名事業者・団体は、国際ファクトチェックネットワーク (IFCN) の原則綱領や、将来策定される欧州の独立系ファクトチェック組織のための職業的誠実性に関する綱領の検証済み署名事業者・団体であることなどの文書の要件を遵守する。</li> </ul>

## 8. 透明性センター

コミットメント	施策 (measure)
<p>34. 当規範の実施に関する透明性と説明責任を確保するため、関連署名事業者・団体は、一般に利用可能な共通の透明性センターのウェブサイトを開設し、維持することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 34.1. 署名事業者・団体は、透明性センターの共通ウェブサイトを開設、維持する。このウェブサイトは、本行動規範の署名から6ヶ月以内に運用を開始し、一般に公開される。</li> <li>• 34.2. 透明性センターのウェブサイトの開設と運営（維持、日常的な運営、管理、定期的な更新を含む）に対し、署名事業者・団体は適切な資金を提供する。資金拠出は、署名事業者・団体の活動の性質に見合ったものであり、ウェブサイトの運営と維持に十分で、各団体のリスクプロファイルと経済力に見合ったものでなければならない。</li> <li>• 34.3. 関連署名事業者・団体は、その業務に行動規範が適用される範囲で、透明性センターの情報に貢献する。</li> <li>• 34.4. 署名事業者・団体は、タスクフォース内の透明性センターの機能と資金調達について合意し、タスクフォース内で年次ベースで記録され、見直される。</li> <li>• 34.5. タスクフォースは、透明性センターについて定期的に討議し、調整や措置が必要かどうかを評価する。署名事業者・団体は、タスクフォースで決定された措置や調整を、妥当な期限内に実施することを約束する。</li> </ul>
<p>35. 署名事業者・団体は、透明性センターに当規範の公約と施策の実施に関連するすべての関連情報を掲載し、これらの情報をサービスごとにわかりやすく表示し、簡単に検索できるようにすることを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 35.1. 署名事業者・団体は、「透明性センター」において、各自が加入する「公約」および「施策」ごとに、そのサービスが「公約」および「施策」を実施するために適用する利用規約およびポリシーを記載する。</li> <li>• 35.2. 署名事業者・団体は、地理的範囲や適用言語など、サービスごとの方針の実施と執行に関する情報を提供する。</li> <li>• 35.3. 署名事業者・団体は、透明性センターに、当規範の公約の実施を評価する報告書のリポジトリがあることを確認する。</li> <li>• 35.4. 危機的状況において、署名事業者・団体は透明性センターを利用し、危機に関連して講じられた具体的な緩和措置に関する情報を公表する。</li> <li>• 35.5. 署名事業者・団体は、透明性センターが最先端の技術で構築され、使いやすく、関連情報が簡単に検索できるようにする（公約や行動指針ごとの情報を含む）。透明性センターの利用者は、署名事業者・団体の方針と行動の変化を容易に追跡できる。</li> <li>• 35.6. 透明性センターでは、署名事業者・団体の内訳を含め、各サービスの規範の各公約および各尺度に関連するサービスレベル指標および質的報告要素に、標準化された検索可能な方法で簡単にアクセスし、理解できるようにする。また、透明性センターでは、各署名事業者・団体の構造的指標に簡単にアクセスし、理解できるようにする。</li> </ul>
<p>36. 署名事業者・団体は、透明性センターに含まれる関連情報を適時かつ完全に更新することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 36.1. 署名事業者・団体は、方針と実施措置の関連する変更について、適時に、いかなる場合でも変更発表後または実施後30日以内に、最新情報を提供する。</li> <li>• 36.2. 署名事業者・団体は、モニタリングの枠組みが定める定期的な報告と並行して、サービスレベル指標、報告要素、構造的指標を定期的に更新する。最初の報告期間終了後は、透明性センターも定期的に更新することが奨励される。</li> <li>• 36.3. 署名事業者・団体は、規範とモニタリングの枠組みに関する常設タスクフォースの最新の決定を反映させるため、透明性セン</li> </ul>

## 9.常設タスクフォースへのコミット

コミットメント	施策 (measure)
<p>37. 署名事業者・団体は、常設のタスクフォースへの参加を約束する。タスクフォースには、行動規範の署名事業者・団体とEDMOおよびERGAの代表者が参加する。タスクフォースの議長は欧州委員会が務め、欧州対外行動庁 (EEAS) の代表も参加する。タスクフォースは、その作業を支援するために、関連する専門家をオブザーバーとして招くこともできる。タスクフォースの決定はコンセンサスによって行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 37.1.署名事業者・団体はタスクフォースに参加し、その活動に貢献する。加盟店、特に小規模または新興のサービスは、そのリソース、規模、リスクプロファイルに応じ、タスクフォースの業務に貢献する。小規模または新興のサービスは、リソースを出し合い、タスクフォースで互いを代表することに合意することもできる。タスクフォースは、必要に応じて、少なくとも6ヶ月ごとに全体会議を開催し、関連する場合には、特定の問題またはワークストリームに特化したサブグループで会議を開催する。</li> <li>• 37.2.署名事業者・団体は、タスクフォースにおいて、特に（これに限定されるものではないが）以下の業務に取り組むことに同意する： - 選挙や危機のような特殊な状況下で使用されるリスク評価手法と迅速な対応システムを確立する。 - 選挙や危機のような特別な状況下での協力と調整 - 行動規範の「約束と措置」を実施するための調和された報告テンプレート、精緻化された報告方法、モニタリングのための関連データ開示について合意する。 - 今後のモニタリング・サイクルを通じて、調和された報告テンプレートの質と有効性、およびモニタリング目的のデータ開示の形式と方法を見直し、必要に応じて適合させる。 - サービスレベル指標および構造指標の品質と有効性、およびこれらの指標を測定するために提供されるデータポイントの評価、ならびに関連する適応に貢献する。 - 構造指標を洗練、テスト、調整し、加盟国レベルでそれらを測定するメカニズムを設計する。 - 悪意ある行為者が用いるTTPのリストに合意し、公表し、更新し、本規範の第IV章に沿って、それらに対抗するための対策の基本要素、目標、ベンチマークを定める。</li> <li>• 37.3.タスクフォースは、第三者専門家の参加を含め、その運営規則について合意し、定義する。この規則は、欧州委員会が加盟国と協力して起草し、タスクフォースのメンバー間のコンセンサスによって合意されたVademecumに記載される。</li> <li>• 37.4.署名事業者・団体は、関連署名事業者・団体の参加を得て、行動規範の実施と改定に関する特定の問題に特化したサブグループを設置することに合意する。</li> <li>• 37.5.タスクフォースは、必要に応じて、少なくとも年に1回は、関連する利害関係者グループや専門家との会合を開催し、規範の運用について情報を提供するとともに、偽情報の分野における重要な進展に関する意見を収集する。</li> <li>• 37.6.署名事業者・団体は、技術、社会、市場、法規制の進展に伴い、各自の慣行やアプローチが時とともに変化し、公約や施策が変更の恩恵を受けられる場合、その旨をタスクフォースの他のメンバーに通知することに同意する。必要な変更について協議した後、関連署名事業者・団体は、それに応じて加入文書を更新し、次回の報告書で変更点を報告する。</li> </ul>

## 10.行動規範のモニタリング（1/3）

コミットメント	施策（measure）
<p>38. 署名事業者・団体は、当規範の公約を確実に履行するために、十分な財務的・人的資源を投入し、適切な社内手続きを実施することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• —</li> </ul>
<p>39. 署名事業者・団体は、実施期間終了後（当規範署名後6ヶ月）1ヶ月以内に、前文にあるベースライン報告書を欧州委員会に提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• —</li> </ul>
<p>40. 署名事業者・団体は、サービスレベル指標（SLI）および質的報告要素（QRE）に関する定期的な報告を行う。提供される報告書とデータにより、各加盟国、各サービス、加盟国レベルで、当行動規範の約束と措置がどの程度実施されているかを徹底的に評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 40.1.DSAに定義される超大規模オンラインプラットフォームの関連署名事業者・団体は、サービスレベルおよび署名事業者・団体レベルでの関連するQREおよびSLIを含め、行動規範に基づき署名した公約および措置の実施状況について、6カ月ごとに報告する。</li> <li>• 40.2.その他の署名事業者・団体は、サービスレベルおよび署名事業者・団体レベルにおいて、関連するQREおよびSLIを含め、本規定に基づく約束および措置の実施状況を毎年報告する。</li> <li>• 40.3.署名事業者・団体は、少なくとも当規範の報告期間に合わせて、関連するQREとSLIを透明性センターに定期的に更新する。</li> <li>• 40.4.署名事業者・団体は、タスクフォース内で、調和のとれた報告テンプレートを作成する。</li> <li>• 40.5.署名事業者・団体は、特に欧州委員会、ERGA、EDMOからのフィードバックを参考にしながら、タスクフォース内で、SLIを含む行動規範のモニタリングと報告の枠組みを定期的に改善し、最適化する。</li> <li>• 40.6.署名事業者・団体は、欧州委員会に協力し、同委員会の妥当な要請に応え、行動規範の実施を評価するために必要な妥当な情報、データ、さらなる情報を欧州委員会に提供し、加盟国レベルを含め、行動規範の効率的かつ徹底的なモニタリングを可能にする。</li> </ul>

## 10.行動規範のモニタリング (2/3)

コミットメント	施策 (measure)
<p>41. 署名事業者・団体は、タスクフォース内で構造指標の策定に取り組み、本行動規範の署名から9ヶ月以内に最初の構造指標を発表する。この目標を達成するため、署名事業者・団体は、本行動規範で合意された構造指標の初期セットのテストと適合を含め、その実施を支援することを約束する。これは、オンライン偽情報の拡散を減らすという当規範の有効性を、各署名事業者・団体、EUおよび加盟国レベルのオンライン・エコシステム全体で評価するためである。署名事業者・団体は、ERGAやEDMOを含む関連団体と協力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 41.1.行動規範の署名後1ヶ月以内に、署名事業者・団体はこの目的に取り組むための作業部会を設置する。この作業部会は、非プラットフォーム署名事業者・団体が実施する、プラットフォーム署名事業者・団体から提供されるデータポイントと、そのデータポイントを基にした構造的指標の測定方法を提示することを任務とする。署名事業者・団体は、オンライン偽情報の発信源や拡散に関する普及率やその他の状況に応じた指標など、作業部会が決定する指標を測定できるよう、適切なデータポイントを共有する。署名事業者・団体は、この公約の目標を達成するために必要な作業を評価し、財政的支援が必要かどうかをタスクフォース内で議論する。</li> <li>• 41.2.作業部会は、タスクフォースに対し、その進捗状況を3回ごとに報告する。作業部会は、EDMO、ERGA、研究者を含む（ただしこれらに限定されない）専門家の利害関係者と協議し、その作業と成果を報告する。署名の7カ月後、外部の利害関係者を集めて会議を開き、これまでの進捗状況を報告し、フィードバックを求める。</li> <li>• 41.3.行動規範の署名から6ヶ月後までに、作業部会は、このような構造指標の実行可能な提案をタスクフォースに提出する。9か月後までに、関連署名事業者・団体は、構造指標の測定に必要なデータポイントを作業部会内の他者に提供し、作業部会は、整合した構造指標を公表する。作業部会は、署名事業者・団体による最初の報告書に従い、構造指標の測定結果とその方法論を公表する。署名事業者・団体は、報告期間に合わせて測定値を更新し続けることを約束する。測定値は、エコシステム全体や異なるサービス間の測定値を経時的にモニタリングできるよう、透明性センターで公表される。</li> </ul>
<p>42. 関連署名事業者・団体は、選挙や危機のような特別な状況において、欧州委員会の要請があれば、タスクフォースによって確立された迅速な対応システムに従い、特別な報告書や定期的なモニタリングの中の特定の章を含む、相応かつ適切な情報やデータを提供することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• —</li> </ul>

## 10.行動規範のモニタリング (3/3)

コミットメント	施策 (measure)
<p>43. 署名事業者・団体は、タスクフォースで合意された調和された報告テンプレートと、報告およびデータ開示のための精緻化された方法論に従って、報告書を作成し、データを提供することを約束する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>
<p>44. 超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダである関連署名事業者・団体は、DSAとの整合性を図るため、本規定に従い実施される責務の遵守状況について、自らの費用負担で監査を受けることを約束する。監査は、当該超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダーから独立し、利害の対立がない組織によって実施されるべきである。そのような組織は、偽情報の分野における実証済みの専門知識、適切な技術的能力および能力を有し、特に監査基準およびガイドラインの遵守に基づく、実証済みの客観性および職業倫理を有するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>



参考：European Democracy Action Plan（欧州民主主義行動計画）  
偽情報に関する行動規範の強化に係るガイダンス

## 経緯・概要・現状

項目	概要
経緯・背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年12月3日、欧州委員会は、欧州連合(EU)全体で市民に力を与え、より強靱な民主主義を構築することを目的とした欧州民主主義行動計画(EDAP)を発表。</li> <li>EDAPは、欧州委員会委員長の政策ガイドラインで発表された、2020年の欧州委員会作業計画の主要なイニシアチブの1つとして作成された。             <ul style="list-style-type: none"> <li>欧州委員会が2020年7月から9月にかけて実施した市民、市民社会、利害関係者のパブリック・コンサルテーションでは、これら3つの分野すべてにおいてEUのさらなる行動への支持が明らかになった。</li> </ul> </li> <li>具体的には、行動計画は、特にCOVID-19パンデミックの間、自由で公正な選挙を確保できるようにするために、サイバー攻撃などの脅威から選挙を保護するための共同の運用メカニズムを確立することを規定。</li> <li>欧州委員会は、欧州議会選挙の1年前である2023年まで、欧州民主主義行動計画を段階的に実施する。その後、欧州委員会は、これまでの進捗状況と、さらなる措置が必要かどうかを評価する。</li> </ul>
主要な柱	<p><b>選挙の公正性を守り、民主的参加を促進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021年に政治広告の透明性に関する新しいルールを導入</li> <li>2021年に欧州の政党の資金調達に関する既存のルールを改訂する</li> <li>選挙プロセスに対する脅威に対抗するための加盟国の組織的な協力に根ざした、選挙の強靱性のための新しいEU運用メカニズムの設立</li> <li>公開討論における敬意の促進とオンラインヘイトスピーチとの闘い</li> </ul> <p><b>メディアの自由とメディアの多元性の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021年にジャーナリストの安全に関する勧告を提案</li> <li>2021年にジャーナリストと市民社会を人権侵害訴訟から守るためのイニシアチブ(SLAPP)を発表</li> <li>EU内外のジャーナリストへの法的・実務的支援プロジェクトへの持続可能な資金提供</li> <li>協力、ジャーナリズムのパートナーシップ、基準の支援</li> <li>メディアの多様性と透明性の強化(新しいメディア・オーナーシップ・モニターによるメディア所有権の透明性、国家広告の透明性を含む)</li> </ul> <p><b>偽情報への対抗</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我々の情報空間における外国の干渉に対抗するためのEUのツールボックスを開発する。</li> <li>2021年春に偽情報に関する行動規範の強化に関するガイダンスを発行し、恒久的なモニタリング体制を設定</li> <li>メディアリテラシーの向上、市民社会の意識向上と支援</li> </ul>
直近の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年12月現在、さまざまな取り組みの遅れにより、戦略の全体的な実施が大幅に遅れているにもかかわらず、多くの行動が完了または着手済み。欧州委員会が想定している30の措置のうち、20は完了し、7つは現在も進行中、残り3は未着手。</li> </ul>

## 偽情報・誤情報の定義

項目	内容
偽情報	<ul style="list-style-type: none"><li>偽情報とは、経済的または政治的利益を欺く、または確保する意図を持って拡散され、公衆に害を及ぼす可能性のある虚偽または誤解を招くコンテンツ。(4. COUNTERING DISINFORMATIONより)</li></ul>
誤情報	<ul style="list-style-type: none"><li>誤情報とは、悪意なく共有された虚偽または誤解を招くコンテンツだが、その影響は依然として有害である可能性がある。(例:人々が善意で友人や家族と虚偽の情報を共有した場合)。(4. COUNTERING DISINFORMATIONより)</li></ul>

## 「4.偽誤情報に対抗する」で示されているアクション

項目	アクション
<p>4.1偽情報に対抗するEUと加盟国の能力向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者にコストを課すことを可能にする新たな手段を含む、外国の干渉や影響力工作に対抗するためのEUのツールボックスを開発し、EEAS*の戦略的コミュニケーション活動とタスクフォースを強化する。</li> <li>EU内外で偽情報と戦うための既存の協力体制を強化するための新しい議定書を制定する。</li> <li>脅威の状況を定期的に見直すために、外国の干渉に関する体系的な証拠を収集し、市民社会、民間産業関係者、その他の関連する利害関係者との構造的な対話を行うための共通の枠組みと方法論を開発する。</li> <li>偽情報や外国の影響工作を検知し、対応するための第三国の国家当局、独立系メディア、市民社会の能力構築に対する支援を強化する。</li> </ul> <p>*欧州対外行動庁（EEAS）は、EUの外交部局であり、外務省と国防省を統合した機関で、主な役割は、EUの外交政策をより首尾一貫した効果的なものにし、欧州の世界的影響力を向上すること。</p>
<p>4.2オンラインプラットフォームに対する義務と説明責任の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>偽情報に関する行動規範の強化に関するガイダンスの発行(2021年春)。</li> <li>行動規範の署名事業者・団体と関連する利害関係者グループを招集し、ガイダンスに従って強化された行動規範をモニタリングするための恒久的なフレームワークを設定する</li> </ul>
<p>4.3市民が十分な情報に基づいた意思決定を行えるようにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジャーナリストが関与する、特に市民社会組織や高等教育機関による、EUのさまざまなプログラムの下で偽情報と戦うための新しい革新的なプロジェクトを支援する</li> <li>市民社会組織などによる支援と資金を増やし、EU内外でメディア・リテラシーを促進し、市民が偽情報を特定できるよう支援する取り組みを多様化する</li> </ul>

## 偽情報に関する行動規範の強化に係るガイダンス（2021年）

### 構成と項目一覧

目次	小項目
1.はじめに（INTRODUCTION）	
2. COVID-19モニタリング結果と教訓 （COVID-19 MONITORING – RESULTS AND LESSONS LEARNED）	
3.全体を通して取り組むべき課題 （HORIZONTAL ISSUES TO BE ADDRESSED）	3.1 行動規範の目標達成へのコミットメント強化 3.2 スcope拡大 3.3 幅広い参加 3.4 オーダーメイドのコミットメント 3.5 EDMO 3.6緊急警報システム
4.広告出稿の精査 （SCRUTINY OF AD PLACEMENTS）	4.1 偽情報の削除 4.2 関係者間の協力の改善 4.3 偽情報を含む広告に対処するための公約
5.政治広告と意見広告 （POLITICAL ADVERTISING AND ISSUE-BASED ADVERTISING）	5.1 政治広告や争点に基づく広告の効率的なラベリング 5.2 政治的・争点に基づく広告の検証と透明性の約束 5.3 メッセージング・プラットフォームの透明性 5.4 政治広告のターゲティング 5.5 広告リポジトリの改善とアプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）の最低機能 プログラミング・インターフェース(API)
6.サービスの完全性 （INTEGRITY OF SERVICES）	6.1 許されない操作行為の共通理解 6.2 許されない操作的行動を制限するためのコミットメントの強化 6.3 公約、協力、透明性の調整

目次	小項目
7.ユーザーのエンパワーメント （EMPOWERING USERS）	7.1 メディア・リテラシー向上策へのコミットメント 7.2 「安全なデザイン」へのコミットメント 7.3 推薦システムの説明責任 7.4 公共の利益となる信頼できる情報の可視性 7.5 虚偽または誤解を招くようなコンテンツと相互作用した、あるいは相互作用したことのあるユーザーに対して発せられる警告 誤解を招くコンテンツ 7.6 有害な虚偽情報にフラグを立てる機能 7.7 情報に基づいたオンラインナビゲーションのための指標の利用可能性 7.8 メッセージングアプリ上の偽情報を抑制するための措置
8.研究・ファクトチェック団体のエンパワーメント （EMPOWERING THE RESEARCH AND FACT-CHECKING COMMUNITY）	8.1 偽情報調査のための加盟国データへのアクセス 8.2 加盟国と研究者の協力体制 8.3 ファクトチェッカーとの協力
9.行動規範のモニタリング （MONITORING OF THE CODE）	9.1 主要業績評価指標 9.1.1 サービスレベル指標 9.1.2 構造指標 9.2 モニタリングの枠組み 9.2.1 定期的な報告 9.2.2 透明性センター 9.2.3 常設タスクフォース
10.結論と次のステップ（CONCLUSION AND NEXT STEPS）	

オーストラリア

- 豪州における行動規範の策定経緯と署名事業者・団体
- 行動規範
  - 行動規範の構成
  - 指導原則
  - 用語法
  - 本規範の範囲、適用、開始
  - 目標と措置
  - 機関設計
- 主要5PF事業者のコミットメント状況

# 豪州における行動規範の策定経緯と署名事業者・団体

### 【自主規範の策定経緯】

- 2019年オーストラリア政府が公表した「Regulating in the digital age Government response and implementation roadmap for the Digital Platforms Inquiry」に基づき、同年12月に政府がデジタル産業に対してCodeの開発を依頼した。これにDIGI ※が草案作成することに手を挙げた。

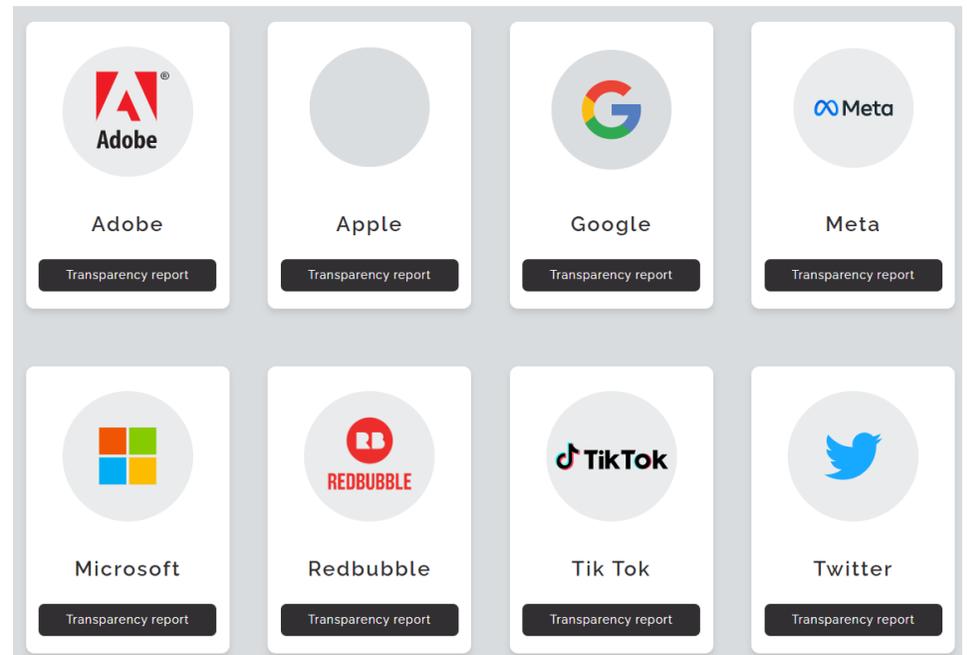
2021年2月、DIGIは「The Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation」（ACPDM；偽・誤情報に関するオーストラリアの行動規範）を公表した。

※DIGI：The Digital Industry Group Inc. デジタル産業の業界団体

- これを受け、2021年5月には署名企業8社（Adobe、Apple、Facebook、Google、Microsoft、Redbubble、TikTok、Twitter）が最初の透明性レポートを公表した。
- 2021年の行動規範は、策定時にDIGIに1年後に行動規範の見直しを行う義務を含んでいた。DIGIはこれに基づいてコンサルテーションを行い、2022年12月22日、DIGIはパブリックコンサルテーションへの対応レポートとそれを踏まえた更新版の行動規範を公表した。
- 2022年版行動規範の主な変更点は以下の通り；
  - より小規模なデジタルプラットフォームの参加の促進。
  - 「harm（害）」の定義を更新。
  - 偽情報を広めるレコメンドシステムやデジタル広告への掲載を広告主に思い止まらせるためのコミットメントの追加等。

### 【署名事業者・団体】

- Google, Facebook, Microsoft, Twitter, TikTok, Redbubble, Apple, Adobeの8社が署名している。
- 2024年2月にはTwitchが新たに署名した。



出所) DIGI, <https://digi.org.au/disinformation-code/transparency/>

## (参考) Regulating in the digital age Government response and implementation roadmap for the Digital Platforms Inquiryの概要

- 本文書は、以下の経緯からACCCが実施したパブリックコンサルテーションに寄せられた意見について、政府の対応を示す行政文書（Government Response）であり、財務省（Treasury）が公表している。
- 2019年7月26日、政府はオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）のデジタルプラットフォーム調査最終報告書を公表した。政府は、ACCCの23の広範な勧告と調査結果に対する利害関係者の意見をよりよく理解し、政府の回答に反映させるため、12週間のパブリックコンサルテーションプロセスを実施した。
- デジタル・プラットフォーム調査に対する政府の本回答は、競争を促進し、消費者保護を強化し、デジタル時代における持続可能なオーストラリアのメディア状況を支援するための作業プログラムと一連の改革のロードマップを概説している。この回答において、政府は以下を約束している：
  - 主要なデジタル・プラットフォームに対し、偽情報とニュースの質に関する自主的な行動規範を策定するよう要請する。Australian Communications and Media Authority (ACMA)が規範を監督し、プラットフォームの対策の妥当性と偽情報の広範な影響について政府に報告する。
  - ACCCに特別ユニットを設置し、デジタルプラットフォーム市場における競争と消費者保護の状況を監視・報告し、必要に応じて強制措置を講じ、オンライン広告とアドテクノロジーサービスの供給を手始めに、財務大臣の指示に従って調査を行う。
  - 自主的な行動規範の策定を促進するようACCCに課すことで、デジタルプラットフォームとメディア事業者間の交渉力に関する懸念に対処する。
  - オーストラリアの消費者に対するメディア・コンテンツのオンラインとオフラインの両方の配信をカバーする、プラットフォーム中立的な規制の枠組みを目指すメディア規制改革の段階的プロセスを開始する。
  - 2019-20年度予算で発表された罰則の強化および拘束力のあるオンラインプライバシー規約の導入という公約に基づき、プライバシー法の保護をさらに強化することで、消費者をエンパワーし、消費者のデータを保護し、オーストラリア経済に最適なプライバシー設定を確保する。

行動規範は、2.で記載する原則をもとに、3.と4.で偽情報や誤情報の定義を、5.にて目標と達成すべき結果、具体的な措置を定めている。

文書	目次	概要
本編	1.前文 (Preamble)	<ul style="list-style-type: none"> <li>制定の経緯や目的を記載</li> </ul>
	2.指導原則 (Guiding Principles)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体を通じた原則を記載</li> </ul>
	3.用語法 (Glossary)	<ul style="list-style-type: none"> <li>用語の定義を記載</li> </ul>
	4. 本規範のスコープ、適用、開始 (Scope, application and commencement of this Code)	<ul style="list-style-type: none"> <li>規範の適用範囲等を記載</li> </ul>
	5. 目標と措置 (Objectives and Measures)	<ul style="list-style-type: none"> <li>達成目標とそのための結果 (アウトカム)、取るべく具体的な措置を記載</li> </ul>
	6. プラットフォーム特有の措置 (Guidance on platform-specific measures)	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置の導入にあたり、署名事業者・団体が考慮すべき事項を記載</li> </ul>
	7. 規範の運用 (Code administration)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入や脱退、透明性レポートの提出、苦情の処理、事務局等を記載</li> </ul>
APPENDIX 1	Opt-in Nomination Form	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプトインの表明に関する書式を記載</li> </ul>
APPENDIX 2	Annual Transparency Report	<ul style="list-style-type: none"> <li>透明性レポートの書式を記載</li> </ul>

## 2. 指導原則（Guiding Principles）の内容

原則	内容
2.1. 表現の自由の保護	デジタル・プラットフォームは、意見、言論、情報、研究、討論、会話、創造的な表現、その他の表現をオーストラリア社会全体でオープンに交換するための重要な手段を提供する。署名事業者・団体は、もしそのコンテンツが違法なものでなければ、政府またはその他の当事者から、虚偽であるという理由だけで削除を強制されるべきではない。この規範は、世界人権宣言に明記されている国際的な人権（言論の自由を含むが、これに限定されない）に特別な注意を払う。署名事業者・団体は、「偽情報」や「誤報」に対する適切な対応策を策定する際、これらの権利を保護する必要性を認識するよう奨励される。
2.2. 利用者のプライバシーの保護	デジタルプラットフォームはユーザーのプライバシーを重視する。偽情報および誤情報の伝播に対処するためにデジタルプラットフォームが取るいかなる行動も、適用される法律だけでなく、利用規約、公表されたポリシーおよび自主的な行動規範を含め、オーストラリアのユーザーのプライバシーを尊重するために彼らが行ったコミットメントに反してはならない。これには、デジタルプラットフォームの使用時およびプライベートなデジタル通信におけるプライバシーに対するユーザーの期待の尊重が含まれる。さらに、研究目的のデータへのアクセスは、ユーザーのプライバシーを保護しなければならない。
2.3. 広告掲載に関する方針とプロセス	デジタルプラットフォームは、偽情報および誤情報の伝播者に到達する可能性のある収益を削減するために、サービスおよび製品への広告掲載に関してポリシーおよびプロセスを設けることの重要性を認識する。
2.4. 利用者のエンパワーメント	デジタル・プラットフォームは、利用者が、権威ある時事ニュースや事実情報の情報源と称するデジタル・メディア・コンテンツについて、十分な情報を得た上で選択できるようにすべきである。
2.5. サービスおよび製品の完全性とセキュリティ	デジタルプラットフォームは、ディスインフォメーションを広めることを目的とするサービスや製品上の真正でないアカウントを禁止し、検出し、対策を講じるための措置を講じることにより、サービスや製品の完全性とセキュリティを確保するための努力の有効性について伝えるべきである。
2.6. 独立した研究者の支援	デジタルプラットフォームは、偽情報や誤情報に対抗するためのトレンドや効果的な手段について情報を提供できる、学者を含む独立した専門家による研究活動に対する業界の支援の重要性を認識している。当規範は、デジタルプラットフォームが独立した研究イニシアティブに参加するための様々な選択肢を提供する。
2.7. 他のコミットメントに影響しない	本規範は、デジタルプラットフォームによる偽情報および誤報への取り組みを目的とする他のイニシアティブを妨げるものではない。

### 3. 用語法（うち偽情報・誤情報を含む重要な用語の抜粋）

項目	内容
デジタルコンテンツ	3.1. デジタルコンテンツとは、本規約の署名事業者・団体が所有・運営するプラットフォーム上でオンライン配信される、オーストラリアのユーザーを対象としたコンテンツであり、AIアルゴリズムの使用など、自動化された手段により人為的に制作、操作、修正されたコンテンツを含む。
偽情報	3.2.このコードが焦点を当てている偽情報の側面は、次のとおりである。 A. 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ; B. 欺罔的行動（Inauthentic Behaviour）を通じてデジタルプラットフォームのユーザー間で伝播される。そして C. その流布が害を引き起こす合理的な可能性がある。
エンタープライズサービス	3.3. エンタープライズ・サービスとは、クラウド・ストレージやコンテンツ配信サービスなど、特定の組織で利用するために設計されたソフトウェアおよびサービスをいう。
害（Harm）	3.4. 害とは、以下に対する確度の高い（credible）深刻な脅威を意味する： A.不正投票、投票妨害、誤った投票情報など、民主的な政治・政策決定プロセス、または B. 市民の健康保護、社会で周辺化された人々や社会的弱者の保護、公共の安全や治安、環境などの公共財 注：確度の高い深刻な脅威は、合理的に予測できない害を除く。
欺罔的行動（Inauthentic Behaviour）	3.5. 欺罔的行動には、スパムおよびその他の形態の欺瞞的、操作的、または一括的、攻撃的な行動（自動システムを通じて実行される場合がある）が含まれ、ユーザーのオンライン上の会話に人為的に影響を与えること、および/またはデジタルプラットフォームのユーザーにデジタルコンテンツを広めるよう促すことを意図した行動が含まれる。

### 3. 用語法（うち偽情報・誤情報を含む重要な用語の抜粋）

項目	内容
誤情報	<p>3.6. 誤情報とは：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ（多くの場合は合法）；</li> <li>B. デジタルプラットフォームのユーザーによって伝播される;そして</li> <li>C. その流布が危害を引き起こす可能性が十分にある（しかし、明確に意図されていないかもしれない）。</li> </ul> <p>（参考）4.4. 誤情報ではないコンテンツ：以下のコンテンツは、本規範に基づく誤情報ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 娯楽（風刺やパロディを含む）または教育目標のために誠実に作られたコンテンツ;</li> <li>B. オーストラリア州または連邦政府によって許可されたコンテンツ;</li> <li>C. 第5.23条から第5.25条に従うことを条件として、政治広告またはオーストラリアの法律に基づいて登録された政党によって許可されたコンテンツ;そして</li> <li>D. 専門的なニュースコンテンツ。</li> </ul> <p>本セクション4.4のAからDに該当するコンテンツは、不正な動作によって伝播された場合、偽情報の定義に該当する可能性がある。</p>
政治広告	<p>3.9. 政治広告とは、次の有料広告を意味する：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 政党によって、または政党を代表して行われるもの; または</li> <li>B. 連邦または州・準州の選挙管理機関が監督する選挙、国民投票、またはその他の連邦、州、準州全体の政治的プロセス（郵便投票など）の結果を宣伝するもの。</li> <li>C. オーストラリア法に基づき、政治広告として規制されているもの。</li> </ul>

## 4. 本規範の範囲、適用、開始

項目	内容
除外規定	<p>4.1.適用範囲：</p> <p>豪州のデジタルプラットフォームが提供する多様なサービスや製品において、偽情報や誤情報がもたらすリスクの発生率や影響は大きく異なることを認識し、本規範に基づくコミットメントは、主に豪州のエンドユーザーを対象にデジタルコンテンツを配信するサービスや製品に適用される。従って本規範は、広範な署名事業者・団体、広範な製品・サービスによって署名され、特定の種類のデジタルコンテンツに限定されるものではない。例えば、以下のような製品・サービスが対象となる：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. ユーザーが作成したデジタルコンテンツ（共有コンテンツを含む）を広める;および/または</li> <li>B. ユーザーの問い合わせに応じて検索エンジンによって返され、ランク付けされるデジタルコンテンツを広める;</li> <li>C. デジタルプラットフォームやエンドユーザーが偽情報や誤情報と戦うのを支援することを目標とした技術的ソリューションを提供する;</li> <li>D. スポンサー付きコンテンツおよび/またはデジタル広告サービスを提供する;そして</li> <li>E. さまざまな情報源からニュースやその他の種類のジャーナリズムコンテンツを集約し、発信する。</li> </ul> <p>Dの注釈：政治広告は誤情報の範囲から除外されるが、不正な行動によって伝播された場合は誤情報の定義に該当する可能性がある。 Eの注釈：ニュースアグリゲーションサービスによって配信された専門的なニュースコンテンツは、誤情報の定義から除外されるが、不正な行動によって伝播された場合は、誤情報の定義に該当する可能性がある。</p> <p>4.2.除外されるサービスおよび製品：</p> <p>以下は、本コードの対象とならないサービスおよび製品である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. ソフトウェアアプリケーションを介して提供されるものを含むプライベートメッセージングサービス;</li> <li>B. ソフトウェアアプリケーションを介して提供される電子メールサービス;</li> <li>C. エンタープライズ・サービス</li> </ul>

## 5. 目標と措置

項目	内容
5.1. 一般	このセクションには、上記セクション2に記載された目的と指導原則に基づき、当規範の目的と成果を達成することを目的とした様々な施策が盛り込まれている。
5.2. 署名事業者・団体のコミットメント	すべての署名事業者・団体は、成果1aに定めるとおり、デジタル・プラットフォームにおける偽情報の伝播から生じる危害のリスクを軽減するため、本規範の中核となる目的1を達成し、7に定める透明性報告書を提供する。 成果1aにあるように、デジタル・プラットフォームにおける偽情報と誤報の伝播から生じる危害のリスクを軽減することに貢献し、7にあるように透明性報告書を提供する。すべての目的と成果が、すべての署名事業者・団体に適用されるとは限らない。 署名事業者・団体は、6のガイダンスに従い、各自のサービスや製品に適した方法で、5に記載された対策の一つ以上を採用する。 署名事業者・団体は、サービスや商品、技術開発、情報環境の変化を反映し、当行動規範の下で実施される対策が変化する可能性があることを認識する。
5.3. オプトイン	以下の第7.1項で、署名事業者・団体が公約へのオプトインを選択する方法の概要を示す。
5.4. 措置の用語	本規定に基づき対策を実施する際、ポリシーやプロセスの実施を含め、成果を達成するために行われる行動には、偽情報や誤情報以外の用語が使用され、例えば、利用者の身元、出所、意図について虚偽または誤解を招くような表現、および/または誤解を招くような、欺瞞的な、危険な、有害なコンテンツなど、禁止されている利用者の行動や行為に言及する必要があることを、署名事業者・団体は認識する。
5.5. 平易な言語	署名事業者・団体は、方針、手続き、関連するコミュニティ・ガイドライン、あるいは偽情報や誤報と闘うための追加情報を公表することを約束する場合、商業上合理的な努力を払い、平易な言葉で、利用しやすい形式で公表する。
5.6. 合法的なコンテンツまたは利用者のアクセスに対する制限	当規範の要求事項を遵守するために、誤解を招く、欺瞞的である、虚偽である、あるいはその可能性があるという理由のみで、合法的なコンテンツを削除したり、そのコンテンツへのアクセスを妨げるような措置を講じる必要はない。また署名事業者・団体は、利用者がアップロードし共有するコンテンツの信憑性を確認する必要もない。
5.7. 透明性の必要性は、情報開示のリスクとバランスを取るべきである	署名事業者・団体は、本規定に基づき実施される措置の公開を促進する公約を実施する際、その措置についてオープンにする必要性と、特定の情報を公開することにより、偽情報や誤報を広めたり、その拡散性を高めたりする行為が増加するリスクとのバランスを取る必要があることを認識する。

## 目標1：発生する可能性のある危害に対する保障措置を提供する

成果（Outcome）	内容
<p>成果1a：署名事業者・団体は、一連のスケラブルな措置を採用することにより、デジタルプラットフォームにおける偽情報および誤情報の伝播から生じる可能性のある危害のリスクを低減することに貢献する。</p>	<p>5.8.署名事業者・団体は、デジタル・プラットフォームの利用者が「偽情報」や「誤報」にさらされる可能性を減らし、その伝播を減らすことを目的とした対策を策定し、実施する。</p> <p>5.9.5.8に基づいて実施される措置は、例として以下を含めることができる。</p> <p>A.デジタルプラットフォーム上で利用可能なユーザーの行動またはコンテンツについて、人によるレビューを必要とする方針およびプロセス（ファクトチェック組織と連携して実施されるレビュープロセスを含む）；</p> <p>B. 虚偽のコンテンツにラベルを付けたり、ユーザーにコンテンツの信頼指標を提供したりすること；</p> <p>C. ユーザーが誤情報や偽情報にさらされる可能性のあるコンテンツの順位を下げること</p> <p>D. 不正行為によって伝播されたコンテンツの削除；</p> <p>E.偽情報および誤情報に対処するために取られた措置について、適宜、一般市民および／または利用者に透明性を提供すること；</p> <p>F. 不正行為を行ったユーザーのアカウントの停止または無効化動作；</p> <p>G.アルゴリズムによるコンテンツおよび/またはユーザーアカウントのレビューなど、ユーザーを偽情報にさらす可能性のある不正な行動を特定し、削減するための技術の提供または使用；</p> <p>H.デジタルプラットフォームまたはその利用者が、真正性または正確性を確認するため、あるいはデジタルコンテンツの出所またはソースを特定するために役立つ技術の提供または使用；</p> <p>I. コンテンツのソースに関するメタデータをユーザーに公開する；</p> <p>J. 公表された編集方針およびコンテンツ基準の適用；</p> <p>K.公表された編集規範に従う、信頼できるニュースソースを優先する（署名事業者・団体の中には、4.5に従って、ポリシーに違反するニュースコンテンツを削除したり、ランキングを下げることを選択する場合もあることに留意）；；</p> <p>L. デジタル・レビューのためのファクト・チェッカーとの提携および/または資金提供コンテンツ;そして</p> <p>M.特定の種類のデジタルコンテンツへのアクセスを除外できるツールをユーザーに提供する</p>

## 目標1：発生する可能性のある危害に対する保障措置を提供する

成果（Outcome）	内容
<p>成果1b：ユーザーは、本規範に基づいて署名事業者・団体によって禁止および/または管理される行動の種類とコンテンツの種類について通知される。</p>	<p>5.10. 署名事業者・団体は、サービスまたは製品を通じて偽情報および/または誤情報を広める可能性のあるユーザーの行動および/またはコンテンツの禁止および/または管理に関するポリシーと手順、および適切なガイドラインまたは情報を実装し、公表する。</p>
<p>成果1c：ユーザーは、公開されていてアクセス可能な報告ツールを通じて、5.10に基づくポリシーに違反するコンテンツまたは行動を署名事業者・団体に報告できる。</p>	<p>5.11. 署名事業者・団体は、ユーザーが5.10に基づいてポリシーに違反する行動やコンテンツの種類を報告できるようにするためのポリシー、手順、および適切なガイドラインを実装し、公開する。 5.12. 5.11の約束を実施するに当たり、署名事業者・団体は、「偽情報」及び「誤情報」という用語が利用者にとって馴染みのないものである可能性があることを認識し、したがって、この結果を達成することを目標とする方針及び手続は、利用者がデジタルプラットフォーム上で許容されない一連のコンテンツ及び行動を報告する方法を規定することができる。</p>
<p>成果1d：ユーザーは次の一般情報にアクセスできる； 5.11でなされた報告に対する署名事業者・団体の行動</p>	<p>5.13. 署名事業者・団体は、プラットフォームポリシーに違反するコンテンツの検出と削除に関するポリシー、手順、および/または集約されたレポート（5.11で作成されたユーザーレポートの要約を含む）を実装し、公開する。 これには、偽情報/誤情報とみなされるコンテンツが含まれるが、これに限定されない。</p>
<p>成果1e：ユーザーは、署名事業者・団体によるリコメンドシステムの使用に関する一般的な情報にアクセスし、リコメンドシステムによって提案されたコンテンツに関するオプションを利用できるようになる。</p>	<p>5.14. 情報を公衆に普及させることを主たる目標とし、リコメンドシステムを使用するサービス（検索エンジンを除く）を提供する署名事業者・団体は、次のことを約束する。 A. エンドユーザーがこれらのサービスでアクセスする可能性のある情報に優先順位を付けるために、エンドユーザーがどのように作業しているかについての情報をエンドユーザーに提供する;そして B. サービスに適したリコメンドシステムによって提案されたコンテンツに関連するオプションをエンドユーザーに提供する。  注釈：例えば、オンライン新聞によって発行されたニュース記事の下に提供されるコメント欄は、発行者の編集責任の下でニュースを発行することによって代表される主要なサービスに付随するものであり、したがって、このコミットメントの対象とはならない。</p>

## 目標2：偽情報および誤情報に対する広告および収益化のインセンティブを破壊する。

成果（Outcome）	内容
<p>成果2：偽情報および誤情報に対する広告およびまたは収益化のインセンティブが減少する。</p>	<p>5.15. デジタル広告サービスを提供する署名事業者・団体は、広告主が偽情報や誤情報を広めるデジタル広告を繰り返し掲載することを抑止するために、商業的に合理的な努力を行う。</p> <p>5.16. 署名事業者・団体は、偽情報または誤情報に対する広告およびまたは収益化のインセンティブを破壊することを目標としたポリシーおよびプロセスを実施する。</p> <p>5.17. 5.16に基づいて実施されるポリシー及びプロセスには、例えば、以下を含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. ブランド安全性および検証ツールの使用の促進およびまたは導入;</li> <li>B. 第三者検証会社との連携の可能化;</li> <li>C. 広告主がメディア購入戦略とオンラインの評判リスクを評価するのを支援およびまたは許可する;</li> <li>D. 広告主が広告の掲載をモニタリングし、広告の掲載場所を選択できるようにするために、広告主がクライアント固有のアカウントに必要なアクセスを提供すること;およびまたは</li> <li>E. 偽情報や誤情報を広めるアカウントやウェブサイトでの広告サービスや有料広告の利用を制限すること。</li> </ul> <p>5.18. 署名事業者・団体は、オンライン広告の売買および広告関連サービスの提供に関与するすべての当事者が協力して、オンライン広告エコシステム全体の透明性を向上させ、それによって偽情報を広めるアカウントやウェブサイトへの広告掲載を効果的に精査し、管理し、制限する必要があることを認識する。</p>

## 目標3：デジタルプラットフォームによって提供されるサービスと製品の完全性とセキュリティを確保するために取り組む。

成果 (Outcome)	内容
結果3：不正なユーザーの行動がサービスや製品の完全性とセキュリティを損なうリスクが軽減される。	<p>5.19. 署名事業者・団体は、偽アカウントや偽情報を広めるために設計された自動ボットの使用など、サービスや製品の完全性とセキュリティを損なうように設計された種類のユーザー行動を禁止または管理する措置を講じることを約束する。</p> <p>5.20. プライバシーの保護に関する一部のユーザーおよびデジタルプラットフォームの期待を考慮するために、このコミットメントに従って策定および実施される措置は、匿名および匿名のアカウントの作成を排除すべきではない。</p>

## 目標4：消費者がデジタルコンテンツをよりよく情報に基づいて選択できるようにする。

成果（Outcome）	内容
<p>成果4：ユーザーは、デジタルプラットフォームを介してアクセスされるニュースや事実に基づくコンテンツのソースについて、より多くの情報に基づいた選択ができるようになり、誤った情報を識別する能力が向上する。</p>	<p>5.21. 署名事業者・団体は、ユーザーがデジタルコンテンツについて十分な情報に基づいて選択し、代替情報源にアクセスできるようにするための措置を実施する。</p> <p>5.22. 5.21のコミットメントに従って策定され、実施される措置には、例えば、以下を含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>A. 利用者が公共の利害に関する事項について多様な視点を容易に見出すことができるようにするためのデジタル・コンテンツの優先順位付け又は順位付けのための技術的手段の使用;</li><li>B. 独立した編集規則および苦情スキームの対象となるニュースコンテンツの集約または促進;</li><li>C. ニュースソースの信頼性を示し、又はデジタルプラットフォーム若しくはその利用者がオンラインニュースの内容の真正性若しくは正確性を確認し、又はその出所若しくは情報源を特定することを支援する技術の提供又は使用;</li><li>D. 証拠または専門家の分析によって情報を得たデジタルリテラシー介入の促進;および/または</li><li>E. ファクトチェック機関との財政的支援および/または持続可能なパートナーシップの提供。</li></ul>

## 目標5：デジタルプラットフォーム上で行われる政治広告の出所に対する一般の認識を向上させる。

成果 (Outcome)	内容
成果5：ユーザーは政治広告の情報源についてよりよく知ることができる。	<p>5.23. 政治広告は、本規範の目標において誤情報ではないが、署名事業者・団体は、デジタルプラットフォーム上で行われる政治広告の出所についてユーザーにより大きな透明性を提供するポリシーを策定し、実施する。</p> <p>5.24. 5.23のコミットメントに従って策定および実施された措置には、次を含めることができる； 広告主がデジタルプラットフォーム上で行われる政治広告の出所を特定および/または検証すること 広告主または広告の出所に関する重要な情報を偽ったり、欺いたり、隠したりする広告を禁止する方針； 政治広告が自分に向けられているかどうかをユーザーが理解できるようにするツールの提供； ニュース又は編集内容を含む媒体に掲載される政治広告が、有料であることが容易に認識できる方法で表示されることを要求するポリシー</p> <p>5.25. 署名事業者・団体は、ポリシーの問題として、ユーザーの推定される政治的所属に基づいて広告をターゲットにしないことを選択したり、公共の関心事である社会問題に関する政治的成果を主張する広告を含む、より広い範囲の政治的広告に関するコミットメントを定義し、実施することを選択したりすることができる。</p>

## 目標6：戦略的研究の支援を通じて、偽情報と誤情報に対する国民の理解を強化する。

成果 (Outcome)	内容
<p>成果6：署名事業者・団体は、偽情報や誤情報に対する国民の理解を深めるための独立した研究者の努力を支援する。</p>	<p>5.26. 署名事業者・団体は、オンラインとオフラインの両方で偽情報と誤情報を調査するための誠実な独立した努力を支援し、奨励することを約束する。善意の研究には、認定されたオーストラリア大学の倫理ポリシーに従って行われる研究が含まれる。ただし、そのようなポリシーでは、研究者が収集したデータは研究目的のみに使用され、大学のITシステムに安全に保存されることが求められる。また、デジタルプラットフォームの事前の書面による合意に従って行われる研究も含まれる。</p> <p>5.27. 5.26を実施するためにとられる措置には、例えば、独立した事実確認機関がとる関連するイニシアティブとの協力が含まれる。その他の措置には、研究および/またはデータセットの共有のための資金提供、共同研究の実施、またはその他の方法で学術機関や市民社会組織との提携が含まれる。</p> <p>5.28. 署名事業者・団体は、5.26に記述されているように、プラットフォーム上の偽情報または誤情報に関する誠実な調査を禁止または阻止しないことを約束する。</p> <p>5.29. 関連する署名事業者・団体は、学界及び市民社会における偽情報及び誤情報に関する議論を促進するための年次イベントを招集することを約束する。 注釈：年次イベントは、任意の形式（オンライン、オフライン、またはその組み合わせ）で実施することができ、本規範またはその主題に関連する任意のトピックを取り上げることができる。このイベントは、例えば、署名事業者・団体またはコード管理者の研究イニシアティブを発表または議論するために招集されることがある。</p>

## 目標7：署名事業者・団体は、偽情報及び誤情報と闘うためにとる措置を公表する。

成果（Outcome）	内容
成果7：一般市民は、偽情報や誤情報と闘うために署名事業者・団体がとった措置に関する情報にアクセスできる	<p>5.30. すべての署名事業者・団体は、7の透明性報告情報を作成し、公表する。</p> <p>5.31. 署名事業者・団体は、目標1に関する進捗状況及び本規範に基づいて行った追加的なコミットメントを詳述する追加情報を公表する。</p> <p>5.32. 署名事業者・団体は、コンテンツの削除、オープンデータイニシアティブ、調査報告書、メディア発表、ユーザーデータ要求、ビジネス透明性報告書などの分野に関する追加報告書および/または公開更新情報を提供することによって、5.31のコミットメントを果たすことができる。そのような情報の例として、ブログ投稿、ホワイトペーパー、製品内通知、透明性レポート、ヘルプセンター、または他のウェブサイトが含まれる。</p>

## 6.プラットフォーム固有の対策に関するガイダンス

### 6.1.自主規範における措置の比例性：

本規則に準拠して署名事業者・団体がとった措置は、特定の文脈に比例し、関連する偽情報や誤情報の事例によってもたらされる害を含む。署名事業者・団体は、自らの措置の適切性の評価に関して、下記を含む様々な要素を考慮することができる；

- A. 偽情報や誤情報の拡散に関与している行為者;
- B. 偽情報や誤情報を広めるユーザーの行動の性質、例えば、動作が自動化されているかどうか、意図的かつ/または悪意を持って動機づけられているかどうか、およびその組織性、持続的、規模等の程度;
- C. コンテンツが配信される製品またはサービスの種類、およびコンテンツがプラットフォームのユーザー間で広く迅速に共有されるネットワーク効果があるかどうか;
- D. プラットフォームがコンテンツの伝播から商業的利益を受け取る可能性があるかどうか（例えば、コンテンツがスポンサーコンテンツであるかどうか）
- E. 権威ある情報源または信頼できる情報源を通じて、関連するデジタルコンテンツの虚偽性を確認することが合理的に可能な範囲;
- F. コンテンツの伝播によって合理的に生じうる危害の近接性と重大性
- G. デジタルプラットフォームを利用したオンラインコミュニティの性質;
- H. デジタルプラットフォームのビジネスの規模と性質、およびリソースそれが利用できる;
- I. 表現の自由を他の人間とバランスよく守る必要性権利;そして
- J. ユーザーのプライバシー保護の必要性

## 7. 規範の運用

項目	内容
7.1. オプトイン	<p>デジタルプラットフォームのビジネスモデルと製品提供の多様性を認識して、このコードは、オプトインの取り決めによって様々なビジネスがコミットメントを行うことができるように設計されている。本規範に署名してから3ヶ月以内に、署名事業者・団体は、ANNEX1のオプトインフォームを使用して、自らがコミットする条項を指名する。署名事業者・団体は、指名していない約束に従う義務を負わない。</p> <p>各署名事業者・団体は、本規範の規定が自社の製品およびサービスに関連する範囲（新製品およびサービスが本規範の対象となるかどうかを含む）を毎年再評価し、オプトインフォームの更新をDIGIに通知する。DIGIは、DIGIのウェブサイト上でオプトインリコメンドフォームの更新を公開する。</p>
7.2. 規範からの脱退	<p>署名事業者・団体は、DIGIに通知することにより、規範又は規範に基づく特定の約束から脱退することができる。</p>
7.3. 大規模なデジタルプラットフォームである署名事業者・団体のための年次報告書	<p>7.1に基づくオプトインに加え、本規範の対象となるサービスを提供し、100万を超える月間アクティブなオーストラリアのエンドユーザーを有する各署名事業者・団体は、本規範に含まれる成果の達成に向けた進捗状況を示す年次報告書をDIGIに提出する。この報告書はDIGIのウェブサイト上で公開される。各署名事業者・団体の年次報告書には、報告書の対象期間中に本規範の対象となると評価された追加の製品およびサービスを含め、本規範の対象となる製品およびサービスが記載される。報告は、ANNEX2に定める様式に基づき、毎年5月30日までに提出され、前年度の期間を対象とする。</p>
7.4. 小規模なデジタルプラットフォームである署名事業者・団体のレポート	<p>7.1のオプトインに加え、オーストラリアでサービスを提供し、月間アクティブオーストラリアエンドユーザーが100万人未満の署名事業者・団体は、本規範に含まれる成果の達成に向けた進捗状況を示す初回報告書をDIGIに提出し、DIGIのウェブサイト上で公開される。この報告書は、ANNEX2のフォームに基づき（準拠する必要はない）、署名事業者・団体が本規定に参入してから12か月以内に提出されるものとし、本規範のコミットメントの対象となる新しい製品およびサービスの追加、または本規定の第5.8項、第5.10項、第5.11項のコミットメントに重大な影響を与える措置、方針、手順、および/またはガイドラインの範囲の変更など、報告書に重大な変更がある場合は、署名事業者・団体が毎年更新するものとする。</p>

## 7. 規範の運用

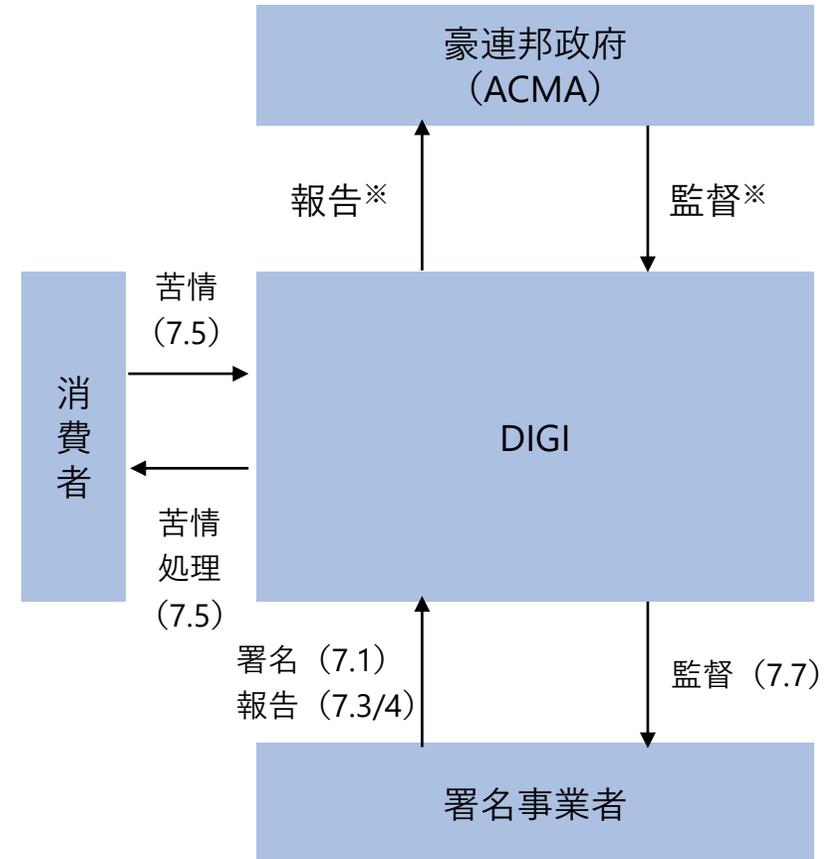
項目	内容
7.5. 苦情	署名事業者・団体は、規範に基づく署名事業者・団体の約束の違反の可能性についての一般からの苦情を解決するための苦情処理メカニズムを設立している。ユーザーはDIGIのウェブサイトにある苦情ポータルからメカニズムにアクセスできる。独立した苦情委員会は、DIGIのウェブサイトに掲載されている付託条項に従って、署名事業者・団体による本規範の遵守に関する苦情を解決する。この付託条項は、苦情処理メカニズムの運営および本規範のガバナンスに関する情報とともに公表される。苦情処理メカニズムは、署名事業者・団体の製品またはサービスに関するコンテンツの個々の項目に関する苦情を受け付けておらず、これらの苦情は、その報告メカニズムを通じて関連する署名事業者・団体に向けられるべきである。
7.6. -	このプロセスの一環として、署名事業者・団体はまた、政府および関連規制機関との現在の取り決めを活用して、偽情報を広め、本規範で対処される措置の対象となる不正行為の事例を特定し、対処する方法を検討する。
7.7. 規範の運用	本規範の運用者はDIGIであり、署名事業者・団体の行動をレビューし、署名事業者・団体が本規範に基づくコミットメントをどのように達成しているかをモニタリングするために6ヶ月ごとに会合する署名事業者・団体と独立メンバーの代表から成る運用小委員会を設立した。さらに、DIGIは、ベストプラクティスとコンプライアンスを奨励するために、規範に基づく署名事業者・団体の年次透明性報告書の事実確認と証明を行う独立した専門家を任命した。
7.8. 規範の見直し	規範は2年ごとに見直される。レビューは、署名事業者・団体の意見、関連する政府機関（オーストラリア通信メディア庁を含む）、およびこの分野で活動する学者や市民社会の代表者を含むその他の利害関係者に基づいて行われる。本規範の見直しはDIGIのウェブサイトに掲載する。

豪州では、産業団体DIGIが中心となり、履行確保や政府への報告、消費者からの苦情処理等を担っている。政府も、DIGIの監督を通じて履行確保を図っている。

概要

- DIGIは非営利団体であり、大手デジタル事業者から構成される（設立の経緯等はウェブサイトで公開されていない）；
  - 加盟企業（MEMBERS）：Apple、Discord、eBay、Google、Linktree、Meta、Microsoft、Snap Inc.、Spotify、TikTok、Twitch、X、yahoo!
  - 準加盟企業（ASSOCIATE MEMBERS）：Change.org、Gofundme、Product Review、Redbubble
- 産業団体DIGIが中心となり、消費者からの苦情処理や署名した事業者の透明レポートの収集、監督等を実施している。
- 本行動規範の執行等について、豪連邦政府（ACMA）がDIGIからの報告を基に監督を実施し、報告書を作成している。
- この点は行動規範には規定がないが、行動規範策定のきっかけとなった2019年行政文書（Regulating in the digital age Government response and implementation roadmap for the Digital Platforms Inquiry）（前掲P67）にACMAによる行動規範の監督、プラットフォームによる対策の妥当性と偽情報の広範な影響について政府に報告することが規定される。

機関設計



※）行動規範には規定がないが、2019年の行政文書にACMAによる行動規範の監督が規定される（左記）

## 2023年に提案された偽情報・誤情報対策強化に向けた改正法案では、ACMAの自主規範に関する執行権限の強化や、偽情報・誤情報に関する定義の詳細化が行われている。

### 【提案理由】

- デジタルプラットフォーム（DPF）サービスを通じた誤報や偽情報の拡散は、世界的に大きな問題となっている。虚偽の、誤解を招く、欺瞞的な情報がオンラインで急速に広まることで、公衆衛生への対応の混乱から、外国からの選挙介入、民主主義制度の弱体化まで、多くの害が生じている。
- 2021年、ACMAはDPFの偽情報とニュースの質に関する対策の妥当性について、政府への報告書を作成した：
  - 報告書は、業界自主規範への署名事業者・団体による既存の取り組みが、DPFサービスにおける誤情報や偽情報に取り組むための良い第一歩であると指摘した。
  - しかし、ACMAは政府に対し、デジタル・プラットフォーム・サービス全体の誤情報や偽情報に対抗するための、段階的な新しい権限をACMAに与えるよう勧告した。これらの権限は透明性を高め、業界の自主的な取り組みが不十分であることが判明した場合、DPFサービスが責任を問われることを保証するものである。
- 重要な原則として、提案されているACMAの権限は、現在実施されている行動規範の成功を支援するものである。現行の行動規範を担当する業界団体DIGIは、ACMAの報告書に提案された権限について、基本的な支持を表明している。

### 【提案内容】

#### 【ACMAの行動規範に関する権限拡大】

- ACMAに下記の権限を付与することが規定されている；

権限	内容
情報収集	DPFから情報を収集し、偽情報・誤情報に関する事項について記録を保存するよう義務づける。
行動規範の策定の命令、執行	偽情報・誤情報対策を網羅した行動規範を策定するよう業界に要求することができ、ACMAはこれを登録、執行する。
業界標準の策定、執行	ACMAは、上記行動規範が偽情報・誤情報対策に効果がないと判断した場合、業界標準（行動規範より強力な規制の形式）を策定、執行できる。

#### 【偽情報・誤情報の定義】

- 誤情報：①虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルサービスを利用して広められたコンテンツ、②コンテンツがデジタルサービスを通じてオーストラリアのエンドユーザーに提供されている、③デジタルサービス上でのコンテンツ提供が、重大な害（serious harm；後掲）を引き起こすか、またはその一因となる可能性が合理的に高い、④コンテンツが誤情報の目的で除外されない（除外される目的：娯楽、パロディ、風刺を目的として善意で制作されたコンテンツ、専門的なニュースコンテンツ、連邦・州・準州・地方政府によって認可されたコンテンツ、認定教育プロバイダーによって、またはそのために制作されたコンテンツ）
- 偽情報：①偽情報の基準を満たすコンテンツであり、②コンテンツが、自動化されたプロセスや外国からの干渉を含め、欺罔的意図をもって流布されていること（意図的または悪意を持って流布された偽情報のコンテンツを捕捉する）

(参考) 深刻な害 (Serious harm)

害の種類	深刻な害の例
オーストラリア社会における民族、国籍、人種、性別、性的指向、年齢、宗教、身体的・精神的障害に基づく集団に対する憎悪	オーストラリアのある集団に関する誤情報が、その集団に対するヘイトクライムを他の人に扇動すること
オーストラリアにおける公序または社会の混乱	重要な通信インフラの破壊を奨励または誘発する誤情報
オーストラリアの民主主義プロセス、または連邦、州、準州、地方政府機関の完全性を害する	選挙または国民投票に先立ち、オーストラリアの選挙管理機関の公平性を損なう誤情報
オーストラリア国民の健康への害	ウイルス感染症を治療するために漂白剤を摂取したり注射したりする人々を引き起こした誤情報
オーストラリアの環境への害	主要都市における長期の干ばつ期間中の節水対策に関する誤情報
オーストラリア国民、オーストラリア経済、またはオーストラリア経済の一部門に対する経済的または財政的損害	輸入品に有利になるよう、地元生産者を標的にした外国のアクターによる偽情報

# 主要5PF事業者のコミットメント状況（2022年内の状況）

●：該当  
○：一部サービスのみ該当  
—：該当なし

分野	コミットメント概要	Google	Microsoft	Meta	TikTok	X（2023年6月現在） ※2023年11月除名
目標1：発生する可能性のある危害に対する保障措置を提供する	成果1a：署名事業者・団体は、一連のスケラブルな措置を採用することにより、デジタルプラットフォームにおける偽情報および誤情報の伝播から生じる可能性のある危害のリスクを低減することに貢献する。	●	○	●	●	●
	成果1b：ユーザーは、本規範に基づいて署名事業者・団体によって禁止および/または管理される行動の種類とコンテンツの種類について通知される。	●	○	●	●	●
	成果1c：ユーザーは、公開されていてアクセス可能な報告ツールを通じて、5.10に基づくポリシーに違反するコンテンツまたは行動を署名事業者・団体に報告できる。	●	○	●	●	●
	成果1d：ユーザーは次の一般情報にアクセスできる；5.11でなされた報告に対する署名事業者・団体の行動	●	○	●	●	●
目標2：偽情報および誤情報に対する広告および収益化のインセンティブを破壊する。	成果2：偽情報および誤情報に対する広告および/または収益化のインセンティブが減少する。	●	○	●	●	●

# 主要5PF事業者のコミットメント状況（2022年内の状況）

●：該当  
○：一部サービスのみ該当  
—：該当なし

分野	コミットメント概要	Google	Microsoft	Meta	TikTok	X（2023年6月現在） ※2023年11月除名
目標3：デジタルプラットフォームによって提供されるサービスと製品の完全性とセキュリティを確保するために取り組む。	結果3：不正なユーザーの行動がサービスや製品の完全性とセキュリティを損なうリスクが軽減される。	●	○	●	●	●
目標4：消費者がデジタルコンテンツをよりよく情報に基づいて選択できるようにする。	成果4：ユーザーは、デジタルプラットフォームを介してアクセスされるニュースや事実に基づくコンテンツのソースについて、より多くの情報に基づいた選択ができるようになり、誤った情報を識別する能力が向上する。	●	○	●	●	●
目標5：デジタルプラットフォーム上で行われる政治広告の出所に対する一般の認識を向上させる。	成果5：ユーザーは政治広告の情報源についてよりよく知ることができる。	●	○	●	●	—
目標6：戦略的研究の支援を通じて、偽情報と誤情報に対する国民の理解を強化する。	成果6：署名事業者・団体は、偽情報や誤情報に対する国民の理解を深めるための独立した研究者の努力を支援する。	●	○	●	●	●
目標7：署名事業者・団体は、偽情報及び誤情報と闘うためにとる措置を公表する。	成果7：一般市民は、偽情報や誤情報と闘うために署名事業者・団体がとった措置に関する情報にアクセスできる	●	○	●	●	●

ニュージーランド

- 行動規範の策定経緯と署名事業者・団体
- 行動規範
  - 行動規範の構成
  - 用語法
  - コミットメント、成果及び措置
  - 機関設計
- 主要5PF事業者のコミットメント状況

## ニュージーランドにおける行動規範の策定経緯と署名事業者・団体

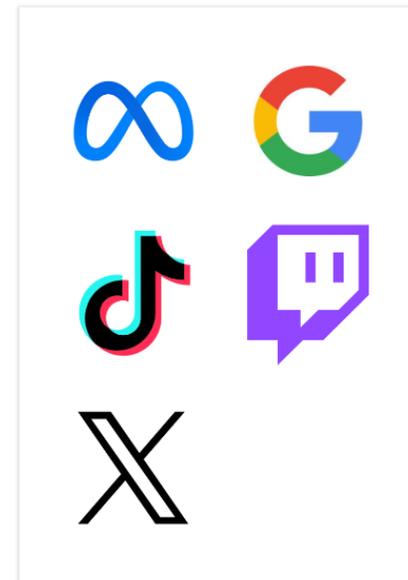
### 【自主規範の策定経緯・関連団体の概要】

- 急速に進化するインターネットのグローバルな性質は、安全性に対しても同様に柔軟で俊敏なアプローチを必要とする。効果的なオンライン安全対策には、専門知識とパートナーシップを活用し、透明性を確保することが必要である。
- この規範は、NetsafeがNZTechと協力し、マオリ族のアドバイザー、政府、市民社会、一般市民と協議して策定した。広範なデジタルプラットフォームに支えられ、この規範は、アオテアロア・ニュージーランドの人々にオンラインサービスを提供する組織のために設計されている。
  - Netsafeは20年以上の歴史を持つNGOであり、オンライン上の安全性確保に関する取り組みを行っている。
  - NZTechはニュージーランドのテック産業団体であり、1600以上の加盟者を持つ。

### 【署名事業者・団体】

- Meta (Facebook and Instagram), Google (YouTube), TikTok, Twitch, およびX (twitter)の5社が署名している。

#### SIGNATORIES



出所) <https://thecode.org.nz/about-the-code-new-zealand/>

## 本規範の構成

項目	主な内容
1. 前文 (Preamble)	自主規範の背景や目的などを記載する。
2. 指導原則 (Guiding Principles)	次の9つの指導原則を規定する； 1 マオリの価値の推進 2 安全の推進 3 言論・表現の自由およびその他の基本的人権の尊重 4 利用者のプライバシーの保護 5 インターネットの国境を越えた、あるいはグローバルな性質を認識する 6 広範な適用可能性と参加 7 システムベースのベストプラクティス基準 8 比例性と必要性 9 社会全体の協力と協調
3. 適用範囲、適用、開始及び終了 (Scope, application, commencement and termination)	3.1 当規範の対象となる関連製品とサービス 3.2 現行法の適用 3.3 変更と修正 3.4 開始と存続期間 3.5 終了
4. コミットメント、成果及び措置 (Commitments, outcomes and measures)	児童の性的搾取と虐待、いじめまたはハラスメント、ヘイトスピーチ、暴力の扇動、暴力的またはグラフィックなコンテンツ、誤情報、偽情報という7類型について4つのコミットメントとそれに紐づく成果、措置を規定する（後掲）。
5. ガバナンス、苦情およびコンプライアンス (Governance, complaints and compliance)	規範のガバナンスや苦情処理、履行確保を規定する（後掲）。
6. 規範の運営 (Code administration)	6.1 運用者 6.2 運用者の権限の監督委員会への移譲 6.3 任期と業績の見直し 6.4 Te Rangapu Whakatutuki（管理者）の資金調達
7. 用語の定義 (Glossary)	偽情報、誤情報などの定義を規定する（後掲）。

## 7. 用語の定義 (Glossary)

用語	定義
偽情報	(i) 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ; (ii) 不正な行為によってデジタルプラットフォームのユーザー間で伝播される;そして (iii) その流布が害を及ぼす合理的な可能性があるもの。
誤情報	(i) 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ (多くの場合は合法); (ii) デジタルプラットフォームのユーザーによって伝播される;そして (iii) (合理的に可能性が高いが、明確に意図されていない可能性がある) 害 (harm) をもたらす
いじめとハラスメント	ネット上のいじめとは、デジタル技術を利用して、他人や集団に危害を加える意図でコンテンツを送信、投稿、公開することである。このような行動は攻撃的であることが多く、繰り返し行われ、関係者の間に何らかの力の不均衡がある。
児童の性的搾取と虐待 (CSEA)	CSEAには、児童性的虐待の資料の共有、児童性的虐待のライブストリーミング、児童のオンライン・グルーミングが含まれる。
苦情	4.で規定される署名事業者・団体による規範違反の可能性について、一般から寄せられる懸念。ただし、この定義には、署名事業者・団体のプラットフォーム上のコンテンツに関する決定に対する個人の苦情は含まれていない。
ヘイトスピーチ	年齢、人種、民族、国籍、障害、宗教、カースト、性的指向、性別、性自認および表現、移民の地位、退役軍人の地位、重大な暴力事件の被害者およびその親族を根拠として、個人または集団に対する憎悪または暴力を助長するデジタルコンテンツ。
害 (harm)	利用者の安全および/またはデジタル情報エコシステムの完全性に対して差し迫った深刻な脅威をもたらす、現実世界での危害につながる可能性のある行為、行動、および/またはオンライン上のコンテンツ。本規範における危害の種類は、1.4に概説されている。
暴力の扇動	深刻な暴力を扇動または助長するデジタル・コンテンツで、身体的危害または公共の安全に対する直接的な脅威の真の危険があるもの。
ユーザー生成コンテンツ (UGC)	ユーザー作成コンテンツ (UCC) と呼ばれ、ユーザーがオンラインプラットフォームに投稿した画像、動画、テキスト、音声などのあらゆる形態のデジタルコンテンツ。
暴力的またはグラフィックなコンテンツ	衝撃的、生々しい、サディスティック、またはぞっとするような、あるいは極端な暴力や苦痛を助長、常態化、または美化するような現実世界のイメージ。

## コミットメント 1 : オンラインでの有害コンテンツの蔓延を減らす

※コミット 1 は、4. で定められる7つの類型別（児童の性的搾取と虐待、いじめまたはハラスメント、ヘイトスピーチ、暴力の扇動、暴力的またはグラフィックなコンテンツ、誤情報、偽情報）に規定されるため、偽情報と誤情報を抜粋（結果、番号が1から始まっていない）

成果	対策
<p>成果6. オンラインの誤情報から生じる被害のリスクを軽減するための保護措置を提供する</p>	<p>対策23. オンライン上の誤情報の拡散について、その削減を目指す方針、プロセス、および／または製品を導入、実施、および／または維持する。</p> <p>対策24. 関連する方針に違反する誤った情報を繰り返し投稿したり共有したりするユーザーにペナルティを課すような方針やプロセスを導入、実施、維持する。</p> <p>対策25. 批判的思考を奨励し、誤情報の拡散を抑止または停止する方法についてユーザーを教育することを目指す、メディア・リテラシー・プログラムおよびイニシアチブを支援または維持する。</p> <p>対策26. 誤情報と闘う市民社会、ファクトチェック機関および／またはその他の関連組織を支援しようとするプログラムおよび／またはイニシアチブを支援または維持する。</p> <p>対策27. 産業界全体や他の関連するステークホルダーと協力し、誤情報から生じる新たな被害に対応する取り組みを支援する。</p>
<p>成果7. オンラインの偽情報から生じる危害のリスクを軽減するための保護措置を提供する</p>	<p>対策 28. 誤解を招き、欺瞞的であり、かつ／または危害をもたらす可能性のある偽アカウントの使用を一時停止、削除、無効化、または罰則化しようとする方針、プロセス、および／または製品を導入、実施、および／または維持する。</p> <p>対策 29. 偽情報を繰り返し拡散するアカウント（プロフィール、ページ、ハンドルネーム、チャンネルなどを含む）の削除を求める方針、プロセス、および／または製品を導入、実施、および／または維持する。</p> <p>対策30. 公開されているアカウント（プロフィール、ページ、ハンドルネーム、チャンネルなどを含む）について、ユーザーが十分な情報に基づいた意思決定を行えるような情報（公開プロフィールの作成日、主要なアカウント情報の変更日、フォロワー数など）を提供するような方針、プロセス、および／または製品を導入、実施、および／または維持する。</p> <p>施策 31. 有料政治コンテンツ（広告やスポンサードコンテンツなど）に関して透明性を提供し、より多くの文脈と情報（有料政治広告や選挙広告のラベル、誰が広告費を支払ったかなど）をユーザーに提供しようとする方針、プロセス、および／または製品を導入、実施、および／または維持する。</p> <p>対策32. 広告を妨害する、および／または偽情報から利益を得るユーザーの経済的インセンティブを低減することを目指す、方針、プロセス、および／または製品を導入、実施、および／または維持する。</p> <p>対策33. 偽情報から生じる新たな被害に対応する取り組みを支援するため、業界全体及びその他の関連ステークホルダーとの連携に努める。</p>

## コミットメント 2 : ユーザーがより多くのコントロールを持ち、情報に基づいて選択できるようにする

成果	対策
<p>成果8. ユーザーは、プラットフォーム上で表示されるコンテンツについて、情報に基づいた意思決定を行うことができる</p>	<p>対策34. 利用者がコンテンツについてより多くの情報に基づいた意思決定を行えるよう、方針、プロセス、製品、プログラムを導入、実施、および／または維持する。</p> <p>対策35. 社会的に重要性が高く、デジタルプラットフォームのユーザーコミュニティに関連する問題（公衆衛生、気候変動、選挙など）について、正確で信頼できる情報を促進するための方針、プロセス、製品、プログラムを実施、維持する。</p> <p>対策36. メディア／デジタルリテラシーキャンペーンなどを通じて、偽情報、誤情報、その他の害について教育したり認識を高めたりするプログラムおよび／またはイニシアチブを支援する。</p>
<p>成果9. ユーザーは、自分が見ているコンテンツや自分の体験、オンラインでのやり取りをコントロールすることができる</p>	<p>対策37. ユーザーが閲覧するコンテンツ、フィードの特性、および／またはオンライン上のコミュニティを適切に管理できるようにするための方針、プロセス、製品、および／またはプログラムを導入、実施、および／または維持する。</p> <p>対策38. ユーザーが見る広告の適切さを制御できる製品を立ち上げ、維持する。</p>

## コミットメント 3 : 方針、プロセス、システムの透明性を高める

成果	対策
成果10.オンライン被害のリスクを低減することを目的とした方針、システム、プロセスおよびプログラムの透明性	<p>対策39. 署名事業者・団体の安全および有害性に関連する方針および利用規約を公開し、ユーザーがアクセスできるようにする</p> <p>対策40. 有害なコンテンツのオンラインでの拡散と蔓延を減らすことを目的とした、関連する方針、プロセス、製品に関する情報（ブログ記事、プレスリリース、メディア記事など）を公開し、アクセス可能にする</p>
成果11.有害コンテンツの拡散と蔓延を削減するための取り組みと関連するKPI／指標に関する定期的な透明性レポートの発行	<p>対策41. 有害なコンテンツの拡散または蔓延を削減するために、方針、プロセス、製品に基づいて実行されたアクションを示すKPI／メトリックを含む透明性レポートを定期的に発行する（例えば、方針違反コンテンツのグローバルな削除に関する定期的な透明性レポート）。</p> <p>対策42. 本規約に基づく署名事業者・団体のコミットメントに関連して実施されている措置及び達成された進捗を記載した、第5.4条で要求されている年次遵守報告書を長官に提出する。</p>

## コミットメント 4 : 独立した研究と評価を支援する

成果	対策
<p>成果12.安全性への介入や有害なコンテンツが社会に与える影響についての理解を深めるための独立した研究や、オンライン上の安全性を高めたり有害なコンテンツを減らしたりするための新しい技術に関する研究</p>	<p>対策43. 必要に応じて、研究者、市民社会、その他の関連機関（事実確認機関など）が実施するプログラムやイニシアティブを支援または参加する。これには、署名事業者・団体が実施するより広範な地域的または世界的な研究イニシアティブが含まれ、アオテアロア・ニュージーランドにも利益をもたらす可能性がある。</p> <p>対策44. セクション4で概説されているように、オンラインの安全性と有害なコンテンツという重要なテーマの1つに関して、複数の利害関係者、特に研究コミュニティとの対話を促進するために、少なくとも年に1回のイベントを支援または開催する。これには、署名事業者・団体が実施するアオテアロア・ニュージーランドを含むより広範な地域的又は世界的なイベントを含めることができる。</p>
<p>成果13.コードに関連して実施されたシステム、方針、プロセスの独立した評価を支援する</p>	<p>対策45. 署名事業者・団体によって提出された年次遵守報告書をレビューし、セクション4に概説されているコミットメント、成果および措置、ならびに署名事業者・団体が参加フォーム（付録2参照）で行ったコミットメントに対して行われた進捗レベルを評価するために、独立した第三者機関を選定することを約束する。</p>

## 5. ガバナンス、苦情およびコンプライアンス

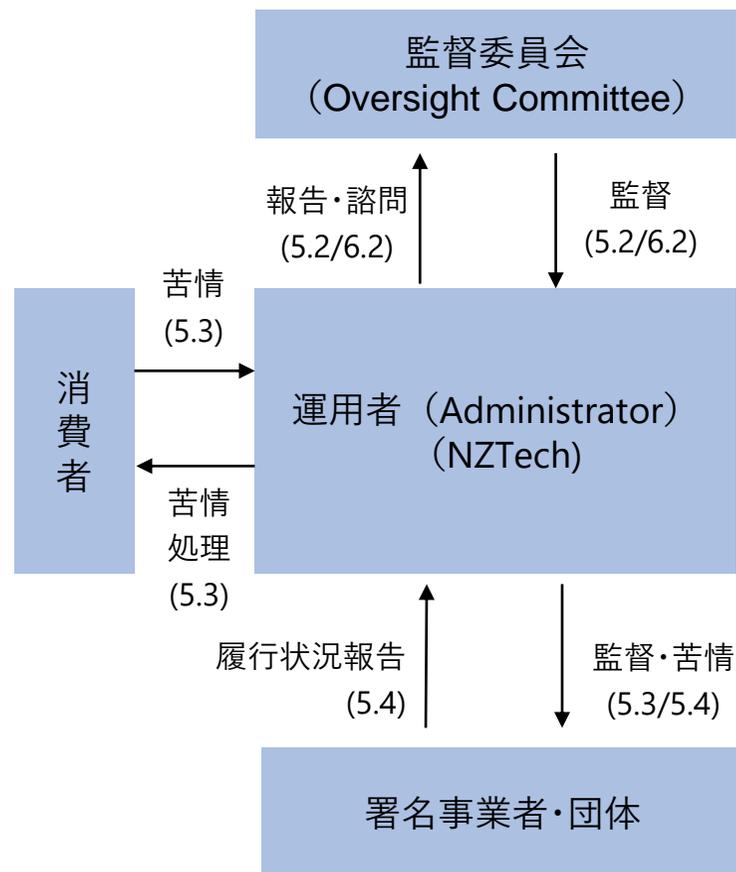
項目	内容
5.1 行動規範運用者	行動規範運用者は、行動規範の施行を監督するために、署名事業者・団体によって合意、任命された組織である。行動規範運用者は、その役割と責任に関して、行動規範の6.とAnnex 4に概説されているように、関連する経験を証明することができる。
5.2 監督委員会	デジタル情報エコシステムの健全性を悪用から守るため、社会全体で協力する必要性を反映し、監督委員会は、署名事業者・団体、マオリ文化パートナー、市民社会、その他関連する合意された利害関係者（政府、学識経験者など）の代表を含む、様々な利害関係者で構成される。これには、署名事業者・団体の年次遵守報告書、苦情処理メカニズムを通じて提出された苦情、行動規範の進捗状況の評価が含まれる。監督委員会は、職務権限によって管理され、6.2に規定される権限を有する。また、2.1で概説したように、マオリの原則であるマヒ・タヒ（連帯）、カウハンガヌイタンガ（バランス）、マナ・タンガタ（人間性）、マナ（尊重）によって、行動規範の発展が持続的に導かれる。
5.3 苦情処理メカニズム	行動規範運用者は、署名事業者・団体と協力し、行動規範の下での誓約事項に対する署名事業者・団体の不遵守に対処するための、苦情処理方針、仕組み、違反の定義/基準、申し立て資格（苦情処理メカニズム）を確立する。苦情処理メカニズムでは、ニュージーランドに居住する人々が、4. に詳述されているコミットメント、成果、対策に関して、行動規範に違反していると思われる署名事業者・団体に対して苦情を提出することができる。行動規範運用者は、行動規範の公約に関する苦情のみを受理する。特定のコンテンツを保持すべきか、削除すべきかなど、署名事業者・団体のプラットフォームのコンテンツに関する苦情は受け付けない。
5.3.1 不遵守に対する救済措置	行動規範運用者と監督委員会は、苦情処理メカニズムの一環として、署名事業者・団体と協力し、不遵守の判断基準と、署名事業者・団体が苦情に対応するための適切な救済手段を確立する。署名事業者・団体には、苦情を検討し対応するための適切な機会と時間が与えられる。当規範の約束を繰り返し守らない加盟者は、3.5.1に概説されている通り、除名される可能性がある。
5.4 年次コンプライアンス報告	署名事業者・団体はそれぞれ、行動規範の第4項で説明されている通り、期待される成果に関して実施した措置とその進捗状況を記した年次報告書を、監督委員会に提出する。報告書は、行動規範の付録3に記載されているテンプレートに従う。オンライン安全および危害の懸念に対するプラットフォームの取り組みの現状を概説する最初の報告書は、行動規範の開始から90日以内に管理者に提出される。最初の年次報告書は、本規範の開始日から12ヶ月（365日）後の45日後に提出され、その後は毎年提出される。年次報告書は、行動規範運用者が管理する一般にアクセス可能なウェブサイトで公表される。また行動規範運用者は、監督委員会と協議の上、報告書提出後90日以内に、署名事業者・団体の報告書とその進捗状況について独立審査員が分析した結果を公表し、一般に公開する。
5.5 行動規範の見直し	行動規範は、運用開始後12ヶ月を経過した後、監督委員会により見直される。この見直しは、署名事業者・団体、その他関連し合意された利害関係者（市民社会組織、学識経験者、政府機関など）の意見に基づいて行われる。レビューの結果、行動規範に変更や修正が生じた場合は、発効前に監督委員会と全署名事業者・団体の同意を得なければならない。

NZにおいては、産業団体NZTechが中心となり、履行確保や消費者からの苦情処理等を担っている。

## 概要

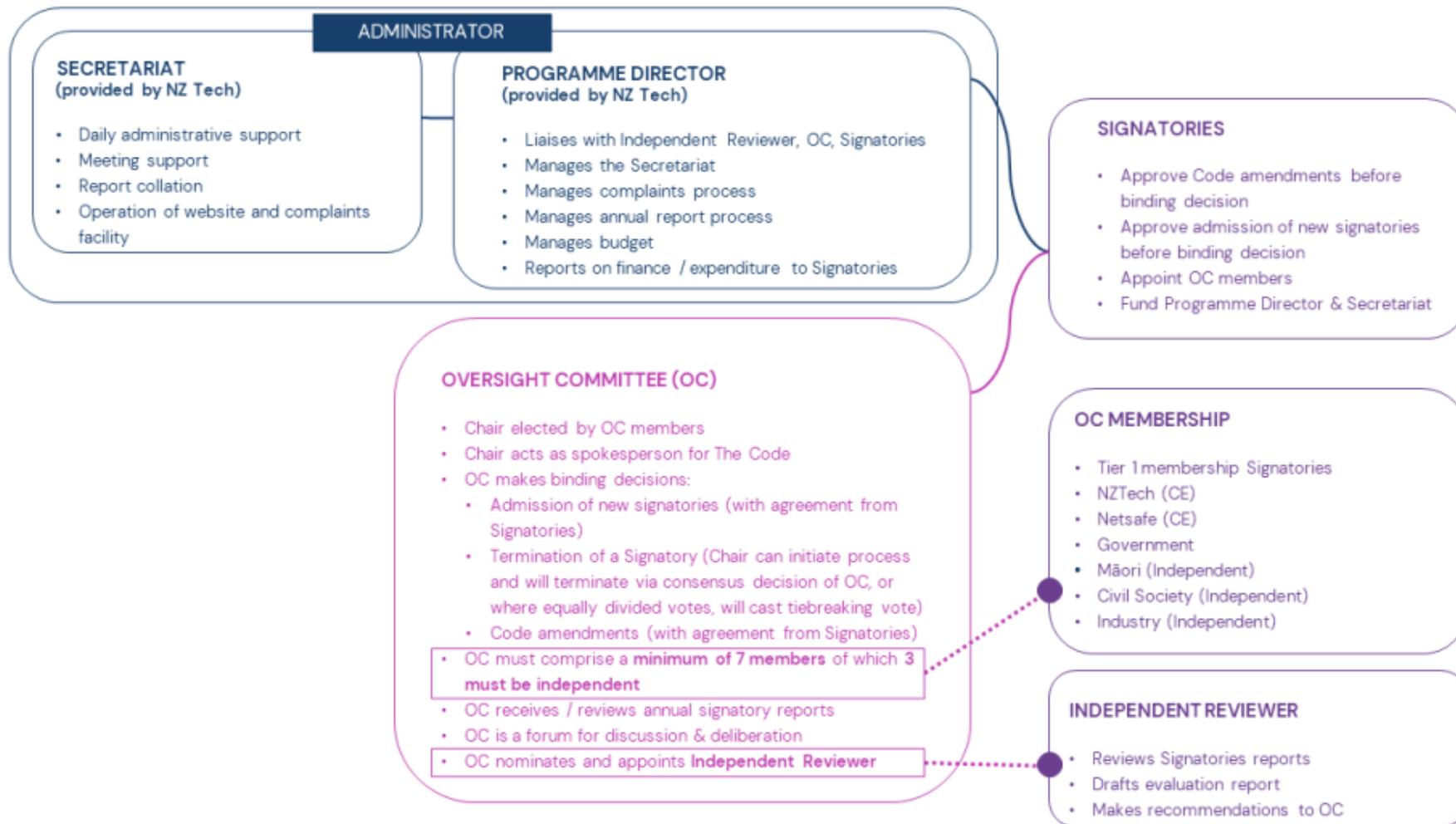
- 事務局を業界団体（NZTech）が務め、苦情処理等を実施し、業界団体の執行を監督委員会がさらに監督している。
  - 監督委員会は、NZTech、Netsafe、署名事業者・団体、マオリパートナー、市民社会、その他関連する合意された利害関係者（政府、学識経験者など）の代表を含む、様々な利害関係者で構成される（詳細は次頁参照）。
- 上記の通り、政府機関の関与は監督委員会への委員派遣にとどまり、豪州やEUと比べ、より事業者の自主性に委ねる設計となっている。

## 機関設計



(参考) 前頁各機関の詳細な構成員等は下記の通り。

### Governance Structure: Composition, Powers and Responsibilities



## 主要5PF事業者のコミットメント状況

- 署名事業者・団体が提出した署名フォームの状況を整理した。
- Microsoft社は本行動規範に署名していない。

●：該当 ○：一部サービスのみ該当 —：該当なし

分野	コミットメント概要	措置番号	Google (Youtube)	Microsoft	Meta (facebook, Instagram)	TikTok	X		
コミットメント1：オンラインでの有害コンテンツの蔓延を減らす	成果6. オンラインの誤情報から生じる被害のリスクを軽減するための保護措置を提供する	23	○	—	○	●	●		
		24	○	—	○	●	●		
		25	○	—	○	●	●		
		26	○	—	○	●	●		
		27	○	—	○	●	●		
	成果7. オンラインの偽情報から生じる危害のリスクを軽減するための保護措置を提供する	28	○	—	○	●	●		
		29	○	—	○	●	●		
		30	○	—	○	●	●		
		31	○	—	○	●	●		
		32	○	—	○	●	●		
		33	○	—	○	●	●		
		コミットメント2：ユーザーがより多くのコントロールを持ち、情報に基づいて選択できるようにする	成果8. ユーザーは、プラットフォーム上で表示されるコンテンツについて、情報に基づいた意思決定を行うことができる	34	○	—	○	●	●
				35	○	—	○	●	●
36	○			—	○	●	●		
成果9. ユーザーは、自分が見ているコンテンツや自分の体験、オンラインでのやり取りをコントロールすることができる	37		○	—	○	●	●		
	38		○	—	○	—	●		

## 主要5PF事業者のコミットメント状況

- 署名事業者・団体が提出した署名フォームの状況を整理した。
- Microsoft社は本行動規範に署名していない。

●：該当 ○：一部サービスのみ該当 —：該当なし

分野	コミットメント概要	措置番号	Google (Youtube)	Microsoft	Meta (facebook, Instagram)	TikTok	X
コミットメント3：方針、プロセス、システムの透明性を高める	成果10.オンライン被害のリスクを低減することを目的とした方針、システム、プロセスおよびプログラムの透明性	39	○	—	○	●	●
		40	○	—	○	●	●
	成果11.有害コンテンツの拡散と蔓延を削減するための取り組みと関連するKPI／指標に関する定期的な透明性レポートの発行	41	○	—	○	●	●
		42	○	—	○	●	●
コミットメント4：独立した研究と評価を支援する	成果12.安全性への介入や有害なコンテンツが社会に与える影響についての理解を深めるための独立した研究や、オンライン上の安全性を高めたり有害なコンテンツを減らしたりするための新しい技術に関する研究	43	○	—	○	●	●
		44	○	—	○	●	●
	成果13.コードに関連して実施されたシステム、方針、プロセスの独立した評価を支援する	45	○	—	○	●	●

## 行動規範の比較

# EU・豪州・ニュージーランドの行動規範の概要

	EU	オーストラリア	ニュージーランド
自主的な行動規範	“2022 Code of Practice on Disinformation” (偽情報に関する行動規範)	Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation” (偽・誤情報に関する豪州の行動規範)	Aotearoa New Zealand Code of Practice for Online Safety and Harms
行動規範の作成主体	署名事業者・団体らによるタスクフォース	Digital Industry Group Inc. (DIGI) (非営利業界団体)	Netsafe (独立オンライン安全団体)
行動規範の運用主体	欧州委員会	DIGI (同上)	NZTech (非営利業界団体)
公表時期	2022年6月16日 ※2018年10月に自主規制を公表、欧州委員会からの2020年9月の評価、2021年5月のガイダンスを踏まえ、22年6月に公表	2022年12月22日（最終更新日） ※2021年2月22日に適用開始、同年10月11日更新	2022年7月25日
対象とする事業者・サービス	署名事業者・団体（オンラインプラットフォーム事業者、広告関連事業者・団体、ファクトチェック団体・関連サービス事業者やその他の市民・業界団体・関連事業者など） (加盟を希望する団体は、コミットメントと措置に同意する登録用文書に記入し、常設タスクフォースに提出することで、本規範に参加できる) * Google, Meta, Microsoft, TikTok等の43者が署名済（24年2月時点）	署名事業者・団体（“本規定は、オーストラリアのユーザーに製品やサービスを提供し、エンドユーザーがオンラインで偽・誤情報を伝播するリスクを特定し、かつ/またはオンラインで偽・誤情報の伝播を減らすことに貢献できるデジタルプラットフォーム*が署名することができる。”） * Google, Meta, Microsoft, X(Twitter), TikTok, Redbubble, Apple, Adobe, Twitchの9者が署名済（24年2月時点）	署名事業者・団体（“デジタル・プラットフォームは、当規範の署名事業者・団体となることができ、いつでも加盟することができる”） * Google, Meta, X(Twitter), TikTok, Twitchの5者が署名済（24年2月時点）
運用状況	署名事業者・団体が半年ごとに透明レポートを公表 最新版として、2023年7月分（対象期間：2023年1月1日～6月30日）までが公表されている 2024年1月分（2023年7月1日～2024年1月31日）は未公表（24年2月時点）	2021年から各社は透明性レポートを提出（直近は2023年5月に公開済） ACMA（オーストラリア通信メディア庁）が実施状況についてモニタリングを実施し、措置の充分性等について数度報告（直近は2023年7月）	2023年に各社が透明性レポートを提出しているほか、2024年1月には独立レビューの結果が公表。

## 参考) EU・豪州・ニュージーランドの行動規範に関連する政府ガイダンス

	EU	オーストラリア	ニュージーランド
行動規範に関連する政府ガイダンス	<p>“European Commission Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation”                      (偽情報に関する行動規範の強化に関する欧州委員会ガイダンス)</p>	<p>“Regulating in the digital age - Government Response and Implementation Roadmap for the Digital Platforms Inquiry”                      (“デジタル時代の規制 - デジタルプラットフォーム調査に対する政府の対応と実施ロードマップ”)</p>	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 行動規範（2018年公表）に対する欧州委員会の評価（2020年）に基づき、関連するステークホルダー等との議論を踏まえ、欧州委員会がガイダンスを作成し、公表</li> <li>✓ 2018年に公表された行動規範のギャップや不足等に対処し、より透明性があり、安全で信頼できるオンライン環境を構築するために対策強化する方法について委員会の見解を示した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2019年7月に公表されたオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）のデジタルプラットフォーム調査最終報告書に対するパブリックコメントを踏まえ、政府の対応を示す行政文書として公表</li> <li>✓ 政府は主要なデジタル・プラットフォームに対し、偽情報やニュース・コンテンツの信頼性シグナルに関する懸念に対処するためにプラットフォームが何を行うかをまとめた自主的な行動規範を策定するように要請。</li> </ul>	特になし
行動規範指針の作成主体	欧州委員会	オーストラリア政府	
公表時期	2021年5月	2019年12月12日	

## ルールの内容比較

①最も詳細な規定を含んでいること、②検討会においてもEUの制度が最も分析されていることから、EU行動規範を参照軸として、オーストラリア・ニュージーランドとの比較を実施した。

各国比較における実施タスク

	EUを基にしたベンチマーク	EUにはない規定の追加	整形
実施タスク	<ul style="list-style-type: none"><li>EUの行動規範のうち、タイトルのレベル（EUの「概要」）で同一の内容を規定しているものを抽出、記載した。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>EUの行動規範にはないが、オーストラリア・ニュージーランドの行動規範に含まれているものを追加し、タイトルを追加している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>左記のタスクを経て完成した表について、簡単にタイトルに比較した分析を記載した。</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>完全に同一のコミットメントを規定していることはないため、タイトルレベルで合致があれば同一の内容を規定しているものとした。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>EUでコミットメントに該当がないもので、措置等に該当があるものは、そちらを引用している。</li><li>結果、EUにないが豪州またはNZにある、という行動規範のルールは存在しなかった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>タイトルレベルの重複を把握するため、詳細な比較はできていない。</li></ul>

EU・豪州・NZのルールの包含関係を分析するため、下記の手順で比較表を作成した。

概要	コミットメント	施策 (measure)
偽情報を含む広告への取り組み	2. 広告に参加する関連署名事業者・団体は、広告システムを悪用して広告メッセージの形で偽情報を広めることを防止する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2.1.関連署名事業者・団体は、広告メッセージやコンテンツの宣伝において、有害な偽情報を広めるための広告システムの悪用に対処するため、適切かつカスタマイズされた広告ポリシーを策定、展開、実施する。</li> <li>• 2.2.関連署名事業者・団体は、有害な偽情報を配信しているコンテンツや情報源を特定し、2.1.で言及した偽情報に関する広告ポリシーに違反する広告や宣伝コンテンツを特定し、それに対する措置を講じるためのツール、方法、パートナーシップを開発する。</li> <li>• 2.3.関連署名事業者・団体は、適切かつ商業的に実行可能な範囲で現行の広告検証・審査システムを適応させ、広告メッセージ、宣伝コンテンツ、サイトのランディングページを含め、偽情報に関する広告ポリシーに準拠しない広告が、署名事業者・団体のサービスを通じて、または署名事業者・団体のサービス上で掲載されないようにする。</li> <li>• 2.4.関連する署名事業者・団体は、上記2.1.のポリシーに違反する広告の掲載を拒否または削除する場合、あるいはこれらのポリシーに該当する広告アカウントを無効にする場合、どの広告ポリシーに違反したかについて広告主に適切な情報を提供し、異議申し立ての手続きを明確にする。</li> </ul>

**【手順①】**

概要レベルで比較を行い、EUについてはコミットメントを記載。これに該当する豪州・NZの行動規範を記載した。

**【手順②】**

豪州・NZのルールのうち、EUのコミットメントのレベルで該当がないものについては、施策レベルや施策に基づくQRE (Qualitative Reporting Elements)、SLI (Service Level Indicators) を探索し、該当がある場合に記載した。

## 偽情報の定義

豪州とNZはほぼ同じ定義を採用している。EUには不正な行為による伝播という要素がなく、風刺やパロディ等の除外がある。

小分類	EU	豪州	NZ
偽情報	<p>偽情報とは、人を欺いたり、経済的・政治的利益を確保したりする意図で流布される虚偽または誤解を招く内容であり、公衆に害を及ぼす可能性がある。</p> <p>「偽情報」という概念には、誤解を招く広告、報道の誤り、<b>風刺やパロディ、明らかに党派的なニュースや論評は含まれず</b>、拘束力のある法的義務、自主規制の広告規範、誤解を招く広告に関する基準を損なうものではない。”</p>	<p>3.2.このコードが焦点を当てている偽情報の側面は、次のとおりである。</p> <p>A. 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ;</p> <p>B. 不正な行為(Inauthentic behaviours)を通じてデジタルプラットフォームのユーザー間で伝播されている。そして</p> <p>C. その流布が害を引き起こす合理的な可能性がある。</p>	<p>(i) 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ;</p> <p>(ii) 不正な行為(Inauthentic behaviours)によってデジタルプラットフォームのユーザー間で伝播される;そして</p> <p>(iii) その流布が害(harm)を及ぼす合理的な可能性がある</p> <p>※不正な行為は定義規定なし</p> <p>※害とは、ユーザーの安全および/またはデジタル情報エコシステムの完全性に差し迫った深刻な脅威をもたらし、現実世界での危害につながる可能性のある行為者、行動、および/またはオンライン上のコンテンツを指す。</p>

虚偽・誤解を招く表現、ユーザーによる伝播、害を起こす意図がない点は3者共通している。  
 豪州・NZには害をもらたす合理的可能性の要素が加わり、豪州では風刺等の除外がある。

小分類	EU	豪州	NZ
誤情報	<p>誤情報とは、有害な意図なしに共有される虚偽の、あるいは誤解を招くような内容のことであるが、例えば、人々が善意で友人や家族と虚偽の情報を共有する場合、その影響は依然として有害でありうる。</p> <p>“誤情報とは、悪意なく共有された虚偽または誤解を招くコンテンツだが、その影響は依然として有害である可能性がある。(例:人々が善意で友人や家族と虚偽の情報を共有した場合)”</p>	<p>3.6.誤情報とは：</p> <p>A. 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ（多くの場合は合法）；</p> <p>B. デジタルプラットフォームのユーザーによって伝播される;そして</p> <p>C. その<b>流布が危害を引き起こす合理的な可能性</b>がある（しかし、明確に意図されていないかもしれない）。</p> <p>4.4.誤情報ではないコンテンツ：                  以下のコンテンツは、本規範に基づく誤情報ではない。</p> <p>A. <b>娯楽（風刺やパロディを含む） または教育目標のために誠実に作られたコンテンツ;</b></p> <p>B. オーストラリア州または連邦政府によって許可されたコンテンツ;</p> <p>C. 第5.23条から第5.25条に従うことを条件として、政治広告またはオーストラリアの法律に基づいて登録された政党によって許可されたコンテンツ;</p> <p>D. 専門的なニュースコンテンツ。</p> <p>本セクション4.4のAからDに該当するコンテンツは、不正な行為によって伝播された場合、偽情報の定義に該当する可能性がある。</p>	<p>(i) 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ（多くの場合は合法）；</p> <p>(ii) デジタルプラットフォームのユーザーによって伝播される;そして</p> <p>(iii) <b>(合理的に可能性が高いが、明確に意図されていない可能性がある)</b> 害をもたらす</p> <p>※害とは、ユーザーの安全および/またはデジタル情報エコシステムの完全性に差し迫った深刻な脅威をもたらし、現実世界での危害につながる可能性のある行為者、行動、および/またはオンライン上のコンテンツを指す。</p>

# 広告における偽情報の収益化廃止、偽情報の拡散防止、関係者との協力が共通して規定。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
広告表示の精査	偽情報の収益化廃止	1. 広告掲載に参加する署名事業者・団体は、偽情報の流布に資金を提供しないことを約束し、収益化の対象となるコンテンツの適格性、収益化と広告掲載の管理、広告掲載に関する管理とサービスの正確性と有効性を報告するためのデータを決定する方針とシステムを改善する	5.16. 署名事業者・団体は、偽情報または誤情報に対する広告および/または収益化のインセンティブを破壊することを目標としたポリシーおよびプロセスを実施する。 5.17. 5.16に基づいて実施されるポリシー及びプロセスには、例えば、以下を含めることができる。 A. ブランド安全性および検証ツールの使用の促進および/または導入; B. 第三者検証会社との連携の可能化; C. 広告主がメディア購入戦略とオンラインの評判リスクを評価するのを支援および/または許可する; D. 広告主が広告の掲載を監視し、広告の掲載場所を選択できるようにするために、広告主がクライアント固有のアカウントに必要なアクセスを提供すること;および/または E. 偽情報や誤情報を広めるアカウントやウェブサイトでの広告サービスや有料広告の利用を制限すること。	対策32. 広告を妨害する、および/または偽情報から利益を得るユーザーの経済的インセンティブを低減することを目指す、方針、プロセス、および/または製品を導入、実施、および/または維持する。
	偽情報を含む広告への取り組み	2. 広告に参加する関連署名事業者・団体は、広告システムを悪用して広告メッセージの形で偽情報を広めることを防止する。	5.15. デジタル広告サービスを提供する署名事業者・団体は、広告主が偽情報や誤情報を広めるデジタル広告を繰り返し掲載することを抑止するために、商業的に合理的な努力を行う。	-
	関係者との協力	3. デジタル広告の売買および掲載に携わる関連署名事業者・団体は、ベストプラクティスを交換し、関連プレイヤーとの協力を強化することを約束する。その対象は、オンライン電子決済サービス、電子商取引プラットフォーム、関連するクラウドファンディング/寄付システムなど、オンラインマネタイゼーションのバリューチェーンで活動する組織にまで拡大し、自社サービスにおける広告掲載の精査効果を高める。	5.18. 署名事業者・団体は、オンライン広告の売買および広告関連サービスの提供に関与するすべての当事者が協力して、オンライン広告エコシステム全体の透明性を向上させ、それによって偽情報を広めるアカウントやウェブサイトへの広告掲載を効果的に精査し、管理し、制限する必要があることを認識する。	対策27. 産業界全体や他の関連するステークホルダーと協力し、誤情報から生じる新たな被害に対応する取り組みを支援する。 対策33. 偽情報から生じる新たな被害に対応する取り組みを支援するため、業界全体及びその他の関連ステークホルダーとの連携に努める。

## 政治広告（1/3）

政治広告に関する内容は差異が大きく、EUは政治広告の共通定義や有料コンテンツとの区別などを規定するが、豪州やNZには規定がない。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
政治広告	政治広告と争点広告の共通理解	4.関連署名事業者・団体は、「政治広告および争点広告」の共通定義を採用することを約束する。	-	-
		5.関連署名事業者・団体は、自社サービスにおける政治広告や争点広告に一貫したアプローチを適用し、そのような広告が自社サービスで許可または禁止される範囲を広告ポリシーに明示する。	-	-
	政治広告や争点広告の効率的な表示	6.関連署名事業者・団体は、表示されるコンテンツに政治広告や争点広告が含まれていることを利用者が理解できるような方法で、政治広告や争点広告を明確に表示し、有料コンテンツと区別できるようにする。	-	-
	政治広告または争点広告の検証コミットメント	7.関連署名事業者・団体は、政治広告や争点広告を掲載するスポンサーや、スポンサーの代理を務める広告サービス提供者に対し、相応かつ適切な本人確認システムを導入する。関連署名事業者・団体は、広告の掲載を許可する前に、ラベル表示やユーザーに対する透明性の要件が満たされていることを確認する。	-	-

EU、豪州やNZは出所や資金の拠出元等の透明性を規定する点では共通している。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
政治広告	政治広告や争点広告のためのユーザー向け透明性コミットメント	8. 関連署名事業者・団体は、自社のサービスで目にする政治や争点に関する広告について、利用者に透明性情報を提供することを約束する。	5.23. 政治広告は、本規範の目標において誤情報ではないが、署名事業者・団体は、デジタルプラットフォーム上で行われる政治広告の出所についてユーザーにより大きな透明性を提供するポリシーを策定し、実施する。 5.24. 5.23のコミットメントに従って策定および実施された措置には、次を含めることができる；	対策31. 有料政治コンテンツ（広告やスポンサードコンテンツなど）に関して透明性を提供し、より多くの文脈と情報（有料政治広告や選挙広告のラベル、誰が広告費を支払ったかなど）をユーザーに提供しようとする方針、プロセス、および／または製品を導入、実施、および／または維持する。
		9. 関連署名事業者・団体は、利用者が政治広告や争点広告を目にする理由について、明確で理解しやすく、包括的な情報を提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広告主がデジタルプラットフォーム上で行われる政治広告の出所を特定および／または検証すること</li> <li>• 広告主または広告の出所に関する重要な情報を偽ったり、欺いたり、隠したりする広告を禁止する方針</li> <li>• 政治広告が自分に向けられているかどうかをユーザーが理解できるようにするツールの提供</li> <li>• ニュース又は編集内容を含む媒体に掲載される政治広告が、有料であることが容易に認識できる方法で表示されることを要求するポリシー</li> </ul>	-

政治広告 (3/3)

EUのみが政治・争点広告のレポジトリの確保、APIの設定、市民社会へのコミットメントなどを規定。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
政治広告	政治または争点広告のレポジトリと、政治または争点広告データにアクセスするためのアプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) の最小限の機能	10. 関連署名事業者・団体は、政治広告や争点広告のレポジトリを維持し、その最新性、完全性、使いやすさ、質を確保する。このレポジトリには、提供されたすべての政治広告や争点広告が、法的義務や当規範の透明性確約に従うために必要な情報とともに掲載されている	-	-
		11. 関連署名事業者・団体は、政治広告や争点広告の広告レポジトリ内で、利用者や研究者がカスタマイズされた検索を行えるよう、アプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) またはその他のインターフェースを提供し、APIまたはその他のインターフェースを適用するための最小限の機能および検索基準のセットを含めることを約束する。	-	-
	市民社会のコミットメント	12. 関連署名事業者・団体は、政治的・争点的広告のモニタリングを強化し、政治的・争点的広告の方針および慣行の作成、実施、改善において、適宜、建設的な支援を行うことを約束する。	-	-
	継続的な協力	13. 関連署名事業者・団体は、政治広告や問題広告における偽情報に関連するリスクを理解し対応するため、継続的なモニタリングと調査に取り組むことに合意する。	-	-

## サービスの完全性 (1/3)

許されない操作行動の共通理解はEUのみが規定している。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
サービスの完全性	許されない操作行動の共通理解	<p>14. 関連署名事業者・団体は、サービス全体にわたって許されない操作的な行動や慣行を制限するため、サービス全体にわたって誤情報と偽情報の両方に対処するポリシーを導入または強化し、サービス上で許されない操作的な行動、行為者、慣行について、サービス横断的な理解に合意することを約束する。このような行動や慣行は、AMITT Disinformation Tactics, Techniques and Procedures Frameworkのような、悪意ある行為者が取る行為やTTPに関する最新の証拠に照らして定期的に見直す必要がある：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 偽アカウントの作成と使用、アカウントの乗っ取り、ボットによる増幅</li> <li>- ハック&amp;リーク作戦</li> <li>- なりすまし</li> <li>- 悪意のある深いフェイク</li> <li>- 偽の婚約の購入</li> <li>- インフルエンサーによる不透明な有料メッセージやプロモーション</li> <li>- 協調的な不正行為に参加するアカウントの作成と使用</li> <li>- 人為的に増幅させることを目的としたユーザー行為</li> </ul>	-	-

## サービスの完全性 (2/3)

# EU・豪州・NZとも誤情報・偽情報の拡散防止に向けたポリシー、手順等の公表・導入・維持を規定する。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
サービスの完全性	誤情報・偽情報の拡散防止に向けたポリシー、手順等の公表・導入・維持	<p>14.1. 関連署名事業者・団体は、AMITT Disinformation Tactics, Techniques and Procedures Frameworkなど、悪意のある行為者がとる行為や戦術、技術、手順（TTP）に関する最新の証拠に基づき、サービス上で許されない操作行為や慣行に関する明確なポリシーを採用、強化、実施する。</p>	<p>5.10. 署名事業者・団体は、サービスまたは製品を通じて偽情報および/または誤情報を広める可能性のあるユーザーの行動および/またはコンテンツの禁止および/または管理に関するポリシーと手順、および適切なガイドラインまたは情報を実装し、公表する。</p>	<p>対策23. オンライン上の誤情報の拡散について、その削減を目指す方針、プロセス、および/または製品を導入、実施、および/または維持する。</p>
		<p>14.2. 関連署名事業者・団体は、そのサービス上で禁止されている行為や慣行を明確にした、公開されているポリシーの詳細かつ最新のリストを保持し、それぞれのポリシーとその実施方法が、上記の一連のTTP、脅威、危害、およびその他の関連する脅威にどのように対処しているかを、報告書の中で概説する。こうした情報は、透明性センターでも報告される。TTPsのリストは、報告されるTTPsのベースとなるものであり、関連署名事業者・団体は、常設タスクフォース内で、関連する行動の影響／効果に関する関連指標を作成し、改良していく。また、関連する署名機関は、偽/真正アカウントが真正ユーザーに与える浸透度や影響を推定するためのさらなる指標を開発し、加盟国レベルで報告する（対象となる視聴者、使用されるナラティブなどの傾向を含む）。</p>	<p>5.11. 署名事業者・団体は、ユーザーが5.10に基づいてポリシーに違反する行動やコンテンツの種類を報告できるようにするためのポリシー、手順、および適切なガイドラインを実装し、公開する。 5.12. 5.11の約束を実施するに当たり、署名事業者・団体は、「偽情報」及び「誤情報」という用語が利用者にとって馴染みのないものである可能性があることを認識し、したがって、この結果を達成することを目標とする方針及び手続は、利用者がデジタルプラットフォーム上で許容されない一連のコンテンツ及び行動を報告する方法を規定することができる。</p>	<p>対策24. 関連する方針に違反する誤情報を繰り返し投稿したり共有したりするユーザーにペナルティを課すような方針やプロセスを導入、実施、維持する。</p>

## サービスの完全性 (3/3)

完全性やセキュリティを損なう行動の禁止または管理は共通だが、AIシステムの透明性や協力と透明性はEUのみが規定する。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
サービスの完全性	AIシステムの透明性義務	15.AIシステムを開発または運営し、AIが生成・操作したコンテンツをサービスを通じて広める（例：ディープフェイク）関連署名事業者・団体は、透明性義務と、人工知能法に関する提案で禁止されている操作行為のリストを考慮することを約束する。	-	-
	完全性やセキュリティを損なう行動の禁止または管理	15.1.関連署名事業者・団体は、コンテンツを生成または操作するAIシステムに対し、利用者に警告を発し、そのようなコンテンツを積極的に検知するなど、禁止されている操作行為に対抗するための方針を策定または確認する。	5.19. 署名事業者・団体は、偽アカウントや偽情報を広めるために設計された自動ボットの使用など、サービスや製品の完全性とセキュリティを損なうように設計された種類のユーザー行動を禁止または管理する措置を講じることを約束する。	対策 28. 誤解を招き、欺瞞的であり、かつ／または危害をもたらす可能性のある偽アカウントの使用を一時停止、削除、無効化、または罰則化しようとする方針、プロセス、および／または製品を導入、実施、および／または維持する。 対策 29. 偽情報を繰り返し拡散するアカウント（プロフィール、ページ、ハンドルネーム、チャンネルなどを含む）の削除を求める方針、プロセス、および／または製品を導入、実施、および／または維持する。
	協力と透明性	16.関連署名事業者・団体は、プライバシー法を完全に遵守し、安全保障と人権のリスクを十分に考慮した上で、各自のサービス上で発生したクロスプラットフォームの影響力行使、情報空間への外国からの干渉、関連事件に関する情報を積極的に共有するため、関連チーム間で情報交換のチャンネルを運営することを約束する。	-	-

メディアリテラシー向上はEUとNZが規定。システム等の安全な設計手法採用はEUのみ規定。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
ユーザーのエンパワーメント	メディア・リテラシーの向上	17.新しい「デジタル教育行動計画」を含む、メディア・リテラシーの分野における欧州委員会の取組みに鑑み、関連署名事業者・団体は、メディア・リテラシーと批判的思考の分野における取組みを継続・強化することを約束する。	-	対策25. 批判的思考を奨励し、誤情報の拡散を抑止または停止する方法についてユーザーを教育することを目指す、メディア・リテラシー・プログラムおよびイニシアチブを支援または維持する。 対策36. メディア／デジタルリテラシーキャンペーンなどを通じて、偽情報、誤情報、その他の害について教育したり認識を高めたりするプログラムおよび／またはイニシアチブを支援する。
	サービスのアーキテクチャの「安全な設計」、透明性の高いポリシー、レコメンドシステムの説明責任	18.関連署名事業者・団体は、システム、ポリシー、機能の開発に際し、安全な設計手法を採用することで、偽情報の伝播のリスクを最小限に抑えることを約束する。	-	-

## ユーザーのエンパワーメント (2/4)

リコメンドシステムの透明性や選択肢の提供は共通して規定される。関連コンテンツやアカウントの出所等の評価ツールはEUとNZで規定される。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
ユーザーのエンパワーメント	サービスのアーキテクチャの「安全な設計」、透明性の高いポリシー、レコメンドシステムの説明責任	19.リコメンドシステムを利用する関連署名事業者・団体は、情報の優先順位付けや優先順位付けを行う際の主な基準やパラメータについて、受信者に透明性を持たせ、利用者にリコメンドシステムに関する選択肢を提供し、それらの選択肢に関する情報を利用可能にすることを約束する。	<p>5.14. 情報を公衆に普及させることを主たる目標とし、リコメンドシステムを使用するサービス（検索エンジンを除く）を提供する署名事業者・団体は、次のことを約束する。</p> <p>A. エンドユーザーがこれらのサービスでアクセスする可能性のある情報に優先順位を付けるために、エンドユーザーがどのように作業しているかについての情報をエンドユーザーに提供する;そして</p> <p>B. サービスに適したリコメンドシステムによって提案されたコンテンツに関連するオプションをエンドユーザーに提供する。</p> <p>注釈：例えば、オンライン新聞によって発行されたニュース記事の下に提供されるコメント欄は、発行者の編集責任の下でニュースを発行することによって代表される主要なサービスに付随するものであり、したがって、このコミットメントの対象とはならない。</p>	対策38. ユーザが見る広告の適切さを制御できる製品を立ち上げ、維持する。
		20.関連署名事業者・団体は、デジタルコンテンツの出所や編集履歴、真正性、正確性を評価するツールを利用者に提供する。	-	

ユーザーがコンテンツに関する十分な情報に基づく意思決定を行える措置は、共通して規定。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
ユーザーのエンパワーメント	ユーザーが偽情報を識別できるようにする	<p>21. 関連署名事業者・団体は、利用者が偽情報を識別できるよう、その取り組みを強化する。特に、利用者が情報に基づいた方法でサービスを利用できるようにするため、関連署名事業者・団体は、すべての加盟国の言語において、以下の事項を促進することを約束する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>そのサービスが提供されている地域では、ユーザーは、偽情報の可能性を指摘したファクトチェック組織によるファクトチェックや、他の権威ある情報源からの警告ラベルを通じて、情報源の事実の正確さを評価するためのツールにアクセスすることができる。</li> </ul>	<p>5.21. 署名事業者・団体は、ユーザーがデジタルコンテンツについて十分な情報に基づいて選択し、代替情報源にアクセスできるようにするための措置を実施する。</p> <p>5.22. 5.21のコミットメントに従って策定され、実施される措置には、例えば、以下を含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 利用者が公共の利害に関する事項について多様な視点を容易に見出すことができるようにするためのデジタル・コンテンツの優先順位付け又は順位付けのための技術的手段の使用;</li> <li>B. 独立した編集規則および苦情スキームの対象となるニュースコンテンツの集約または促進;</li> <li>C. ニュースソースの信頼性を示し、又はデジタルプラットフォーム若しくはその利用者がオンラインニュースの内容の真正性若しくは正確性を確認し、又はその出所若しくは情報源を特定することを支援する技術の提供又は使用;</li> <li>D. 証拠または専門家の分析によって情報を得たデジタルリテラシー介入の促進;および/または</li> <li>E. ファクトチェック機関との財政的支援および/または持続可能なパートナーシップの提供。</li> </ul>	<p>対策34. 利用者がコンテンツについてより多くの情報に基づいた意思決定を行えるよう、方針、プロセス、製品、プログラムを導入、実施、および/または維持する。</p>
		<p>22. 関連署名事業者・団体は、虚偽または誤解を招く可能性のあるオンライン情報に遭遇した際に、利用者がより多くの情報に基づいた意思決定を行えるようなツールを提供すること、また、特に社会問題や一般的な関心事に関する議論など、情報に基づいたオンライン・ナビゲーションのための信頼性の指標など、情報源の信頼性を評価するためのツールや情報への利用者のアクセスを促進することを約束する。</p>		<p>対策35. 社会的に重要性が高く、デジタルプラットフォームのユーザーコミュニティに関連する問題（公衆衛生、気候変動、選挙など）について、正確で信頼できる情報を促進するための方針、プロセス、製品、プログラムを実施、維持する。</p> <p>対策37. ユーザーが閲覧するコンテンツ、フィードの特性、および/またはオンライン上のコミュニティを適切に管理できるようにするための方針、プロセス、製品、および/またはプログラムを導入、実施、および/または維持する。</p>

## ユーザーのエンパワーメント (4/4)

# 偽・誤情報のフラグ付け、強制措置の不服申立、メッセージアプリの抑制措置はEUのみ規定。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
ユーザーのエンパワーメント	有害な偽・誤情報にフラグを立てる機能	23. 関連署名事業者・団体は、署名事業者・団体のポリシーや利用規約に違反する、有害な虚偽情報や誤解を招くような情報に対する警告機能を、利用者に提供する。	-	-
	透明な上訴メカニズム	24. 関連署名事業者・団体は、本項（第18.2項）に関連するポリシー違反に基づいて実施された強制措置（コンテンツやアカウントにラベルを貼る、降格させる、その他の強制措置）の対象となったコンテンツやアカウントを持つ利用者へ通知し、問題となった強制措置に対して不服を申し立てる可能性を提供する。	-	-
	メッセージングアプリの偽情報を抑制するための対策	25. プライベート・メッセージング・サービスの利用者が、そのようなサービスを通じて流布された偽情報の可能性を特定できるようにするため、メッセージング・アプリケーションを提供する関連署名事業者・団体は、暗号化を弱めることなく、プライバシー保護に十分配慮した上で、利用者が受け取った情報について批判的に考え、その情報が正確かどうかを判断できるようにする機能またはイニシアチブを継続的に構築し、実施することを約束する。	-	-

研究者との協力は共通して規定されるが、データアクセスとそのガバナンス体制はEUのみ規定。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
研究者コミュニティのエンパワーメント	偽情報研究のため署名事業者・団体データの開示とアクセス	26. 関連署名事業者・団体は、安全かつ実行可能な限り、APIなどの自動化された手段や、当該データの分析を可能にするオープンでアクセス可能なその他の技術的ソリューションを通じて、ディスプレイフォメーションに関する研究目的のために、非個人データおよび匿名化、集計、明示された公開データへの継続的、リアルタイム、またはほぼリアルタイムで、検索可能な安定したアクセスを提供することを約束する。	-	-
	研究目的のデータへのアクセスに関するガバナンス体制のさらなる精査	27. 関連署名事業者・団体は、審査に合格した研究者に対し、「偽情報」に関する研究に必要なデータへのアクセスを提供する。研究者や研究提案を審査できる独立した第三者機関を設立し、資金を提供し、協力することにより、偽情報に関する研究を行うために必要なデータを提供する。	-	-
	研究者との協力	28. 関連署名事業者・団体は、自らのサービスに関わる偽情報に関する誠実な研究を支援する。	5.26. 署名事業者・団体は、オンラインとオフラインの両方で偽情報と誤情報を調査するための誠実な独立した努力を支援し、奨励することを約束する。善意の研究には、認定されたオーストラリア大学の倫理ポリシーに従って行われる研究が含まれる。ただし、そのようなポリシーでは、研究者が収集したデータは研究目的のみに使用され、大学のITシステムに安全に保存されることが求められる。また、デジタルプラットフォームの事前の書面による同意に従って行われる研究も含まれる。	対策43. 必要に応じて、研究者、市民社会、その他の関連機関（ファクトチェック機関など）が実施するプログラムやイニシアティブを支援または参加する。これには、署名事業者・団体が実施するより広範な地域的または世界的な研究イニシアティブが含まれ、アオテアロア・ニュージーランドにも利益をもたらす可能性がある。

## 対話イベントの開催は共通して規定され、調査への妨害禁止はEUとNZ、データ共有はEUのみが規定する。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
研究者コミュニティのエンパワーメント	偽情報・誤情報に関する誠実な調査への妨害禁止	28.3.関連署名事業者・団体は、そのプラットフォーム上で、偽情報に関する真に公益性の高い誠実な調査を禁止または阻害せず、偽情報に関する誠実な調査を実施または参加する研究者ユーザーまたはアカウントに対して、敵対的な措置を取らない。	5.28. 署名事業者・団体は、5.26に記述されているように、プラットフォーム上の偽情報または誤情報に関する誠実な調査を禁止または阻止しないことを約束する。	-
	研究機関の透明性とデータ共有	29.関連する署名事業者・団体は、透明性のある方法論と倫理基準に基づいて研究を実施し、データセット、研究結果、方法論を関連する人々と共有する。	-	-
	研究者との対話イベントの開催・支援	QRE 28.1.1： 関連する署名事業者・団体は、研究を促進し、研究コミュニティと協力するためのリソースやプロセス（専任チーム、ツール、ヘルプセンター、プログラム、イベントなど）について説明する。	5.29. 関連する署名事業者・団体は、学界及び市民社会における偽情報及び誤情報に関する議論を促進するための年次イベントを招集することを約束する。	対策44. オンラインの安全性と有害なコンテンツという重要なテーマの1つに関して、複数の利害関係者、特に研究コミュニティとの対話を促進するために、少なくとも年に1回のイベントを支援または開催する。これには、署名事業者・団体が実施するアオテアロア・ニュージーランドを含むより広範な地域的又は世界的なイベントを含めることができる。

## ファクトチェック・コミュニティとの協力は共通して規定される。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
ファクトチェック団体のエンパワーメント	ファクトチェック・コミュニティとの協力	30. 関連署名事業者・団体は、ファクトチェッカーが利用できるリソースや支援に関して、EUファクトチェッカーコミュニティとの間で、透明性、構造的、オープン性、財政的持続可能性、非差別的協力の枠組みを確立することを約束する。	<p>5.21. 署名事業者・団体は、ユーザーがデジタルコンテンツについて十分な情報に基づいて選択し、代替情報源にアクセスできるようにするための措置を実施する。</p> <p>5.22. 5.21のコミットメントに従って策定され、実施される措置には、例えば、以下を含めることができる。</p> <p>A. 利用者が公共の利害に関する事項について多様な視点を容易に見出すことができるようにするためのデジタル・コンテンツの優先順位付け又は順位付けのための技術的手段の使用;</p> <p>B. 独立した編集規則および苦情スキームの対象となるニュースコンテンツの集約または促進;</p> <p>C. ニュースソースの信頼性を示し、又はデジタルプラットフォーム若しくはその利用者がオンラインニュースの内容の真正性若しくは正確性を確認し、又はその出所若しくは情報源を特定することを支援する技術の提供又は使用;</p> <p>D. 証拠または専門家の分析によって情報を得たデジタルリテラシー介入の促進;および/または</p> <p>E. ファクトチェック機関との財政的支援および/または持続可能なパートナーシップの提供。</p>	<p>対策26. 誤情報と闘う市民社会、ファクトチェック機関および/またはその他の関連組織を支援しようとするプログラムおよび/またはイニシアチブを支援または維持する。</p> <p>対策43. 必要に応じて、研究者、市民社会、その他の関連機関（ファクトチェック機関など）が実施するプログラムやイニシアチブを支援または参加する。これには、署名事業者・団体が実施するより広範な地域的または世界的な研究イニシアチブが含まれ、アオテアロア・ニュージーランドにも利益をもたらす可能性がある。</p>

## ファクトチェック団体のエンパワーメント（2/2）

ファクトチェックの全加盟国と言語での実施、ファクトチェック機関によるアクセス、ファクトチェック機関の基準はEUのみが規定。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
ファクト チェック団 体のエン パワーメン ト	署名事業者・団体のサービスにおける事実確認の利用と統合	31. 関連署名事業者・団体は、自らのプラットフォームのサービス、プロセス、コンテンツにおいて、ファクトチェッカーの作業を統合、紹介、またはその他の方法で一貫して利用し、すべての加盟国と言語を完全にカバーすることを約束する。	-	-
	ファクトチェッカーによる関連情報へのアクセス	32. 関連署名事業者・団体は、EDMOおよび欧州の独立ファクトチェック組織を代表する選出組織と連携して策定する枠組みに定めるとおり、ファクトチェッカーに対し、ファクトチェックの質と影響を最大化するのに役立つ適切な情報に、迅速に、可能な限り自動でアクセスできるようにすることを約束する。	-	-
	ファクトチェッカーの基準	33. 関連署名機関（事実確認機関）は、厳格な倫理・透明性規則に基づいて活動し、その独立性を守ることを約束する。	-	-

コンテンツの検出や削除に関するポリシーや手順等の透明性確保は、共通して規定。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
透明性センター	-	34. 当規範の実施に関する透明性と説明責任を確保するため、関連署名事業者・団体は、一般に利用可能な共通の透明性センターのウェブサイトを開設し、維持することを約束する。	5.13. 署名事業者・団体は、プラットフォームポリシーに違反するコンテンツの検出と削除に関するポリシー、手順、および/または集約されたレポート（5.11で作成されたユーザーレポートの要約を含む）を実装し、公開する。 これには、偽情報/誤情報とみなされるコンテンツが含まれるが、これに限定されない。	-
	-	35. 署名事業者・団体は、透明性センターに当規範の公約と施策の実施に関連するすべての関連情報を掲載し、これらの情報をサービスごとにわかりやすく表示し、簡単に検索できるようにすることを約束する。	5.30. すべての署名事業者・団体は、7の透明性報告情報を作成し、公表する。  5.31. 署名事業者・団体は、目標1に関する進捗状況及び本規範に基づいて行った追加的なコミットメントを詳述する追加情報を公表する。 5.32. 署名事業者・団体は、コンテンツの削除、オープンデータイニシアティブ、調査報告書、メディア発表、ユーザーデータ要求、ビジネス透明性報告書などの分野に関する追加報告書および/または公開更新情報を提供することによって、5.31のコミットメントを果たすことができる。そのような情報の例として、ブログ投稿、ホワイトペーパー、製品内通知、透明性レポート、ヘルプセンター、または他のウェブサイトが含まれる。	対策39. 署名事業者・団体の安全および有害性に関連する方針および利用規約を公開し、ユーザーがアクセスできるようにする 対策40. 有害なコンテンツのオンラインでの拡散と蔓延を減らすことを目的とした、関連する方針、プロセス、製品に関する情報（ブログ記事、プレスリリース、メディア記事など）を公開し、アクセス可能にする

## コンテンツ削除の関する方針・プロセス・KPIの公表、透明性レポートの公表等は、共通して規定。関連情報の更新については、EUのみが規定。

大分類	小分類	EU	豪州	NZ
透明性センター	-	<p>※コンテンツ削除の関する方針・プロセス・KPIの公表についての言及されているmeasureはない。SLIにはある。</p> <p>(SLI 2.3.1：署名事業者・団体は、措置2.3に概説されている手順に従い、加盟国レベルで、削除された広告や禁止された広告を定量的に報告する。削除に成功した広告については、違反コンテンツや広告の範囲について報告する。)</p>	<p>5.32. 署名事業者・団体は、コンテンツの削除、オープンデータイニシアティブ、調査報告書、メディア発表、ユーザーデータ要求、ビジネス透明性報告書などの分野に関する追加報告書および/または公開更新情報を提供することによって、5.31のコミットメントを果たすことができる。そのような情報の例として、ブログ投稿、ホワイトペーパー、製品内通知、透明性レポート、ヘルプセンター、または他のウェブサイトが含まれる。</p>	<p>対策41. 有害なコンテンツの拡散または蔓延を削減するために、方針、プロセス、製品に基づいて実行されたアクションを示すKPI/メトリックを含む透明性レポートを定期的に発行する（例えば、方針違反コンテンツのグローバルな削除に関する定期的な透明性レポート）。</p>
	-	<p>35.6.透明性センターでは、署名事業者・団体の内訳を含め、各サービスの規範の各公約および各尺度に関連するサービスレベル指標および質的報告要素に、標準化された検索可能な方法で簡単にアクセスし、理解できるようにする。また、透明性センターでは、各署名事業者・団体の構造的指標に簡単にアクセスし、理解できるようにする。</p>	<p>5.32. 署名事業者・団体は、コンテンツの削除、オープンデータイニシアティブ、調査報告書、メディア発表、ユーザーデータ要求、ビジネス透明性報告書などの分野に関する追加報告書および/または公開更新情報を提供することによって、5.31のコミットメントを果たすことができる。そのような情報の例として、ブログ投稿、ホワイトペーパー、製品内通知、透明性レポート、ヘルプセンター、または他のウェブサイトが含まれる。</p>	<p>対策42. 本規約に基づく署名事業者・団体のコミットメントに関連して実施されている措置及び達成された進捗を記載した、第5.4条で要求されている年次遵守報告書を長官に提出する。</p>
	-	<p>36.署名事業者・団体は、透明性センターに含まれる関連情報を適時かつ完全に更新することを約束する。</p>	-	-

### 3か国・地域共有の要素は以下の通り。

大分類	小分類	EU (参考)
広告表示の精査	偽情報の収益化廃止	1.広告掲載に参加する署名事業者・団体は、偽情報の流布に資金を提供しないことを約束し、収益化の対象となるコンテンツの適格性、収益化と広告掲載の管理、広告掲載に関する管理とサービスの正確性と有効性を報告するためのデータを決定する方針とシステムを改善する
	関係者との協力	3.デジタル広告の売買および掲載に携わる関連署名事業者・団体は、ベストプラクティスを交換し、関連プレーヤーとの協力を強化することを約束する。その対象は、オンライン電子決済サービス、電子商取引プラットフォーム、関連するクラウドファンディング/寄付システムなど、オンラインマネタイゼーションのバリューチェーンで活動する組織にまで拡大し、自社サービスにおける広告掲載の精査効果を高める。
政治広告	政治広告や争点広告のためのユーザー向け透明性コミットメント	8.関連署名事業者・団体は、自社のサービスで目にする政治や争点に関する広告について、利用者に透明性情報を提供することを約束する。
サービスの完全性	誤情報・偽情報の拡散防止に向けたポリシー、手順等の公表・導入・維持	14.1.関連署名事業者・団体は、AMITT Disinformation Tactics, Techniques and Procedures Frameworkなど、悪意のある行為者がとる行為や戦術、技術、手順（TTP）に関する最新の証拠に基づき、サービス上で許されない操作行為や慣行に関する明確なポリシーを採用、強化、実施する。 14.2.関連署名事業者・団体は、そのサービス上で禁止されている行為や慣行を明確にした、公開されているポリシーの詳細かつ最新のリストを保持し、それぞれのポリシーとその実施方法が、上記の一連のTTP、脅威、危害、およびその他の関連する脅威にどのように対処しているかを、報告書の中で概説する。こうした情報は、透明性センターでも報告される。TTPsのリストは、報告されるTTPsのベースとなるものであり、関連署名事業者・団体は、常設タスクフォース内で、関連する行動の影響／効果に関する関連指標を作成し、改良していく。また、関連する署名機関は、偽/真正アカウントが真正ユーザーに与える浸透度や影響を推定するためのさらなる指標を開発し、加盟国レベルで報告する（対象となる視聴者、使用されるナラティブなどの傾向を含む）。
	完全性やセキュリティを損なう行動の禁止または管理	15.1.関連署名事業者・団体は、コンテンツを生成または操作するAIシステムに対し、利用者に警告を発し、そのようなコンテンツを積極的に検知するなど、禁止されている操作行為に対抗するための方針を策定または確認する。

## 3か国・地域共有の要素は以下の通り。

大分類	小分類	EU (参考)
ユーザーのエンパワメント	サービスのアーキテクチャの「安全な設計」、透明性の高いポリシー、レコメンダーシステムの説明責任	19.リコmendシステムを利用する関連署名事業者・団体は、情報の優先順位付けや優先順位付けを行う際の主な基準やパラメータについて、受信者に透明性を持たせ、利用者にリコmendシステムに関する選択肢を提供し、それらの選択肢に関する情報を利用可能にすることを約束する。
	ユーザーが偽情報を識別できるようにする	21.関連署名事業者・団体は、利用者が偽情報を識別できるよう、その取り組みを強化する。特に、利用者が情報に基づいた方法でサービスを利用できるようにするため、関連署名事業者・団体は、すべての加盟国の言語において、以下の事項を促進することを約束する。 - そのサービスが提供されている地域では、ユーザーは、偽情報の可能性を指摘したファクトチェック組織によるファクトチェックや、他の権威ある情報源からの警告ラベルを通じて、情報源の事実の正確さを評価するためのツールにアクセスすることができる。
研究者コミュニティのエンパワメント	研究者との協力	28. 関連署名事業者・団体は、自らのサービスに関わる偽情報に関する誠実な研究を支援する。
	研究者との対話イベントの開催・支援	QRE 28.1.1： 関連する署名事業者・団体は、研究を促進し、研究コミュニティと協力するためのリソースやプロセス（専任チーム、ツール、ヘルプセンター、プログラム、イベントなど）について説明する。
ファクトチェック団体のエンパワメント	ファクトチェック・コミュニティとの協力	30.関連署名事業者・団体は、ファクトチェッカーが利用できるリソースや支援に関して、EUファクトチェッカーコミュニティとの間で、透明性、構造的性、オープン性、財政的持続可能性、非差別的協力の枠組みを確立することを約束する。
透明性センター	-	35.署名事業者・団体は、透明性センターに当規範の公約と施策の実施に関連するすべての関連情報を掲載し、これらの情報をサービスごとにわかりやすく表示し、簡単に検索できるようにすることを約束する。 ※コンテンツ削除の関する方針・プロセス・KPIの公表についての言及されていないmeasureはない。SLIにはある。 (SLI 2.3.1： 署名事業者・団体は、措置2.3に概説されている手順に従い、加盟国レベルで、削除された広告や禁止された広告を定量的に報告する。削除に成功した広告については、違反コンテンツや広告の範囲について報告する。) 35.6.透明性センターでは、署名事業者・団体の内訳を含め、各サービスの規範の各公約および各尺度に関連するサービスレベル指標および質的報告要素に、標準化された検索可能な方法で簡単にアクセスし、理解できるようにする。また、透明性センターでは、各署名事業者・団体の構造的指標に簡単にアクセスし、理解できるようにする。

## 広告収益のはく奪、誤情報等の拡散防止に向けた措置、関連ステークホルダのエンパワーメント、これらの対外的な公表で共通している。

### ■ 3者に共通している点

- 第一に、**広告収益のはく奪を狙い、特に偽情報による収益のはく奪に向けた措置**（コンテンツの適格性の判断やその判断メカニズムの導入）や、関係者との協力を求めている。
- 第二に、**誤情報・偽情報の拡散防止に向け、ポリシー・手順等の公表・導入・維持、完全性やセキュリティを損なう行動の禁止または管理について、これらの導入及び定期的な報告を求めている。**
- 第三に、**関連ステークホルダのエンパワーメント**を求めている。
  - ・ ユーザ：ユーザーが適切なコンテンツを識別できるよう、リコメンドシステムに関する透明性や選択肢の提示、ファクトチェック機関等からの確認ラベルの表示の導入を求めている。
  - ・ 研究者：研究の支援や研究者とのイベントの開催等を求めている。
  - ・ ファクトチェック機関：ファクトチェック機関との連携関係の構築を求めている。
- 第四に、**上記コミットメントに基づく措置や実際に行われた内容について、対外的に公表されることを求めている。**

### ■ 3者で異なっている点

- EUの行動規範が最も包括的であり、以下はEUにのみ規定がある項目である；
  - ・ 政治広告：政治広告の共通定義策定、有料コンテンツとの区別、政治・争点広告のレポジトリの確保、APIの設定、市民社会へのコミットメント
  - ・ サービスの完全性：AIシステムの透明性、偽・誤情報のフラグ付け、強制措置の不服申立、メッセージアプリの抑制措置
  - ・ 研究者のエンパワーメント：データアクセスとそのガバナンス体制
  - ・ ファクトチェック機関のエンパワーメント：ファクトチェック機関によるデータアクセス、ファクトチェック機関の基準

## 機関設計の比較

## EU

# EUでは、欧州委員会が中心となり、産業団体等の中間団体を置かず、政府機関が共同規制としての履行確保を直接担っている。

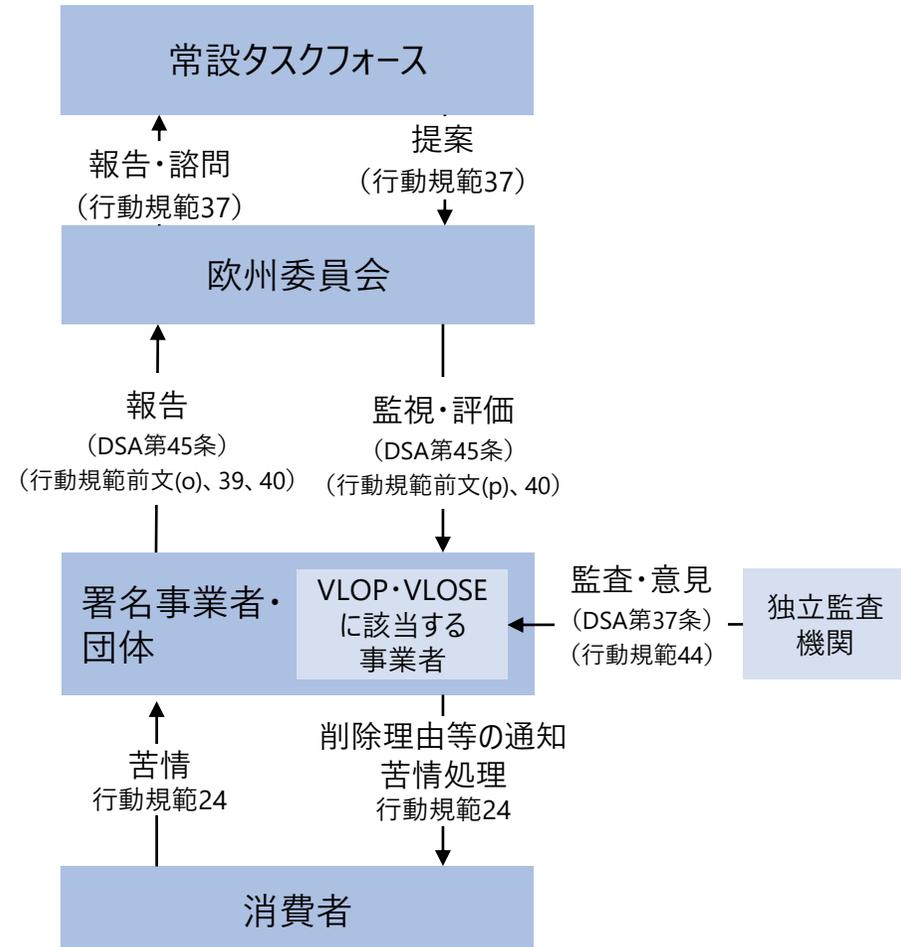
## 概要

- 欧州委員会がとりまとめや執行について中心的な役割を担う。各オンラインプラットフォーム等の署名事業者・団体は欧州委員会との共同規制として、履行をそれぞれで行い、欧州委員会に対して報告を行うこととなっている。また、ユーザーの苦情処理等も署名事業者・団体が直接行う。
- また、署名事業者・団体のうち、DSAにおいてVLOP/VLOSEに指定されている事業者は、DSA第37条及び行動規範コミットメント44により、行動規範の遵守状況について独立機関から監査\*を受ける必要がある。  
\*監査主体や対象等の詳細については後頁を参照
- 他方、継続的なルールや運用の改善に向け、常設のタスクフォースが設置され、欧州委員会や署名事業者・団体のほか、ファクトチェック等に関するNGO等が参加することとなっている。

### 常設タスクフォース

主な役割	✓ 設立された常設タスクフォースは、必要に応じて開催され、少なくとも半年ごとに会合を開き、技術的、社会的、市場的、法制的な進展を踏まえて、コミットメントを監視し、適応させていく。
構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 常設タスクフォースは、下記の代表者で構成される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>署名事業者・団体</li> <li>欧州対外行動庁（European External Action Service）</li> <li>欧州視聴覚メディア・サービス規制者グループ（European Regulators Group for Audiovisual Media Services：ERGA）</li> <li>欧州デジタルメディア観測所（European Digital Media Observatory：EDMO）</li> </ul> </li> <li>✓ 常設タスクフォースの議長は欧州委員会が務め、専門家の支援も受けながら、技術、社会、市場、法制的発展を見据えて行動規範を見直し、適応させていく。</li> </ul>

## 機関設計



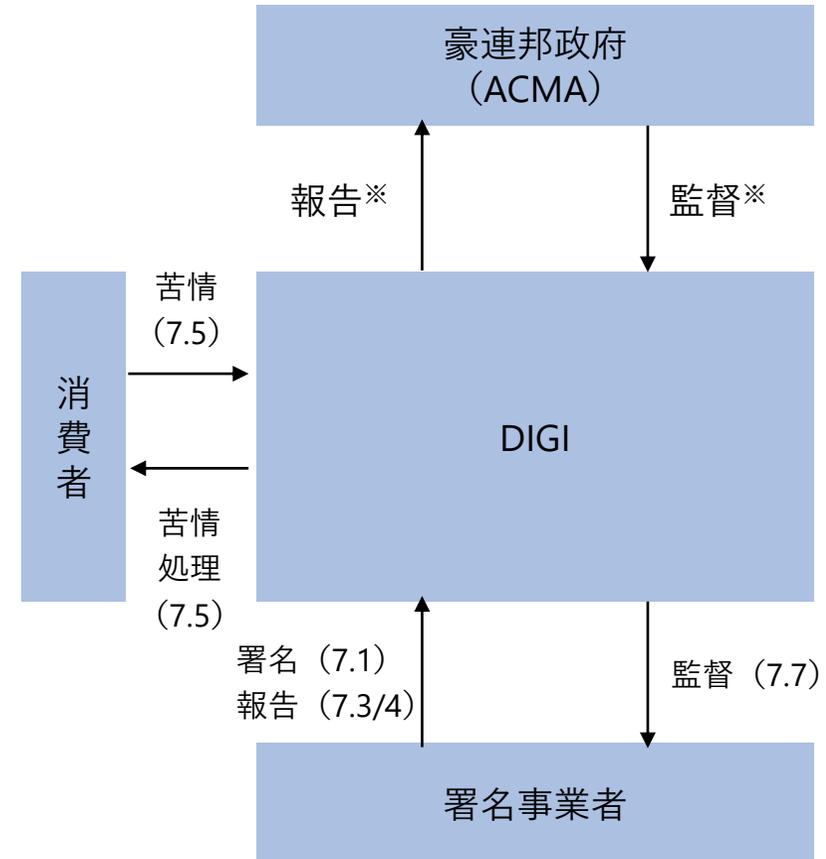
## オーストラリア

豪州では、産業団体DIGIが中心となり、履行確保や政府への報告、消費者からの苦情処理等を担っている。政府も、DIGIの監督を通じて履行確保を図っている。

## 概要

- DIGIは非営利団体であり、大手デジタル事業者から構成される（設立の経緯等はウェブサイトで公開されていない）；
  - 加盟企業（MEMBERS）：Apple、Discord、eBay、Google、Linktree、Meta、Microsoft、Snap Inc.、Spotify、TikTok、Twitch、X、yahoo!
  - 準加盟企業（ASSOCIATE MEMBERS）：Change.org、Gofundme、Product Review、Redbubble
- 産業団体DIGIが中心となり、消費者からの苦情処理や署名した事業者の透明レポートの収集、監督等を実施している。
- 本行動規範の執行等について、豪連邦政府（ACMA）がDIGIからの報告を基に監督を実施し、報告書を作成している。
- この点は行動規範には規定がないが、行動規範策定のきっかけとなった2019年行政文書（Regulating in the digital age Government response and implementation roadmap for the Digital Platforms Inquiry）（前掲P67）にACMAによる行動規範の監督、プラットフォームによる対策の妥当性と偽情報の広範な影響について政府に報告することが規定される。

## 機関設計



※) 行動規範には規定がないが、2019年の行政文書にACMAによる行動規範の監督が規定される（左記）

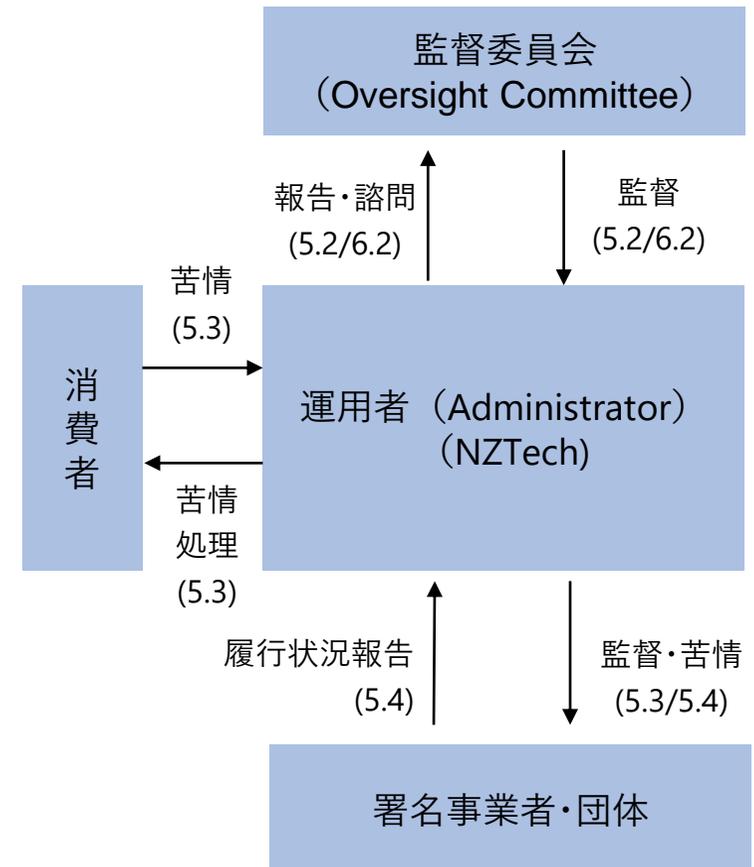
## ニュージーランド

NZにおいては、産業団体NZTechが中心となり、履行確保や消費者からの苦情処理等を担っている。

## 概要

- 事務局を業界団体（NZTech）が務め、苦情処理等を実施し、業界団体の執行を監督委員会がさらに監督している。
  - 監督委員会は、NZTech、Netsafe、署名事業者・団体、マオリパートナー、市民社会、その他関連する合意された利害関係者（政府、学識経験者など）の代表を含む、様々な利害関係者で構成される（詳細は次頁参照）。
- 上記の通り、政府機関の関与は監督委員会への委員派遣にとどまり、豪州やEUと比べ、より事業者の自主性に委ねる設計となっている。

## 機関設計



## 事務局機能を担う主体、政府による監督のあり方、および事業者の規範への参加動機形成の方法が異なっている。

- **機関設計**（事務局機能を誰が担うか、政府による監督への関与がどの程度あるか）、これに伴う**政府機関の負担**がどの程度か、及び事業者にとって**行動規範への参加のインセンティブ**がどのように担保されているか、という観点から比較を実施した。

比較の観点		EU	オーストラリア	ニュージーランド
機関設計	事務局機能の担い手	欧州委員会 (政府)	業界団体 (民間)	業界団体 (民間)
	政府による監督	政府が直接行動規範を監督	業界団体による執行を政府 (ACMA) が監督	業界団体による執行を政府が監督委員会の一構成員として監督
政府負担 (3者比較)		直接的に監督 (政府負担は最大)	事務局を監督 (政府負担は中間)	監督委員会の一員として事務局を監督 (政府負担は最少)
事業者の規範への参加動機形成		VLOP等にとって行動規範参加はDSA上の義務であるリスクの特定・軽減の一環と位置づけられる	将来的な直接規制の導入を示唆	(不明)

## 2. 英国：オンライン安全法における行動規範

- オンライン安全法の概要と目的・経緯
- オンライン安全法の目次・構成
- 対象事業者・対象コンテンツ
- オンライン安全法における偽誤情報の位置づけ
- 事業者には課される義務・違反時の罰則の概要
- 監督・執行体制と執行に向けたスケジュール
- OFCOMのコンサルテーション “Protecting people from illegal harms online” の概要
- 行動規範の適用の考え方
- 行動規範の構成
- 行動規範の具体項目

# オンライン安全法の概要と目的・経緯

項目	内容
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>英国では、違法又は子供に有害なコンテンツや活動によるリスクを特定・軽減・管理する義務をオンラインサービスの提供者に課し、個人にとってより安全なオンラインサービスの提供を確保することを目的として、<b>英国オンライン安全法（Online Safety Act, 2023）が2023年10月26日に制定された</b></li><li>同法は、有害なコンテンツから児童を保護する一方で、成人に対してはオンラインで閲覧できるコンテンツの選択肢を増やすことを目指すとしている</li></ul>
目的	<p>5つの政策的な目的がある</p> <ul style="list-style-type: none"><li>オンラインにおける利用者の安全性を高めること</li><li>オンラインにおける言論の自由を維持・強化すること</li><li>オンライン上の違法コンテンツに対処する法執行能力を向上させること</li><li>利用者のオンラインにおける安全確保能力の向上</li><li>被害状況に関する社会の理解を深めること</li></ul>
経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>英国政府はオンライン上の安全性確保・向上を目的に、2019年4月にOnline Harms White Paperを公表</li><li>その後、パブリックコメントを実施し、2021年5月にはオンライン安全法案（Online Safety Bill、以下OSB）の草案が公表された。</li><li>OSBの草案公表以降、英国議会の合同委員会やDCMS小委員会でOSB草案について検討・議論が行われ、2022年3月17日、上記検討の結果を踏まえ修正されたOSBが英国議会（下院）に提出された</li><li>その後、英国議会（下院）での議論・合意を経た後、2023年1月18日上院に提出され、2023年9月12日に上院による修正案を英国議会（下院）で稟議し、2023年9月19日に修正案に同意</li><li>2023年10月26日、英国オンライン安全法（Online Safety Act, 2023）として制定された</li></ul>

# オンライン安全法の目次・構成

項目		条項	
Part 1	イントロダクション・全体概要	第1条-2条	
Part 2	用語の定義	第3条-5条	
Part 3	ユーザー間サービスや検索サービスに課される義務	1章：イントロダクション	第6条
		2章：ユーザー間サービスの注意義務	第7条-23条
		3章：検索サービスの注意義務	第24条-34条
		4章：子供のアクセス評価	第35条-37条
		5章：不正広告に関する義務	第38条-40条
		6章：行動規範とガイダンス	第41条-54条
		7章：Part3の解釈	第55条-63条
Part 4	ユーザー間サービスや検索サービスに課される更なる義務	1章：本人確認	第64条-65条
		2章：子供の性的搾取と虐待に関するコンテンツの報告	第66条-70条
		3章：利用規約：透明性、説明責任、表現の自由	第71条-74条
		4章：死亡した子供の利用者	第75条-76条
		5章：透明性レポート	第77条-78条
Part 5	ポルノコンテンツを提供する事業者者に課される義務	第79条-82条	
Part 6	違反時の罰則（罰金）	第83条-90条	

項目		条項	
Part 7	OFCOMの権力と義務	1章：一般義務	第91条-93条
		2章：規制対象となるユーザー間サービスおよび検索サービスのカテゴリ登録	第94条-97条
		3章：検索サービスの注意義務	第98条-99条
		4章：インフォメーション	第100条-120条
		5章：テロ・コンテンツおよびCSEAコンテンツに対処するための通知	第121条-129条
		6章：執行権限	第130条-151条
		7章：委員会、調査及びレポート	第152条-164条
		8章：メディアリテラシー	第165条-166条
Part 8	不服申し立てと苦情	1章：不服申し立て	第167条-168条
		2章：苦情	第169条-171条
Part 9	規制サービスに関する国務長官の機能	第172条-178条	
Part 10	通信に関する犯罪	第179条-191条	
Part 11	補足	第192条-225条	
Part 12	解釈と最終規定	第226条-241条	

## 対象事業者・対象コンテンツ

項目	内容	条項
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律の対象となる特定のPFプロバイダー               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ユーザー間サービス-ユーザーがコンテンツを作成して共有したり、相互にやり取りしたりできるサービス。例としては、あらゆるソーシャルメディアやアプリ、写真/ビデオ共有デバイス、インスタントメッセージサービス、オンラインゲームサービスなど</li> <li>✓ 検索サービス-ユーザーが他のウェブサイトやデータベースを検索できるサービス</li> </ul> </li> <li>● 「ユーザー間サービス」又は「検索サービス」については、それが英国外から運営されている場合であっても、「英国との関連性を有する」サービスである限り、英国オンライン安全法の域外適用があるとされている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3条1項</li> <li>● 3条4項</li> <li>● 4条2項a号</li> </ul>

項目	内容	条項
違法コンテンツ (Illegal content)	<p>同法における違法コンテンツとは、テロ、児童の性的搾取、自殺勧奨、自傷行為、ハラスメント、ヘイトクライム、支配行為、薬物犯罪、武器関連犯罪、入国管理法違反、人身売買、成人の性的搾取、過激なポルノ、親密な画像の乱用、犯罪収益、詐欺、外国干渉などを対象とする犯罪を示す。 ※後述するOFCOMのコンサルテーション（ガイダンス・行動規範）の中で、違法危害（illegal harms）で15種類の犯罪を指定している</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 59条</li> </ul>
子供に有害な内容	<p>「子供に有害な内容」とは、</p> <p>(a) 子供に有害な最優先コンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ポルノコンテンツを含み、自殺を助長し、自傷行為を助長し、摂食障害または摂食障害に関連する行動を助長するコンテンツ</li> </ul> <p>(b) 子供に有害な優先コンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人種、宗教、カースト、性別などを虐待したり、標的にしたりするコンテンツ</li> <li>● 憎悪を扇動したり、暴力を助長したり、いじめのコンテンツや、重傷を負わせる可能性のあるスタントを奨励するコンテンツ</li> </ul> <p>(c) (a) または (b) 以外のコンテンツで、英国のかなりの数の子供たちに重大な危害を及ぼす重大なリスクをもたらす種類のコンテンツ。（a material risk of significant harm to an appreciable number of children in the United Kingdom）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 60条</li> <li>● 61条</li> <li>● 62条</li> <li>● 63条</li> </ul>

# オンライン安全法における偽誤情報の位置づけ

## 偽誤情報の定義

- オンライン安全法における違法コンテンツの定義の中に、偽情報は含まれていない。
  - 参考：英国政府は、「偽情報（disinformation）を、人々に危害を与えるため、あるいは政治的、個人的、金銭的利益を得るために、人々を欺き、誤解させることを意図した虚偽の情報および／または操作された情報を意図的に作成し、広めること」と定義している。また、「誤情報（misinformation）とは、不注意による虚偽の情報の拡散である」と定義している

## オンライン安全法における偽誤情報に関連する項目

- 同法の中で、偽誤情報に関連する項目としては、大きくは三つあり、偽誤情報のアドバイザリー委員会の設置（後頁参照）と、新たな虚偽通信罪の規定、OFCOMのメディアリテラシー義務に関する規定である。
- 虚偽通信罪については、同法の179条で規定されており、虚偽であると知っている情報を、情報が心理的または身体的危害を与えることを意図していた場合、および、その情報を送信することについて合理的な理由がない場合に違反となるとしている。
- OFCOMのメディアリテラシー義務については、同法の165条において、規制対象サービスを利用する際に、自分自身や他人を守ることができる方法について、一般市民の認識と理解を高めるための措置を講じることをOFCOMに求められており、例示として「偽情報と誤報の性質と影響」を理解することが挙げられている。

## オンライン安全法における偽誤情報の位置づけに対する評価

- 英国のファクトチェック団体であるFull Factは、オンライン安全法は利用規約にどのような内容を盛り込み、どのように対処・監督するかの規定が不足しているとし、誤情報の拡散を防ぐために十分ではないとの意見を表明している。

## 参考：“Advisory committee on disinformation and misinformation” について

- 同法152条において、偽誤情報のアドバイザリー委員会の設置が義務付けられている。
  - OFCOMは、OFCOM法（Office of Communications Act 2002）の別表第14項に基づく権限を行使し、本項に規定する助言を提供する委員会を設置し、維持しなければならないと規定されている
  - OFCOM法の別表第14項は、「Committees of OFCOM and advisory committees」であり、OFCOMの職務遂行に関する事項について、委員会や諮問委員会をOFCOMが設置できること、また、必要に応じてOFCOM以外のメンバーから委員会を構成できることが明記されている

### 偽誤情報のアドバイザリー委員会の概要

項目	概要
設置根拠・主体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ オンライン安全法の152条にもとづく（上記の通り、オンライン安全法152条における委員会の設置は、OFCOM法におけるOFCOMの委員会設置の権限に関する規定にもとづく）</li><li>・ OFCOMが委員を指名し、設置する</li></ul>
委員会の構成	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委員長と構成員（OFCOMの指名により構成される）</li><li>・ 構成員には、(a)規制対象となるサービス利用者の代表者(b)規制サービスの代表者(c)オンライン上の偽誤情報の防止および処理に関する専門知識を有する者 が含まれることが望ましいとされている</li></ul>
委員会の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ OFCOMに対して、以下に関する助言を提供することが求められている</li><li>・ 規制対象サービスの当該サービス上の偽誤情報への対処に関する助言</li><li>・ 偽誤情報に関して、規制対象サービスに課す透明性レポート（同法77条）やメディアリテラシー（同法165条、ならびに通信法11条）に対するOFCOMの権利行使に関する助言</li></ul>
レポートの提出義務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ アドバイザリー委員会は設置から18か月以内に報告書を公表すること、また、その後定期的に報告書を公表することが義務付けられている</li></ul>

# 事業者課される義務・違反時の罰則の概要

項目	内容	条項
事業者課される主な義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 違法コンテンツ（Illegal content）に関するリスク評価の義務：違法コンテンツが個人に及ぼすリスク（9条5項(b)the level of risk of individuals who are users of the service encountering the following by means of the service）に関する評価を実施し、サービスに重要な変更を加える場合を含めて、アップデートを実施</li> <li>● 違法コンテンツに関する安全義務：サービスのデザイン及び運用に関して、違法コンテンツに関するリスクを効果的に管理・軽減する方策の採用、違法コンテンツを速やかに除去するためのシステム及びプロセスの導入、利用規約又は公表文書において違法コンテンツからの保護に関する措置の開示</li> <li>● コンテンツ報告及び不服申立てに関する義務：ユーザーや影響を受ける個人が違法コンテンツや（子供がアクセス可能な場合）子供に有害なコンテンツを容易に報告できる仕組みの設定、ユーザー等からの不服申立て手続の整備及び不服申立てに対する対応の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 9条、26条</li> <li>● 10条、27条</li> <li>● 20条、21条、31条、32条</li> </ul>
子供がアクセスする可能性の高いサービスに対する追加義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子供に関するリスク評価の義務：コンテンツが子供に及ぼすリスクに関する評価を実施し、サービスに重要な変更を加える場合を含めて、アップデートを実施</li> <li>● 子供の保護に関する安全義務：サービスのデザイン及び運用に関して、子供に及ぼすリスクを効果的に管理・軽減する方策を採用、コンテンツのリスクから子供を保護するためのシステム及びプロセス（「ユーザー間サービス」では年齢認証・推計）の導入、利用規約又は公表文書において子供の保護に関する措置の開示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11条、28条</li> <li>● 12条、29条</li> </ul>
特定のカテゴリのサービスに対する追加義務	<p>特定のカテゴリのサービスは今後、別途定められる予定の規則によって規定される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ユーザーエンパワーメントに関する義務：ユーザーエンパワーメントに関する評価を実施し、サービスに重要な変更を加える場合を含めて、アップデートを実施、大人のユーザーがコンテンツコントロールを行える仕組みを採用、可能な最も早い機会において、デフォルト設定を維持するか、変更するかを選択できるシステム及びプロセスの導入、利用規約において利用可能なコントロール機能及び直近のユーザーエンパワーメントに関する評価の要旨を開示</li> <li>● 詐欺的広告の防止義務：詐欺的広告を速やかに除去するためのシステム及びプロセスを導入し、そのために用いている技術を利用規約において開示</li> <li>● 本人確認の義務：大人のユーザーに対して、サービスの利用に本人確認が不要の場合でも、本人確認のオプションを付与し、利用規約において開示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 14条、15条</li> <li>● 38条</li> <li>● 64条</li> </ul>
違反時の罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1,800万ポンド、または、当該企業の最終事業年度における全世界売上高の10%のいずれか高い額を上限とする制裁金が課される可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スケジュール13の4条1項、5条3項</li> </ul>

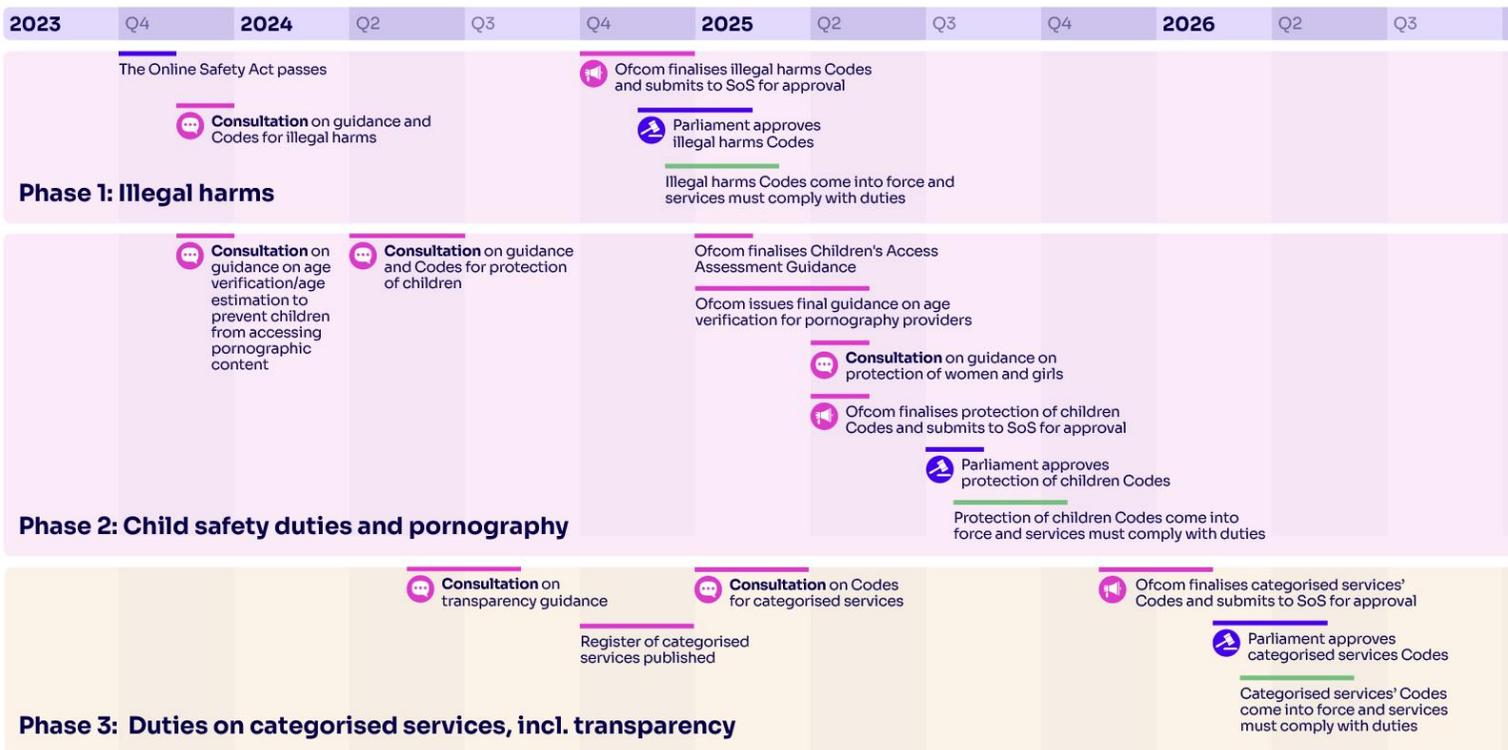
# 監督・執行体制と執行に向けたスケジュール

## ■ オンライン安全法の監督・執行はOFCOMが担う

- オンライン安全法の施行に際しては、OFCOMに対して、PFサービス事業者に課される義務に対する行動規範(Code of Practice)の公表が義務付けられている（同法41条）
- また、PFサービス事業者が同法が定める義務の遵守を支援するためのガイダンスを発行することも義務付けている（同法52条、53条、54条等）

## ■ OFCOMは3つの段階に分けて具体的な施行に向けたガイダンスと行動規範を公表するとしており、その第一段階として、違法な危害に対するガイダンスと行動規範に関するコンサルテーションを公表し、2024年2月23日までパブリックコメントを受け付けた

### オンライン安全法の施行に向けたスケジュール



The coloured bar indicates the time period within which we expect the activity to take place

- Activities that are dependent on Government and Parliament
- Actions Ofcom will take
- Actions services will take

- 🗨️ Consultation
- 📢 Statement
- 🏛️ Parliamentary approval

# OFCOMのコンサルテーション “Protecting people from illegal harms online”の概要

- OFCOMは最初のコンサルテーション（パブリックコメント）として、“Protecting people from illegal harms online”を公開
  - 24年2月23日までパブリックコメントを受け付けた
- コンサルテーションの中では、行動規範についてのOFCOM案も提示している

## コンサルテーション“Protecting people from illegal harms online”の構成・概要

項目		概要
Volume 1	背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オンライン安全法の策定の背景・概要とともに、対象となるサービスを説明</li> <li>• サービスのタイプに応じて対応を変える必要があること、OFCOMが提示する行動規範は時の変化とともにアップデートされるものであること、サービスやリスクに応じて様々な対応をとる必要があることに言及</li> </ul>
Volume 2	オンライン被害の原因と影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オンライン被害の原因と影響に関するOFCOMの調査結果とそれに基づく分析の概要を提示</li> <li>• 具体的には過去3年に渡る調査結果をもとにオンラインでの違法被害に対する原因と影響を概説（成人のインターネット利用者の87%がオンライン上での詐欺等に遭遇したことがあること等を例示）</li> </ul>
Volume 3	オンライン上のリスクの評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービス事業者がリスク管理のためにどのようなガバナンスを敷くべきか、違法被害のリスクを評価するために何をすべきか、記録保持と報告義務をどのように果たすべきかについてOFCOMとしての方針を提示</li> <li>• リスク評価のプロセスやリスク評価を行う際のエビデンスについてのガイダンスを提示</li> </ul>
Volume 4	リスクを軽減するための方法 (行動規範)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 違法コンテンツによる被害を軽減するためにサービス事業者がとるべき推奨措置について説明</li> <li>• 大きくは、ユーザー間サービス（User to User）と検索サービス（Search）に分けて対策を項目別に提示 ※ガバナンスとアカウントビリティはVolume3の中で提示。ただし、行動規範に含まれるとしている。</li> </ul>
Volume 5	違法コンテンツの判別方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オンライン安全法にもとづくコンテンツの判別方法についてのアプローチを説明</li> <li>• 違法コンテンツの判定ガイダンス（Illegal Content Judgements Guidance “ICJG”）にもとづく判定や自社での規約にもとづくアプローチ等を提示</li> </ul>
Volume 6	執行と監督へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• OFCOMの各事業者に対する情報収集の権限の概要と基本的なアプローチを説明</li> <li>• OFCOMの執行権限とその行使に対する基本的なアプローチを説明</li> </ul>

## 行動規範の適用の考え方

- 行動規範の適用は、サービス種別×サービスの規模×リスクの程度から判別される。
- サービス種別で大きく分かれた上で、サービス種別の中で、サービス規模、どの程度のリスクを含むサービスかによって行動規範で推奨される適用範囲が異なる。

	分類	判別基準
サービス種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザ間サービス</li> <li>検索サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザ間サービスまたは検索サービスに該当する特定のサービスタイプや機能を持つかどうかで判別</li> </ul>
×		
サービスの規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模</li> <li>小規模</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模：英国で月間700万人（英国人口の約10%）を超える利用者がいるサービスを大規模</li> <li>小規模：上記未満のサービス</li> </ul>
×		
リスクの程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数のリスク（マルチリスク）</li> <li>特定のリスク</li> <li>低リスク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数のリスク：15種類の違法危害のうち、2種以上の危害に関して、中または高リスクであると評価される場合</li> <li>特定のリスク：特定の違法危害に対して、中または高リスクであると評価される場合</li> <li>低リスク：上記に該当しない場合</li> </ul>

サービスを8種類に分け、行動規範の適用範囲を整理

## 参考：15種類の違法な危害

- オンライン安全法はあらゆる種類の違法コンテンツを対象とするが、考慮すべき特定の犯罪リストとして15の犯罪をコンサルテーションの中で提示している

1. テロ：terrorism offences;
2. 児童の性的搾取・虐待：child sexual exploitation and abuse (CSEA) offences, including grooming and child sexual abuse material (CSAM);
3. 自殺ほう助：encouraging or assisting suicide (or attempted suicide) or serious self-harm offences;
4. ハラスメント・ストーキング・脅迫・虐待：harassment, stalking, threats and abuse offences;
5. 憎悪：hate offences;
6. CCB犯罪：controlling or coercive behaviour (CCB) offence;
7. ドラッグ：drugs and psychoactive substances offences;
8. 銃器・武器：firearms and other weapons offences;
9. 不法移民・人身売買：unlawful immigration and human trafficking offences;
10. 成人の性的搾取sexual exploitation of adults offence;
11. 極端なポルノextreme pornography offence;
12. 親密画像の悪用：intimate image abuse offences;
13. 犯罪行為による収益：proceeds of crime offences;
14. 詐欺・金融サービス犯罪：fraud and financial services offences; and
15. 外国干渉罪：foreign interference offence (FIO)

## 行動規範の構成

- サービス種別に行動規範を提示しており、ユーザ間サービスでは全34項目、検索サービスには全28項目の行動規範を提示
- 各サービス種別のうち、各項目に該当するかどうかは、サービスの規模とリスクの程度によって異なる
  - 大規模かつ複数リスクを保有するサービスについては、すべての項目が該当する
  - ユーザ間サービスの場合、小規模かつ低リスクのサービスについても、14項目が該当するとしている（検索サービスは13項目）

### ユーザ間サービスを対象とした行動規範

大項目	小項目
Governance & Accountability	7
Content Moderation	6
Automated Content Moderation	3
Reporting and Complaints	9
Terms of service	2
Default settings and support for child users	2
Recommender Systems	1
Enhanced User Control	3
User Access	1

### 検索サービスを対象とした行動規範

大項目	小項目
Governance & Accountability	7
Search Moderation	6
Search Automated Content Moderation	1
Reporting and Complaints	9
Publicly available statements	2
Search design	3

# ユーザ間サービス：Governance & Accountability

■ Governance & Accountabilityでは、7つの具体的な措置が明記されている

大項目	No	内容	小規模サービス			大規模サービス		
			低リスク	特定リスク	マルチリスク	低リスク	特定リスク	マルチリスク
Governance & Accountability	1	取締役会または全体的な統治機関が、違法被害に関するリスク管理活動をサービスがどのように評価してきたか、また、発展途上のリスクがどのように監視・管理されているかを年次レビューし、記録する				○	○	○
	2	指名された人物が、違法コンテンツの安全性義務、報告および苦情処理義務の遵守について、最上位の統治機関に対して説明責任を負う	○	○	○	○	○	○
	3	オンライン安全リスクの管理に関する意思決定を行う上級スタッフの責任に関する明文化された文書			○	○	○	○
	4	危害のリスクを軽減・管理するための措置の有効性を独立的に評価し、ガバナンス機関または監査委員会に報告する内部監視・監査機能。						○
	5	サービス上の新たな種類の違法コンテンツ、または特定の種類の違法コンテンツの増加の証拠は追跡され、最も上級のガバナンス機関に報告される			○	○	○	○
	6	違法な危害のリスクから利用者を保護することに関する従業員の基準と期待を定めた、全スタッフに提供される行動規範または原則			○	○	○	○
	7	サービスの設計および運営管理に携わるスタッフは、サービスのコンプライアンスに対するアプローチについて十分な訓練を受けていること			○	○	○	○

## ユーザ間サービス： Content Moderation・Automated Content Moderation

- Content Moderation で6つ、Automated Content Moderationでは3つの具体的な措置を明記
- Automated Content Moderationについては、当該リスクに該当する場合は行動規範への対応が求められる

大項目	No	内容	小規模サービス			大規模サービス		
			低リスク	特定リスク	マルチリスク	低リスク	特定リスク	マルチリスク
Content Moderation	8	コンテンツモデレーションシステムまたはプロセスは、違法コンテンツを迅速に削除するように設計されている	○	○	○	○	○	○
	9	リスクアセスメントの結果およびサービスにおける新たな被害の証拠を考慮し、社内のコンテンツモデレーションポリシーを設定する。			○	○	○	○
	10	コンテンツモデレーション機能にパフォーマンス目標が設定され、サービスがそれを達成しているかどうかを測定する			○	○	○	○
	11	レビューするコンテンツの優先順位を決定する際、コンテンツのバイラル性、コンテンツの潜在的重大性、コンテンツが違法である可能性といった要素を考慮する			○	○	○	○
	12	コンテンツ・モデレーション・チームは、パフォーマンス目標を達成するためのリソースを確保し、外部のイベントによるコンテンツ・モデレーションの需要増にも通常対応できる			○	○	○	○
	13	コンテンツ・モデレーションに従事するスタッフは、違法コンテンツを特定し、削除できるようにするための研修と資料を受けなければならない			○	○	○	○
Automated Content Moderation	14	画像ベースの児童性的虐待資料（CSAM）を検出するために、「ハッシュマッチング」として知られる自動化技術が使用されている		○			○	
	15	自動化ツールは、CSAMをホストしていると以前に特定されたURL、またはCSAM専用と特定されたドメインを含むURLを検出すること		○			○	
	16	キーワード検索は、詐欺に使用される記事に関する犯罪に強く関連するキーワードを含むコンテンツを検出するために使用される					○	

## ユーザ間サービス： Reporting and Complaints

- 9つの具体的な措置が明記されている

大項目	No	内容	小規模サービス			大規模サービス		
			低リスク	特定リスク	マルチリスク	低リスク	特定リスク	マルチリスク
Reporting and Complaints	17	苦情処理プロセスにより、英国の利用者および影響を受ける人は、適切な措置が確実に取られるような方法で、関連する各種類の苦情を申し立てることができる。	○	○	○	○	○	○
	18	苦情処理システムとプロセスは、見つけやすく、アクセスしやすく、使いやすくできている。	○	○	○	○	○	○
	19	適切な措置：苦情を検討するための指標となる期間を苦情申立者に送付すべきである。	○	○	○	○	○	○
	20	苦情に対する適切な対応：違法コンテンツに関する苦情は、当社が提案するコンテンツモデレーションに関する勧告に従って処理されるべきである。	○	○	○	○	○	○
	21	苦情に対する適切な対応：不服申し立ての決定に関する業績目標を設定し、それを実現するためにサービスのリソースを確保すべきである。			○	○	○	○
		苦情への適切な対応：不服申し立ては迅速に決定される	○	○				
	22	苦情に対する適切な措置：不服申し立てが支持された場合、苦情申し立て者は元の地位に戻るべきである。	○	○	○	○	○	○
	23	苦情に対する適切な対応：積極的な技術的苦情については、苦情申立人にその権利を通知する。	○	○	○	○	○	○
	24	苦情に対する適切な対応：その他の苦情は、利用者を危害から守る観点から、トリアージされ、社内の適切な機能またはチームに渡されるべきである。	○	○	○	○	○	○
25	不正行為専用の報告ルートが設けられている					○		

# ユーザ間サービス： Terms of service / Default settings and support for child users

大項目	No	内容	小規模サービス			大規模サービス		
			低リスク	特定リスク	マルチリスク	低リスク	特定リスク	マルチリスク
Terms of service	26	利用規約には、違法コンテンツから個人を保護する方法、使用されるプロアクティブ・テクノロジー、関連する苦情の処理および解決方法に関する規定がある。	○	○	○	○	○	○
	27	利用規約の関連条項が明確で利用しやすい。	○	○	○	○	○	○
Default settings and support for child users	28	デフォルト設定は、子供ユーザーを保護するように設定されている： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスを利用する子供には、ネットワーク拡張プロンプトが表示されず、他のユーザーに表示されるネットワーク拡張プロンプトにも含まれない</li> <li>・ サービスを使用している子供には、ネットワーク拡張のプロンプトが表示されず、他のユーザーに表示されるネットワーク拡張のプロンプトにも含まれない。</li> <li>・ 子ユーザが他のユーザの接続リストに表示されないようにする。子ユーザーの接続リストも、他のユーザーから見えないようにする。</li> <li>・ 非接続アカウントは、サービスを利用している子どもにダイレクトメッセージを送ることができない。</li> <li>・ 正式な接続機能を持たないサービスでは、サービスを利用する児童が未承諾のダイレクトメッセージを受信しないような仕組みを実装すべきである。</li> <li>・ 子ども利用者のアカウントの位置情報は、デフォルトではプロフィールやコンテンツ投稿を通じて他の利用者から見えないようにすべきである。さらに、位置情報の共有機能は、「オプトイン」であるべきである。</li> </ul>		○			○	
	29	支援情報は、サービスを利用する子どもたちに、タイムリーで利用しやすい方法で提供される。これは、利用者が以下のような場合に、サービスに関する情報、保護プロセスへのアクセス、サポートを提供することで、利用者がリスクについて十分な情報を得た上で選択できるようにするためである： <ul style="list-style-type: none"> <li>- リスクを軽減するために設定された、上記で推奨されるデフォルト設定のいずれかを無効にしようとしている場合；</li> <li>- 他の利用者からの正式な接続を確立するための要求に応じること；</li> <li>- 他のユーザーからのダイレクトメッセージを初めて受信する。</li> <li>- ブロックや報告など、アカウントに対するアクションを取ること。</li> </ul>		○			○	

## ユーザ間サービス：Recommender Systems / Enhanced User Control / User Access

大項目	No	内容	小規模サービス			大規模サービス		
			低リスク	特定リスク	マルチリスク	低リスク	特定リスク	マルチリスク
Recommender Systems	30	オン・プラットフォーム・テストを実施する際、サービスは安全性の指標を収集し、これにより、変更が違法コンテンツへのユーザーの露出を増加させる可能性があるかどうかを評価することができる。			○			○
Enhanced User Control	31	ユーザーは、他のユーザーをブロックしたり、ミュートしたりすることができ、まだオンサービス接続をしていないユーザーからは連絡を取れないようにすることができる。					○	
	32	ユーザーは、ブロックされていないユーザーからのコメントを含め、自分の投稿に関するコメントを無効にすることができる。					○	
	33	注目すべきユーザー検証および有償ユーザー検証スキームの運用に関する明確な社内方針があり、検証済みステータスが実際に何を意味するのかについて、ユーザーに対する公開の透明性が向上している。					○	
User Access	34	英国政府によって禁止されているテロリストグループや組織によって運営されている、またはそのような組織のために運営されていると推測される合理的な根拠がある場合、アカウントは削除されるべきである。	○	○	○	○	○	○

## 検索サービス：Governance & Accountability

■ Governance & Accountabilityでは、7つの具体的な措置が明記されている

大項目	No	内容	小規模サービス			大規模サービス		
			低リスク	特定リスク	マルチリスク	低リスク	特定リスク	マルチリスク
Governance & Accountability	1	取締役会または全体的な統治機関が、違法被害に関するリスク管理活動をサービスがどのように評価してきたか、また、発展途上のリスクがどのように監視・管理されているかを年次レビューし、記録する				○	○	○
	2	指名された人物が、違法コンテンツの安全性義務、報告および苦情処理義務の遵守について、最上位の統治機関に対して説明責任を負う	○	○	○	○	○	○
	3	オンライン安全リスクの管理に関する意思決定を行う上級スタッフの責任に関する明文化された文書			○	○	○	○
	4	危害のリスクを軽減・管理するための措置の有効性を独立的に評価し、ガバナンス機関または監査委員会に報告する内部監視・監査機能。						○
	5	サービス上の新たな種類の違法コンテンツ、または特定の種類の違法コンテンツの増加の証拠は追跡され、最も上級のガバナンス機関に報告される			○	○	○	○
	6	違法な危害のリスクから利用者を保護することに関する従業員の基準と期待を定めた、全スタッフに提供される行動規範または原則			○	○	○	○
	7	サービスの設計および運営管理に携わるスタッフは、サービスのコンプライアンスに対するアプローチについて十分な訓練を受けていること			○	○	○	○

## 検索サービス：Search Moderation / Search Automated Content Moderation

- 検索サービスについては、Search Moderation で6つ、Search Automated Content Moderationでは1つの具体的な措置を明記

大項目	No	内容	小規模サービス			大規模サービス		
			低リスク	特定リスク	マルチリスク	低リスク	特定リスク	マルチリスク
Search Moderation	8	違法コンテンツである検索コンテンツは、英国ユーザーのために優先順位を下げるか、インデックスを削除するよう、システムとプロセスが設計されている	○	○	○	○	○	○
	9	リスクアセスメントの結果や、サービスにおける新たな危害の証拠を考慮して、社内の検索モデレーションポリシーを設定する			○	○	○	○
	10	検索モデレーション機能のパフォーマンス目標が設定され、サービスがその目標を達成しているかどうかを測定する			○	○	○	○
	11	どのコンテンツを優先的に審査するかは、検索クエリの頻度、コンテンツの潜在的な重大性、苦情などを考慮する			○	○	○	○
	12	検索モデレーションチームは、パフォーマンス目標を達成するためのリソースを確保し、通常、外部イベントによる検索モデレーションの需要増に対応できる			○	○	○	○
	13	検索モデレーションに従事するスタッフは、コンテンツのモデレーションを行えるよう、研修と資料を受けなければならない			○	○	○	○
Search Automated Content Moderation	14	CSAM をホストしていると以前に特定された URL、または CSAM 専用と特定されたドメインを含む URL は、検索インデックスからインデックスが削除される	○	○	○	○	○	○

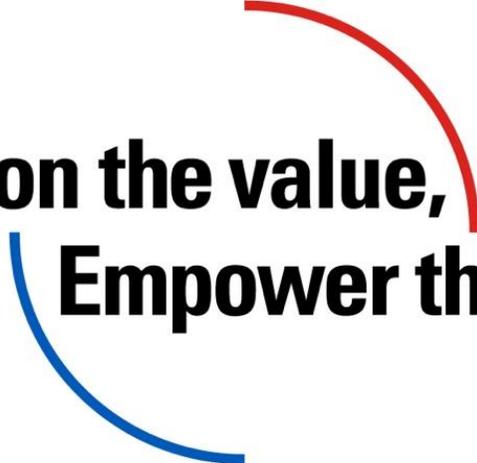
## 検索サービス： Reporting and Complaints

- 9つの具体的な措置が明記されている

大項目	No	内容	小規模サービス			大規模サービス		
			低リスク	特定リスク	マルチリスク	低リスク	特定リスク	マルチリスク
Reporting and Complaints	15	苦情処理プロセスにより、英国の利用者および影響を受ける人は、適切な措置が確実に取られるような方法で、関連する各種類の苦情を申し立てることができる。	○	○	○	○	○	○
	16	苦情処理システムとプロセスは、見つけやすく、アクセスしやすく、使いやすくできている。	○	○	○	○	○	○
	17	適切な措置：苦情を検討するための指標となる期間を苦情申立者に送付すべきである。	○	○	○	○	○	○
	18	苦情に対する適切な対応：違法コンテンツに関する苦情は、当社が提案するコンテンツモデレーションに関する勧告に従って処理されるべきである。	○	○	○	○	○	○
	19	苦情に対する適切な対応：不服申し立ての決定に関する業績目標を設定し、それを実現するためにサービスのリソースを確保すべきである。			○	○	○	○
		苦情への適切な対応：不服申し立ては迅速に決定される	○	○				
	20	苦情に対する適切な措置：不服申し立てが支持された場合、苦情申し立て者は元の地位に戻るべきである。	○	○	○	○	○	○
	21	苦情に対する適切な対応：積極的な技術的苦情については、苦情申立人にその権利を通知する。	○	○	○	○	○	○
	22	苦情に対する適切な対応：その他の苦情は、利用者を危害から守る観点から、トリアージされ、社内の適切な機能またはチームに渡されるべきである。	○	○	○	○	○	○
23	不正行為専用の報告ルートが設けられている					○		

## 検索サービス：Publicly available statements / Search design

大項目	No	内容	小規模サービス			大規模サービス		
			低リスク	特定リスク	マルチリスク	低リスク	特定リスク	マルチリスク
Publicly available statements	24	公表文書には、違法コンテンツから個人を保護する方法、使用されているプロアクティブ・テクノロジー、関連する苦情がどのように処理され解決されるかについての規定がある。	○	○	○	○	○	○
	25	公表文書の関連条項が明確で利用しやすいこと。	○	○	○	○	○	○
Search design	26	ユーザーは、ユーザーを優先的な違法コンテンツに導くと思われる予測検索候補を簡単に報告する手段を持つ。				○	○	○
	27	ユーザーが児童性的虐待資料（CSAM）に遭遇しようとしている可能性があり、CSAMに明確に関連する用語が使用されていることを示す文言がある検索リクエストは、コンテンツに関する警告とサポートリソースをユーザーに表示する必要がある。				○	○	○
	28	自殺に関する一般的なクエリを含む検索要求と、自殺の方法に関する具体的、実践的、または有益な情報を求めるクエリを検出し、危機予防情報を利用者に提供する。				○	○	○



**Envision the value,  
Empower the change**